

平成29年9月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成29年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月11日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村情報公開条例及び中川村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村営墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 平成28年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 9号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第10号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第11号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第12号 平成28年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第16 議案第13号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第18号 平成29年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第14号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第15号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第16号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第17号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 一般質問

3番 松澤文昭

- (1) ふるさと納税制度を活用した中川村の産業振興（農業振興）について

5番 中塚礼次郎

- (1) ふるさと納税について
- (2) 住宅リフォーム助成制度について
- (3) 村内循環バスの路線検討について

2番 飯島寛

- (1) 「日本で最も美しい村」連合対応について

(2) ふるさと納税について

6番 柳生仁

- (1) 観光資源の掘り起こしについて
- (2) 火災及び災害について

7番 小池厚

- (1) 介護保険制度の改正に伴う要支援者に対する取組について

出席議員（10名）

- 1番 高橋 昭夫
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 鈴木 絹子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝芳
- 9番 村田 豊
- 10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長 | 宮下 健彦 | 副村長 | 富永 和夫 |
| 教育長 | 下平 達朗 | 総務課長 | 米山 正克 |
| 会計管理者 | 半崎 節子 | 住民税務課長 | 井原 伸子 |
| 保健福祉課長 | 中平 仁司 | 振興課長 | 松村 恵介 |
| 建設水道課長 | 小林 好彦 | 教育次長 | 松澤 広志 |
| 代表監査委員 | 鈴木 信 | 監査委員 | 松澤 文昭 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 菅 沼 元 臣
書 記 座光寺 てるこ

平成29年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年9月11日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年9月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村長 議員の皆様、おはようございます。(一同「おはようございます」)
中川村議会の9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたるご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。
あいさつの冒頭からになりますけれども、朝鮮半島をめぐる緊張した事態が続いております。8月29日早朝ですが、北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国は北海道上空を超えて太平洋沖にミサイルを発射いたしました。Jアラートの警報が鳴り、避難指示の音声 flowed ものでございます。さらに9月3日に、午後0時30分ごろでありますけれども、同国は6回目となる核実験を強行いたしました。今までの核実験中最大の爆発力を持つようでありまして、水爆の可能性もあるとのことでございます。国連安保理決議に反するだけでなく、国際世論に耳を傾けることなく核武装に固執し国の延命を図ろうとする北朝鮮の行いは到底許されるものではありません。と同時に、経済・軍事的な圧力だけではなくて、外交的な手段による交渉の宅につく努力、こういう努力を模索する中で、朝鮮半島の緊張状態が偶発的な武力衝突から全面戦争に発展しないようにと願うところであります。
ここ数年の感覚でありますけれども、梅雨から夏を経て秋になるというしごく普通に迎え過ぎてきた季節の移ろいが少し変わってきているように感じるところであります。振り返ってみますと、7月の下旬、九州北部地方にかかる梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込みまして、発達した積乱雲が次々と発生し豪雨を降らせ、長く1カ所にとどまる線状降水帯というものを形成をいたしました。1時間雨量が最大124mm、60時間の最大雨量は894mmというかつて記録にないような雨を降らせ、死者35人、行方不明6人という惨事を引き起こしております。浸水・倒壊した家屋は数多く、堤防の決壊、破壊された橋梁も多数あり、財産、社会資本にも多大な影響を及ぼしております。57年前、伊那谷で多くの犠牲者を生んだ昭和36年の梅雨前線集中豪雨災害を思い起こされた村民の皆さん、多くの諸先輩方がいらっしゃるものと思うところでございます。
一方、長野県南部地域におきましては、梅雨の雨が極端に少なくて農作物等の成長

に影響があるのではないかというふうに心配がされましたが、水稻はおおむね生育がよく、刈取りが村内各地で順調に始まっております。刈取りの開始翌日に雨が降りましたが順調に進み一安心をしているところでございますが、梨などの果物の糖度の上昇にはいいんだけれども、肥大化にはちょっと影響が出ているということですか、既に収穫が始まって終わっているのかと思いますが、「つがる」のリンゴにつきましては夜間温度が下がらなくて着色の進行がなかなか進まないと心配している果樹農家の声も聞きました。これから中成種のリンゴから晩成種の「ふじ」の収穫を控えております。味も見た目も優良な中川村の果実の収穫を願うところでございます。

9月は台風シーズンを迎える時期ではありますが、日本列島周辺の海水温が非常に高くなっているということで、台風の発生する条件が非常にそろっているということのようであります。加えまして、発生場所、通過ルートとも予測が難しい中にあるようです。台風と前線によって引き起こされます河川の増水、氾濫、土砂災害につきましてなどの自然災害に対しましては、警戒を怠ることなく、また各地の地域の自主防災組織には、早目の行動や場合によっては整然とした避難行動等をお願いをしております。

本議会でご審議をいただきますのは、条例改正の5議案と、平成28年度決算関係の認定議案が一般会計と特別会計5議案、水道事業会計の合わせて7件、平成29年度の一般会計補正予算案と特別会計補正予算案の5議案、合わせて6件、合計で18本の議案でございます。

条例改正案につきましては、高校生卒業までの医療費負担をなくしまして医療機関で受診者がお金を支払わなくて済むように制度改正を行うものでございまして、施行日を来年8月1日からとする福祉医療給付金条例の改正、それから、村営住宅の入居者の退去時の条件を改正する村営住宅条例の一部改正等を議案提案をするものでございます。

平成28年度決算が確定をいたしました。一般会計決算に加えまして5特別会計決算及び水道事業会計決算でございますけれども、平成29年度へ繰り越す額も含めて審議をよろしくをお願いいたします。

さらに、地方教育行政法が改正されまして、村では初の法適用となるわけでございますが、中川村の新教育長の任命に当たりましての人事案件1件を最終日にご審議いただく予定でございます。

何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、議会開会のごあいさつといたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により2番 飯島寛議員及び3番 松澤文昭議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日議会運営委員会を開催し協議しています。

○議会運営委員長

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

過日行いました議会運営委員会について報告をいたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日9月11日から9月の21日までの11日間とするものです。

次に日程であります。本日は議案第1号から議案第5号までの条例案件について上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第6号から議案第12号までの平成28年度各会計決算認定につきましては、上程から提案理由の説明、質疑までを行い、質疑の後、特別委員会付託としてください。

議案第13号から議案第18号までの各会計補正予算につきましては、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いをいたします。

12日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

13日から15日まで及び19日の4日間は委員会の日程といたします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

20日は議案調査といたします。

最終日の21日ですが、午後2時から本会議を行い、平成28年度各会計決算及び請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書などの発議がありましたら上程の趣旨説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

なお、教育長の任命につきまして人事案件が追加予定されておりますが、追加議案などにつきましては、当日の日程でお知らせをし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

なお、議場内において6月の定例会と同様にノーネクタイ、上着自由としますので、ご承知おきください。

以上が本定例会の会期及び日程であります。円滑な議会運営ができますようここにお願ひをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から9月21日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの11日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願ひます。

次に、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、

報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、この件に関しては後ほど時間をとり説明を受ける予定ですのでご承知おきください。

次に、去る6月定例会において可決された義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、国の責任による30人学級推進と教育予算の増額を求める意見書、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書、長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書、国民の思想・内心の自由を侵す憲法違反の改正組織犯罪処罰法に反対する意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたのでご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号 中川村一般会計継続費精算報告書について説明を求めます。

高齢者憩いの家改修事業に係る平成28年度継続費の精算ができましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告します。

裏面、継続費精算報告書をごらんください。

3款 民生費の老人福祉施設管理費高齢者憩いの家改修事業について、実績欄の支出済額は平成27年度が1,811万7,000円、平成28年度が8,675万1,000円、合計で1億4,86万8,000円で精算となりましたので報告いたします。

続いて報告第2号 専決処分報告について説明を求めます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

専決番号第10号 平成29年8月10日専決であります。

損害賠償の額の決定及び和解について。

ファミリーマートJ A中川店における公用車の衝突事故に係る損害賠償の額を次のように決定し和解したものであります。

1、事故発生日時は平成29年6月4日午前11時30分ころ。

2、事故発生場所は中川村片桐3996番地1。

3、相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。被害物品はフェンスであります。

4、事故の概要ですが、上記場所において消防団員が消防積載車から離れ店内に入ったところ、無人のまま後退し店舗南にあるフェンスに衝突し破損したものであります。

5、損害賠償額ですが、6万4,800円であります。

以上、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村情報公開条例及び中川村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第1号について提案説明いたします。

提案理由は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い本案を提出するものであります。

法律の改正の趣旨は、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ、いわゆるグレーゾーンの解消のため個人情報の定義を明確にしようとするものであります。

第1条につきましては中川村情報公開条例の一部を改正するもので、例規集は1巻451ページからであります。

新旧対照表の1ページをごらんください。

公開しないことができる情報の定めについて第6条第2号で当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものまたは特定の個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利、利益を害するおそれがあるものとして個人情報を明確化するものであります。

第2条は中川村個人情報保護条例の一部を改正するもので、例規集は1巻471ページからであります。これについても新旧対照表の2ページをごらんください。

用語の意義について、第2条第2号で個人情報を、第3号で個人識別符号を、第4号で要配慮個人情報をそれぞれ定義するものであります。

条例の施行は公布の日からとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第2号について提案説明いたします。

提案理由は、教育委員会の委員に教育長職務代理を置くため本案を提出するものであります。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による対応であります。例規集は1巻761ページであります。

別表中、教育委員会の委員に教育長職務代理を加え、報酬の額を月額2万9,000円と定めるものであります。

施行は平成29年10月1日からとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは議案第3号について説明させていただきます。

例規集は2巻の587ページからであります。

本案は、18歳到達年度までの子どもに係る福祉医療費給付金について、現在の償還払いの方法に加えて村から医療機関等に直接支払う現物給付を可能にするための改正を行うものであります。去る8月31日の議会全員協議会でご説明申し上げたものでございます。

改正箇所ですが、現在、県内の医療機関等では給付金の自動的な償還払ができるよ

うに各市町村との間で必要な情報を提供する契約を締結していますが、現物給付の場合には市町村への請求は診療報酬とあわせて行うこととなりますので、情報提供の契約は必須ではなくなります。このため契約締結医療機関に限定している第7条に保健医療機関等全般を加えます。

次に、第8条に第4項として保健医療機関等から村への請求を受給者からの申請とみなす規定を、第5項として村は保健医療機関等に支払うことができる規定を、第6項として保健医療機関等への支払いを受給者への支払いとみなす規定をそれぞれ追加いたします。

また、現在、受給者から村への支給申請について期限の定めがありませんので、この際、療養の給付を受けた日から1年以内という努力義務を第8条第7項として追加いたします。

施行は公布の日からといたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 中川村営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第4号 中川村営墓地条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由は、村営墓地の返還について定めるため本案を提出するものでございます。例規集は第2巻861ページとなります。

お手元に新旧対照表をお配りしてありますので、条例とあわせてごらんください。

改正の内容ですが、第8条第2項 許可の取り消し等につきましては、これまで村長が使用者に原状回復を命ずることができるかと規定をしておりましたが、使用者が原

形に復して村長に返還しなければならないとするものです。

第9条から第12条までの4条は新たに追加するものとなります。

第9条は使用権を引き継ぐことについて規定するものです。

第10条は使用墓地の返還についての規定で、使用墓地を返還する際は使用者が原形に復して返還しなければならないとするものです。

第11条は、第8条第2項、第10条の規定により使用者が墓地を原形に復して返還しなければならないという履行しない場合の費用について規定するものです。

第12条は使用者から墓地の返還があった場合の使用料についての規定で、既に納付をされている額を還付することとするものです。

そのほか、第1条から第8条第1項までは今回の改正に合わせて字句等の整備を行うものとなります。

施行期日は公布の日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第5号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由は、若者向け住宅の入居許可条件を改正するため本案を提出するものでございます。

例規集は第2巻1351ページからとなります。

お手元に新旧対照表をお配りしてありますのであわせてごらんください。

改正点は、条例第6条 入居者の選定及び許可の第5項「アルプスハイツ中組の入

居許可の更新は3年ごとに行うものとする。」の一文を削除し、ほかの若者向け専用住宅と入居許可の条件を統一させるものでございます。

施行期日は公布の日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第9 議案第6号 平成28年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第9号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第10号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第11号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第12号 平成28年度中川村水道事業決算認定について

以上の7議案は平成28年度の決算であり関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第6号から日程第15 議案第12号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 議案第6号から議案第11号までの平成28年度各会計歳入歳出決算について説明をいたします。

初めに議案第6号、中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。

まず3ページの表中、一番下、歳入合計の収入済額をごらんください。平成28年度の歳入決算額は35億9,874万5,125円です。次に、5ページの表中、歳出合計の支出済額をごらんください。歳出決算額は33億5,751万2,494円で、歳入歳出差引残額は、6ページにありますとおり2億4,123万2,631円です。

次に決算書91ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額から3、歳入歳出差引額までは、ただいま申し上げましたとおりです。

4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額578万9,000円は明許繰り越しの一般財源であります。

3の歳入歳出差引額から(2)の繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額は2億3,544万3,631円となります。

歳入歳出総額は前年度に比べて歳入決算額で5,219万5,831円、1.5%、歳出決算額では1億7,399万8,611円、5.5%、それぞれ増となっています。

続いて1ページに戻っていただき、歳入歳出決算書の款、項の内容について説明をいたします。

なお、説明は決算上大きな金額や特色的な事項を申し上げます。

また、金額については1,000円単位で申し上げますので、お願いいたします。

まず、歳入1款の村税は、収入済額4億6,203万3,000円で、前年度比1,070万円の増となりました。

このうち村民税が1億9,938万9,000円で、前年度に比べ法人村民税は減となりましたが、個人村民税は増であり、結果225万6,000円の増となりました。

固定資産税額は2億1,988万4,000円、軽自動車税、たばこ・入湯税、各税合計が4,275万9,000円で、前年度比より増となりました。

不納欠損額は31万1,000円、不納欠損後の収入未済額は959万9,000円で、村税全体の徴収率は97.9%、前年度比0.5ポイントの増となっております。

飛ばしまして6款の地方消費税交付金は8,000万5,000円で、前年度比957万6,000円の減となっています。

8款の自動車取得税交付金は898万7,000円で、前年度比より減額となっています。

11の地方特例交付金は178万5,000円で、前年度比1万円の増となっています。

12款の地方交付税は18億2,338万円です。うち普通交付税は17億1,644万3,000円で、全国では前年比512億円、0.3%の減で、中川村でも国勢調査人口の減などにより前年度に比べ2,031万4,000円の減額となりました。

また、特別交付税は1億693万7,000円で、全国では前年比477億円、4.7%の増でしたが、中川村では除排雪費などの減により前年に比べ1,082万8,000円の減額となりました。

地方交付税全体では、前年度比3,114万2,000円の減額となりました。

14款の分担金及び負担金は4,642万8,000円で、前年度比550万1,000円の増額となっています。うち分担金は1,170万1,000円、県営農村災害対策整備事業の地元分

担金です。

負担金は3,472万7,000円で、主なものは保育料、児童クラブ、受託保育で、いずれも前年度に比べ増額となりましたが、老人施設入所者負担金73万4,000円で、前年度に比べ減額となりました。

負担金の収入未済額は19万7,000円、保育料分であります。

15の使用料及び手数料は5,077万9,000円で、うち使用料4,552万6,000円、前年度比165万9,000円の減額となっています。

主なものは住宅使用料3,686万円で、収入未済額は71万5,000円であります。

手数料は525万4,000円で、前年に比べ増額となっています。

16款の国庫支出金は2億711万7,000円で、前年度比5,894万1,000円、22.2%の減です。うち国庫負担金は1億1,450万2,000円、主なものは、児童福祉費や社会福祉費の民生費分1億1,165万1,000円、公共土木施設災害復旧費273万円などです。

国庫補助金は9,131万6,000円で、主なものは総務費で2,684万8,000円、民生費の2,464万3,000円、土木費の3,884万1,000円ですが、総務費、教育費関係が大きく減額となり、前年比40.3%の減となります。

なお、国庫補助金の収入未済額39万3,000円は繰越事業に係る収入財源であります。

また、委託金129万9,000円、主なものは国民年金事務費となります。

17款の県支出金は2億1,570万7,000円、うち県負担金は9,959万4,000円で、主なものは民生費、農林水産事業費です。

県補助金は1億233万円で、総務費、民生費、農林水産業費などであります。

委託金は1,478万3,000円で、県支出金全体では前年度比357万2,000円の減額となっています。

19の寄附金は118万5,000円です。一般と教育関係は増額でしたが、ふるさと応援寄附金では前年比84万円11件減となり、寄附金全体では前年度に比べ45万8,000円の減額となっています。

3ページ、22款の諸収入は5,952万8,000円で、村民税や固定資産税の延滞金63万9,000円で、水源林造成の受託事業、CATV施設使用料、消防団退職報奨金、コミュニティー助成金などがあります。

23款の村債は2億1,735万円、前年度に比べ1,195万円の減額です。内訳は、過疎対策事業債1億3,145万円、辺地対策事業債1,550万円、公共事業等債2,230万円、緊急防災・減災事業債1,620万円などとなっています。

なお、村債に係る収入未済額1億915万円は村道改良舗装事業、村営住宅建設事業、地方創生拠点整備事業として繰越事業に係る収入財源となっています。

平成28年度末一般会計の税金、負担金、使用料の未集金額全体の状況は1,051万1,000円で、前年度に比べ172万円、14.1%の減となっています。

以上が歳入の決算内容であります。

続いて歳出について説明いたします。

4ページをごらんください。

1 款の議会費は支出済額 5,507 万 2,000 円で、前年度比 605 万 5,000 円、9.9%の減です。11 月より議員欠員 1 名及び議員共済負担金の減額によるものです。

2 款の総務費 6 億 9,004 万 1,000 円で、主なものは広域連合負担金、電子化推進事業、情報セキュリティー強化対策事業や公衆無線 LAN 環境整備工事などです。

防災対策費は県衛生系防災行政無線更新工事費負担金及び村内 26 地区への防災用品の交付金などです。

また、27 年度からの繰越明許事業の地方創生関係事業 1,275 万 9,000 円で、地方創生加速化事業を行い、地方創生推進事業のうち拠点整備で 29 年度へ繰り越し 6,796 万円となりました。

村営バス運営費では巡回バスを 1 台更新し、基金費の基金積み立てについては、平成 28 年度創設したふるさと応援基金に 77 万円、同じく新設の公共施設整備基金へ 1 億円などのほか既存の財政調整基金、高度情報化基金など合計 9 基金へ 1 億 9,708 万 3,000 円を積み立てています。

総務費全体では前年度比 1 億 2,305 万 1,000 円、21.7%の増となっております。

3 款の民生費は 7 億 6,029 万 2,000 円、主なものは障害者自立支援給付費 9,707 万 7,000 円、児童福祉費の児童手当 7,945 万 5,000 円のほか、社会福祉協議会への補助金、臨時福祉給付金、各福祉医療費などです。

また、国保、介護、後期高齢者医療への特別会計繰出金が 3 会計で 1 億 1,734 万 7,000 円です。27 年度から着手した高齢者憩いの家改修工事関係は、平成 28 年度分 8,675 万 1,000 円で、8 月に完成いたしました。

民生費全体では前年度比 6,779 万 3,000 円、9.8%の増となっています。

4 款の民生費は 1 億 6,300 万 8,000 円で、前年度比 1,750 万 6,000 円、12%の増となっています。主なものは、水道事業負担金、ごみ処理関係で伊南行政組合及び上伊那広域連合への負担金などです。

6 款の農林水産事業費は 3 億 7,661 万 2,000 円、うち農業費が 3 億 3,026 万 9,000 円で前年度に比べ増額となっております。

主なものは、農業振興費、担い手確保経営強化支援事業補助金、本事業は翌年度へ 1 億 6,564 万 3,000 円繰り越すものです。

中山間地域直接支払事業、農業集落排水事業特別会計への繰出金、農村山村対策整備事業も含まれております。

国土調査費が 2,985 万 3,000 円で、一筆調査、面積測量、副図作成を行いました。林業費では村有林管理事業の水源林造成事業や村有林整備事業等への委託料、林道改良事業としての林道舗装維持修繕の工事を行いました。

農林水産業費全体では前年度に 3,337 万 7,000 円の増となっております。

7 款の商工費は 7,276 万 2,000 円で、主なものは商工振興費、商工会補助、空き家店舗活用補助、観光事業では陣馬形の森公園避難小屋及び同公園の施設長寿命化改修工事、高齢者憩いの家の改修工事に伴う営業損失補填などを行いました。商工費全体では前年度比 3,455 万 1,000 円の増額となっております。

8 款 土木費は 3 億 6,048 万 9,000 円、うち道路橋梁費は 2 億 425 万 6,000 円で、主なものは道路新設改良工事を村道 4 路線、村道維持工事の 46 件などです。また、橋梁寿命化計画に伴う橋梁修繕工事 2 カ所の工事を行いました。

都市計画費は 1 億 3,570 万 9,000 円で、主なものは公共下水道事業特別会計への繰出金です。

住宅費の翌年度繰越額 700 万円は村営住宅建設事業に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

土木費全体では前年度比 3,147 万 8,000 円の減額となっております。

9 款 消防費は 1 億 351 万 5,000 円で、主なものは上伊那広域消防本部負担金と渡場にありす第 3 部詰所の増築工事です。

10 款の教育費は 2 億 3,029 万 8,000 円で、小学校費で東西小学校の灯油地下タンク撤去と新設工事、中学校費では備品購入として 3 カ年計画 2 年目の生徒用の机、椅子の購入、社会教育費では 8,141 万 2,000 円で文化センター各種保守点検委託業務や文化センター電話機交換工事、図書館の備品購入などです。

また、保健体育費は 637 万 6,000 円で、社会体育館の落下対策防止工事も含まれております。

教育費全体では前年度比 7,503 万円の減額となっております。

11 款の災害復旧費は 838 万 3,000 円で、農地災害復旧事業は同洞、矢田の 260 万 1,000 円と公共土木施設災害復旧費は村道西丸尾飯沼線の 578 万 2,000 円です。

12 款の公債費は繰上償還 1 億 3,352 万 8,000 円を含む 5 億 3,703 万 8,000 円、前年度比 480 万 4,000 円の増額となっております。

以上が歳出であります。

次に 92 ページの財産に関する調書をごらんください。

公有財産の土地の増減はなく、建物が増加となりました。

95 ページの 4 基金ですが、先ほど説明しましたとおり積み立ては財政調整交付金から新設の公共施設整備基金まで積み立て合計 1 億 9,709 万 3,000 円で、基金からの取り崩しはありませんでした。年度末現在高は財政調整基金の 10 億 7,550 万円など 13 基金合計で 20 億 8,815 万円、前年度に比べ 1 億 9,709 万 3,000 円の増額となっております。

96 ページ以下、基金運用状況についてはごらんいただきたいと思います。

決算書については以上とさせていただきます、決算報告書をお願いいたします。

決算報告書 1 ページをごらんください。

決算収支の状況ですが、⑤の平成 28 年度実質収支額 2 億 3,544 万 4,000 円から 27 年度の実質収入額 3,445 万円を差し引いた⑥の単年度収支額マイナス 1 億 906 万 6,000 円に⑦の財政調整基金積み立て 110 万円、⑧の繰上償還金 1 億 3,352 万 8,000 円を加え、⑩の実質単年度収支額は 2,556 万 2,000 円となりました。28 年度も起債繰上償還を行うことができたものです。

次に、6 ページ地方債の状況をごらんください。

28年度の発行額は2億1,735万円、元利償還額は5億3,296万2,000円で、年度末の現在高は合計で27億6,135万1,000円となっております。

借入残高のうち過疎対策費と臨時財政対策債の合計が22億5,167万9,000円で、全体の81.6%を占めております。

15ページをごらんください。

経済収支比率は、人件費、公債費などの経常的経費に村税、普通交付税などの経常一般財源がどの程度充当されるかを示す比率です。平成28年度は78.7%で、前年度比率0.1%の増となっております。

17ページをごらんください。

実質公債費比率は、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値であります。前年度比0.5ポイント下がって2.8%と、数値はここ数年低減してきています。

18ページの財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど普通交付税算定上留保財源が大きいこととなり、財源に余裕があると言えます。平成28年度は0.210で前年度と同じポイントになりました。

以上が主な財政指標であります。

これらの数値から見ますと、中川村の財政は厳しいながらもおおむね健全な運営が図られています。

しかしながら、多額の国債発行残額に見られるような国の厳しい財政状況からすると、決算報告書7ページ、村の歳入構成比で50.8%と大きな比率を示す地方交付税の動向など、歳入に関しては不安定な要素があります。今後とも財源確保に努めながら計画的かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

次に特別会計ですが、最初に議案第7号、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

2ページの歳入合計の歳入済額をごらんください。28年度の歳入決算額は5億6,164万9,262円です。次に4ページの歳出合計支出済額をごらんください。歳出決算額は5億4,150万3,616円で、歳入差引額は2,014万5,626円です。前年度に比べ歳入では884万円、歳出では1,548万2,000円、それぞれ減額であります。

1ページの国民健康保険税は、収入済額1億867万8,000円で、前年度に比べ709万5,000円の減額となっております。

不納欠損は10件66万6,000円で、収入未済額は421万6,000円、前年度に比べ70万7,000円の減額となっており、徴収率は前年度に比べ0.05ポイント増となり95.7%であります。

5款の国庫支出金は1億734万2,000円で、主なものは療養給付費等負担金、財政調整交付金となります。

7款の前期高齢者交付金は1億5,547万円で、これは前期高齢者医療にかかる支払基金からの交付金であります。

8款の県支出金は2,853万2,000円、主に県補助金の調整交付金となります。

13款の繰入金是一般会計からの保険基盤安定分と出産育児一時金であります。28年度も国保支払準備基金からの繰入金はありませんでした。

次に3ページからの歳出ですが、2款の保険給付費は3億2,214万3,000円、このうち療養諸費と高額療養費は一般被保険者分で3億740万2,000円、前年度に比べ430万3,000円の減額、退職被保険者で1,050万2,000円、前年度に比べ368万2,000円の減額となっております。保険給付費全体では前年度に比べ944万6,000円の減額となっております。

3款の後期高齢者支援金は6,591万5,000円で、6款の介護保険納付金は2,437万5,000円で、それぞれ昨年に比べ減額となっております。

7款の共同事業拠出金は1億1,854万2,000円で、高額医療費共同事業分及び保険財政共同安定化事業分となります。

次に24ページの財源に関する調書をごらんください。

国保支払準備基金は、基金利子を含む5万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、年度末残高2,525万円となっております。

次に、議案第8号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページの平成28年度歳入決算額は5億9,872万2,844円で、2ページの歳出決算額は5億8,074万2,754円、歳入歳出差引額は1,244万3,405円です。前年度に比べ歳入は174万円、歳出は1,418万4,000円の減額となります。

歳入の1款 保険料は1億1,734万5,000円で、第6期介護保険事業計画の中間年度なので資本保険料率は変わりません。前年度に比べ140万1,000円の増額です。収入未済額は対象者11名64万6,000円で、保険料徴収率は前年度に比べ0.1ポイント減り99.5%となっております。

4款の国庫支出金は1億5,252万6,000円、5款の支払基金交付金は1億5,989万8,000円、6款の県支出金は8,349万3,000円、それぞれ介護保険の保険給付と地域支援事業費に充てられる収入です。

10款の繰入金は一般会計から7,785万3,000円で、28年度、介護給付費準備基金からの繰入金はありませんでした。

歳出2款 保険給付費は5億5,017万2,000円、うち主なものは、介護サービス給付等諸費が5億4,082万円、高額介護サービス費が884万3,000円です。保険給付費全体では前年度より減額となっております。

5の地域支援事業費は1,638万7,000円、高齢者への介護予防事業が863万8,000円となり、介護予防事業に対する各種事業を実施しております。

16ページの財産に関する調書をごらんください。

介護給付費準備基金は200万円を積み立てを行い年度末残高1,700万円となっております。

次に、議案第9号、中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算をお願いいたします。

1ページの28年度歳入決算額は4,987万8,487円で、歳出決算額は4,981万6,387

円で、翌年度繰越額は6万2,100円となります。前年度に比べ歳入歳出それぞれ増額となっております。

1 款の後期高齢者衣装保険料は3,570万1,000円で、前年度に比べ139万7,000円の増額です。収入未済額は11万6,000円、保険料の徴収率は前年度に比べ0.07ポイント増え99.73%となっております。

4 款の繰入金は一般会計から事務費と保健基盤安定化分とし1,417万円の繰り入れを行っております。

歳出のほうですが、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金が4,937万3,000円で、前年度に比べ129万円の増額です。内訳は、保険料分担分とし3,564万6,000円、保険基盤安定負担金とし1,372万7,000円となっております。

次に、議案第10号、中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

28年度の歳入決算額は2億218万2,778円、歳出決算額は1億9,546万5,789円で、翌年度繰越額は584万7,408円であります。前年度に比べ歳入は216万6,000円の増額、歳出は368万1,000円の減額であります。

歳入の1 款 分担金及び負担金は690万円で、前年度に比べ124万円の増額、収入未済額は385万5,000円となっております。

2 款の使用料及び手数料は6,111万6,000円で、前年度の比べ40万9,000円の増額、不納欠損はなく、収入未済額は132万9,000円です。

なお、平成28年度の人口による公共下水道の水洗化率を見ますと、村全体で90.8%、前年度比0.7ポイント増となっております。

7の繰入金は1億3,000万円で、一般会計からの公債費分等の繰入金です。

歳出1 款の下水道事業費は5,663万8,000円で、前年度に比べ253万円の増額、うち下水道維持費では3,938万8,000円で、前年度に比べ55万2,000円の増額となっております。

2 款の公債費は1億3,882万7,000円で、前年度比621万2,000円の減額となっております。

最後に議案第11号、中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算をお願いします。

28年度の歳入決算額は1億2,224万8,598円、2ページの歳出決算額は1億2,000万4,397円で、翌年度繰越額は224万4,201円となっております。前年度に比べ、歳入は140万6,000円、歳出は267万2,000円、それぞれ減額となっております。

歳入の分担金は280万円で4件の加入がありました。

2 款の使用料及び手数料は2,259万5,000円で、前年度に比べ4万円の増額、不納欠損が4万4,000円あり、収入未済額は21万5,000円となっております。

7 款の繰入金は9,400万円、一般会計からの公債費分等の繰入金であります。

なお、28年度の人口による農業集落排水の水洗化率を見ますと、全体で89.2%、前年度に比べ0.8ポイントの増であります。

農業集落排水歳出の1 款 農業集落排水事業費は3,286万4,000円、このうち維持管理事業分は2,339万8,000円で、前年度に比べ56万2,000円の減額です。

以上、一般会計、特別会計の5会計の決算書の説明をさせていただきました。

審査のほどよろしく願いいたします。

○建設水道課長

議案第12号 平成28年度中川村水道事業決算認定について説明いたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので企業会計方式により処理をしています。そのため、損益計算書の増減事項になる損益取引と貸借対照表の増減事項となる資本取引との2本立てとなっております。

なお、決算報告書の数値は税込み表示、損益計算書や費用明細書などは税抜表示となっておりますのであらかじめご承知おきください。

金額につきましては1,000円単位、1,000円未満は切り捨てで申し上げます。

それでは決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、収益的収入の決算額1億3,108万円に対し収益的支出の決算額は9,725万9,000円で、見かけ上3,382万1,000円のプラスとなりました。

2ページをお願いいたします。

2ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額1,963万8,000円に対し資本的支出は決算額6,998万6,000円で、差し引き5,034万7,000円の不足となっておりますが、この不足額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

次に財務諸表ですが、まず3ページの損益計算書をごらんください。

収益的収支の明細となっておりますが、この表以降については借り受け消費税を除いた税抜き数字となっております。

営業収益は合計で8,503万9,000円、営業費用の合計は9,401万4,000円で、差し引きで営業利益は897万4,000円の損失となりました。これに営業外収益の合計3,938万3,000円及び営業外費用の合計85万円を差し引きをした計上利益は2,955万7,000円となりました。特別利益及び特別損失はなく、当年度純利益は2,955万7,000円となりました。そこに前年度繰越利益剰余金4億578万6,000円を加えた4億3,534万4,000円が当年度末処分利益剰余金となりました。

続いて4ページをごらんください。

まず上の表になりますが、剰余金計算書につきましては決算としての認定を求めるものです。

剰余金のうち利益常用金につきましては、前ページにあります前年度繰越利益剰余金の4億578万6,000円に当年度純利益の2,955万7,000円を加えた未処分利益剰余金4億3,534万4,000円と減災積立金4,280万円を加えた当年度末残高は4億7,814万4,000円となります。

下の表は上の表で計算をされた剰余金の処分に関する計算書(案)で、議決を求めるものであります。資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金4億3,534万4,000円をそのまま翌年度に繰り越し処理をしたいとするものであります。

最後に5ページの貸借対照表ですが、これは平成28年度末現在の財政状態をあらわしております。

資産の部は固定資産と流動資産で構成をされ、固定資産の合計額は11億684万8,000円、それから流動資産の合計額は2億5,652万円、資産の合計は13億6,336万9,000円であります。

負債の部は固定負債と流動負債及び繰延収益で構成をされ、固定負債の合計額は4,440万3,000円、流動負債の合計額は1,475万1,000円、繰延収益合計額は8億393万4,000円、負債の合計は6億7,308万9,000円あります。資本の部は資本金と剰余金で構成をされ、資本金の合計額は490万円、剰余金の合計額は4億8,537万9,000円、資本の合計は4億9,027万9,000円、資本、負債の合計は資産の合計と同額の13億6,336万9,000円となっています。

以下は決算附属書類ですが、6ページから9ページにかけましては事業報告書として業務や経営の状況、工事、それから業務量等を記してあります。

また、10ページにつきましてはキャッシュフローの計算書ですが、資金の流れに関する情報を示しております。業務活動によるキャッシュフロー、それから投資活動によるキャッシュフロー、3番の財務活動によるキャッシュフローの合計をいたしまして、資金の減少額は1,220万4,000円で、資金期末残高は2億4,580万2,000円となっております。これは、5ページの貸借対照表の現金預金と一致をしております。

それから、11ページ以降はその他書類といたしまして収益費用明細書、固定資産の明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読み取りいただくこととしまして、決算処理の説明といただきます。

○議長 ところで暫時休憩とします。再開は10時30分といたします。

[午前10時19分 休憩]

[午前10時30分 再開]

○議長 会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 それでは、平成28年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見についてご報告を申し上げます。

中川村代表監査委員 鈴木信

中川村監査委員 松澤文昭

平成28年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成28年度各会計の歳入歳出決算書、証拠書類、その他政令で定める書類及び同法241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査しましたので、別紙のとおり意見を付します。

大筋については休憩前に会計管理者及び建設水道課長よりご説明がありましたので、できるだけ簡略にご報告を申し上げたいと思います。

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 平成28年度一般会計歳入歳出決算書

(2) 平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(3) 平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算

(4) 平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

(5) 平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

(6) 平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成29年7月31日、8月1日7日及び8日の4日間

3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、計数の確認、関係法令等に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取と必要な審査手続をもって実施した。

第2 審査の結果

1 総括

(1) 総括意見

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別会計、各5会計とも実質収支は黒字決算となった。うち一般会計の実質収支は2億3,544万4,000円となった。

地方交付税が歳入に占める割合は50.8%で、前年度比3,114万2,000円、1.7%の減となり、国庫支出金の占める割合は5.8%で、前年度比5,894万2,000円、22.2%の減となった。

県支出金の占める割合は6.0%で、前年度比357万2,000円、1.6%の減となった。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

(2) 決算規模

一般会計は前年度に比べて歳入で5,219万6,000円、1.5%の増、歳出で1億7,399万8,000円、5.5%の増となった。

特別会計の合計は、前年度比で歳入で851万9,000円、0.6%の減、歳出で3,477万2,000円、2.3%の減となった。

一般会計と特別会計の実質収支の合計は前年度比で8,281万3,000円、22.7%の減

となった。

一般会計及び各特別会計の決算額は次のとおりであるということで、以下、表のとおりでございますのでお目通しをいただきたいと思ひます。

(3) 財政運営の弾力性

健全な財政運営の要件は収支の均衡を保持しながら経済変動や村民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標の過去10年間の年度別推移は次表のとおりであるということで、下記表のとおりでございますのでお目通しをいただきたいと思ひます。

①財政力指数以下⑤の将来負担比率については各財政比率、指数についての説明でありますので、以下お目通しをいただきたいと思ひます。

2 一般会計

(1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりである。

①村税

ア 村税の決算額は4億6,203万3,000円で、前年度比1,070万円、2.4%の増となった。

イ 収入未済額は959万9,000円で、前年度比195万4,000円、16.9%の減となっている。

ウ 村税全体で不納欠損処分は34件31万1,000円で、前年度に比べ12万円減少している。処分は地方税法の規定に基づき適正に行われているものと認めた。今後も徴収努力を続ける中で厳正、的確に対処されたい。

エ 村税の徴収率は97.9%で、前年度比0.5ポイント、前々年度比1.3ポイント徴収率が向上していることを認めた。現年度課税分は99.1%で前年度比0.2ポイントの減、滞納繰越分は49.6%で前年度比8.8ポイントの増となっており、過年度分を重点に徴収されていることを評価する。引き続き徴収率の向上に一層の努力をされたい。

なお、高額滞納者に対しては長野県滞納整理機構へ徴収を委託しており、平成28年度は固定資産税納税分272万8,196円が納入され、委託の効果が上がっている。

また、徴収困難者に対しては平成26年度から県税徴収対策室上伊那分室へ徴収の引き継ぎを行っており、県との連携により引き続き滞納額の解消に努められたい。

②地方譲与税

決算額は前年度比42万8,000円、0.8%の減となった。

③地方交付税

決算額は18億2,338万円で、前年度比3,114万2,000円、1.7%の減となった。

普通交付税は、算定の基礎となる基準財政需要額が22億563万1,000円で、前年度比456万円、0.2%の減、一方、基準財政収入額は4億8,912万2,000円で、前年度比1,568万8,000円、3.3%の増となっている。需要額から収入額を差し引いた普通交付税決定額は17億1,644万3,000円で、前年度比2,031万4,000円、1.2%の減となっ

ている。

特別交付税は、過疎地域振興、地方バス、地域協力隊などにより交付額1億693万7,000円で、前年度比1,082万8,000円、9.2%の減となっている。

④分担金及び負担金

ア 決算額は4,642万8,000円で、前年度比550万1,000円、13.4%の増となった。

イ 分担金について、ウ 負担金について、それぞれ指摘事項とさせていただいております。

⑤使用料及び手数料

ア 決算額は5,078万円で、前年度比140万1,000円、2.7%の増となった。

イは住宅使用料について、ウは使用料の収入未済額について、それぞれ指摘事項とさせていただいております。

⑥国庫支出金

決算額は2億711万7,000円で、地方創生関連の補助や社会保障番号制度システム整備費補助が減少し、大規模な学校施設の環境改善が終了したため、前年度比5,894万1,000円、22.2%の減となった。

国庫支出金は各事業の貴重な財源となるため、国からの通知や情報を注視して、その活用に向けて努力されたい。

⑦県支出金

決算額は2億1,570万7,000円で、前年度比357万2,000円の1.6%の減となった。

⑧財産収入

決算額は767万円で、物品売払収入の皆減により前年度比396万9,000円、34.1%の減となった。

⑨寄附金

決算額は118万5,000円で、前年度比45万8,000円、27.9%の減となった。

⑩繰入金

平成28年度も基金からの繰り入れは行われていない。

⑪諸収入

決算額は5,952万9,000円で、水源林造成事業収入の増により前年度比1,387万4,000円、30.4%の増となった。

⑫村債

決算額は2億1,735万円で、前年度比1,195万円、5.2%の減となった。

過疎対策事業債1億5,355万円、辺地対策事業債2,150万円、緊急防災・減災事業債1,620万円、公共事業等債1,240万円、財源対策債990万円等となっており、借入額のうち70.6%を過疎対策事業債が占めている。

平成28年度の過疎対策ソフト事業の状況は、地域医療確保対策に1,820万円、村道維持修繕に2,790万円、林道維持修繕に70万円、西小学校教室棟ベランダ改修に10万円を充てた。過疎地域自立促進特別措置法の期限は平成32年までとなっており、交付税措置による有利な過疎対策事業債を有効活用し事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては、単年度に偏ることなく計画的な起債事業の執行に努められたい。

(2) 歳出

一般会計の歳出は予算現額に対して支出済額 33 億 5,751 万 2,000 円で、不用額 2 億 3,375 万 2,000 円で、予算に対する執行率は 89.4%であった。不用額は、予備費 2 億 2,176 万 7,000 円を除けば多額でなく、補正予算の措置等、適切に処理されていることを認めた。

事業等については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力がうかがえた。歳出について特記すべきもの及び意見は次のとおりである。

①議会費

ア 決算額は 5,507 万 2,000 円で、前年度比 605 万 5,000 円、9.9%の減となった。

②総務費

ア 決算額は 6 億 9,004 万 1,000 円で、前年度比 1 億 2,305 万 2,000 円、21.7%の増となった。これは、ふるさと応援基金及び公共施設整備基金の新規積み立てと高度情報化基金積立金の増によるものである。

イ 一般管理費のうち公債費は 25 万 8,000 円で、前年度比 10 万円の減、食糧費は 96 万 5,000 円で、前年度比 7 万 8,000 円の増となっている。今後とも適切、慎重な執行をお願いをしたい。

ウ 自治振興費は 833 万 1,000 円で、前年度比 113 万 7,000 円、15.8%の増となっている。

エ 電子化推進事業費は 3,121 万 9,000 円で、前年度比 1,795 万 3,000 円、135.3%の増となっている。

オ 地方創生関連事業として、農家民泊開店資金や広域連携などの地方創生加速化事業 1,225 万 2,000 円、結婚活動支援や 3 世代同居等のための住宅新增改築支援事業補助金などを地方創生事業推進事業費 2,110 万 9,000 円を実施した。少子化対策、人口減対策の効果が上がることを期待する。

カ バス運行事業は 2,905 万 5,000 円で、前年度比 311 万 4,000 円、12.0%の増となっている。村営巡回バス 1 台 994 万 4,000 円を更新した。

村営巡回バス運行事業の利用者は延べ利用者 2 万 7,923 人で、前年度比 584 人、2.1%の増となっている。学生や高齢者等の交通弱者に加え、高齢、病気を理由に免許返納も増えつつあり、移動手段のない村民の大切な公共交通となっている。

キ 防災事業費は 2,505 万 4,000 円で、前年度比 1,717 万 1,000 円、217.8%の増となっている。

③民生費

ア 決算額は 7 億 6,029 万 2,000 円で、前年度比 6,779 万 3,000 円、9.8%の増となった。

イ 平成 28 年度の出生は 34 人で、出産祝い金の交付対象にを第 1 子、第 2 子まで拡充し、第 3 子以降 11 人、前年度比 6 人増で、前年度比 128 万円増となっている。

保育者措置人員は 176 人で、前年度比 2 人増となっている。

ウは集いの広場バンビーニについて、エは生活保護費について、カは障害者支援事業について、キは高齢者人口について、それぞれ指摘事項とさせていただいております。

また、クはくつろぎ事業の高齢者憩いの家についての指摘事項とさせていただいております。

④衛生費

ア 決算額は 1 億 6,300 万 8,000 円で、昨年度比 1,750 万 6,000 円、12.0%の増となった。

イは健康診査事業について、ウは合併処理浄化槽について、エはごみ処理事業について、それぞれ指摘事項とさせていただいております。

⑤農林水産業

決算額は 3 億 7,661 万 3,000 円で、前年度比 3,337 万 8,000 円、9.7%の増となった。

イは担い手確保経営強化支援事業について、ウは地方創生加速化事業について、エは農産物加工施設について、オは鳥獣害防止対策事業について、カはずく出し共同事業について、キは県営農村災害対策整備事業について、クは村有林管理事業について、ケは森林体験施設管理事業について、コは地方創生先行型事業について、サは国土調査費について、それぞれ指摘事項とさせていただいております。

⑥商工費

ア 決算額は 7,276 万 2,000 円で、前年度比 3,455 万 2,000 円、90.4%の増となった。

イ 厳しい経済事情の中で商工業振興資金の村制度資金で 16 件、前年度比 5 件減、4,464 万 3,000 円、2,542 万円の減の融資利用があった。

また、商工業振興資金貸付基金は総額 7,200 万円である。

今後とも商工会と連携して村内商工業者の需要に応えるよう努められたい。

ウは指定管理施設の利用者について、エは観光施設管理事業について、オはふれあい観光施設管理事業について、それぞれ指摘事項とさせていただいております。

⑦土木費

ア 決算額 3 億 6,048 万 9,000 円はで、前年度比 3,147 万 8,000 円、8.0%の減となった。

イは道路新設改良舗装事業について、ウは道路維持管理費について、エはずく出し共同事業補助金について、オは橋梁維持管理費について、カは住宅費居ついて、それぞれ指摘事項とさせていただいております。

⑧消防費

消防費は 1 億 357 万 5,000 円で、前年度比 97 万 9,000 円、1.0%の増となった。

イ 消防施設費は 1,712 万 8,000 円で、前年度比 1,094 万 7,000 円、177.1%の増となっている。これは、第 3 部詰所渡場増築工事 923 万 4,000 円によるものである。

ウ 消防団員の定数は 200 人以内で、平成 28 年 4 月 1 日現在、特別消防団員を含め

て173人、前年度比9人減となっている。団員確保が大変厳しい状況にある。村民の安心・安全の確保から、今後も団員の確保に尽力されたい。

⑨教育費

ア 決算額は2億3,029万9,000円で、前年度比7,502万9,000円、24.6%の減となった。これは、中学校ランチルーム、給食センター、文化センター大ホール天井、社会体育館の各耐震補強工事が完了したことによるものである。

イは学校施設整備、ウは社会教育施設の利用者数、エは図書館事業、オはアンフォルメル中川村美術館について、それぞれ指摘事項とさせていただきます。

⑩災害復旧費

決算額は838万3,000円で、前年度比449万6,000円、115.7%の増となった。農地等災害復旧工事同洞・矢田226万8,000円、道路災害復旧工事西丸尾飯沼線438万2,000円などが行われた。

⑪公債費

ア 決算額は5億3,703万8,000円で、前年度比480万4,000円、0.9%の減となった。

イ 平成28年度末村債現在高は27億6,135万1,000円で、前年度末に比べ2億9,584万7,000円、9.7%の減となっている。

また、年度中に1億3,352万8,000円の繰上償還が行われた。

また、平成24年度に借入れをした過疎債の据え置き期間が終わり元金償還が始まること等により今後公債費が徐々に増加する見込みであることから、引き続き慎重な財政運営を期待する。

(3) 基金

ア 積立基金及び定額運用基金の合計の前年度末現在高は18億9,105万7,000円で、平成28年度中の積立額は1億9,709万3,000円で、取り崩しはなく、平成28年度末現在高は20億8,815万円となっている。その運用については適正なものと認めた。

イ 財政調整基金の前年度末現在高は10億7,360,440万円で、110万円の積み立てを行い、平成28年度末現在高は10億7,550万円となっている。

ウ 減債基金の前年度末現在高は1億4,272万円で、5万円の積み立てを行い、平成28年度末現在高は1億4,277万円となっている。

エ 高度情報化基金の前年度末現在高は1億3,325万7,000円で、9,504万5,000円の積み立てを行い、平成28年度末現在高は2億2,830万2,000円となっている。

オ 新たにふるさと応援基金77万円、公共施設整備基金1億円を設置した。

3 特別会計

特別会計5会計の歳入合計は15億3,468万2,000円、歳出合計は14億8,753万3,000円で、予算に対する執行率は96.7%であった。各特別会計とも収入確保に努力され、また、歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めた。

(1) 国民健康保険事業特別会計

①歳入総額は5億6,164万9,000円で、前年度比884万1,000円、1.5%の減となっ

た。

②歳出総額は5億4,150万4,000円で、前年度比1,548万2,000円、2.8%の増となった。

③は支払準備金について、④は一般被保険者数について、それぞれ指摘事項とさせていただきます。

⑤国保税の滞納額は421万9,000円で、前年度比70万7,000円、14.3%減となっている。引き続き国保税の徴収について、なお一層の努力を期待する。

⑥国保税の不納欠損処分は56件66万7,000円で、前年度比32万2,000円、93.2%増となっている。

(2) 介護保険事業特別会計

①歳入総額は5億9,872万3,000円で、前年度比174万1,000円、0.3%の減となった。

②歳出総額は5億8,074万3,000円で、前年度比1,418万4,000円、2.4%の減となった。

③介護給付費準備基金の前年度末現在高は1,500万円で、200万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、平成28年度末現在高は1,700万円となっている。

④は被保険者数、⑤は保険給付費月額について、⑥は介護保険料の収入未済額について、それぞれ指摘事項とさせていただきます。

(3) 後期高齢者医療特別会計

①歳入総額は4,987万8,000円で、前年度比130万3,000円、2.7%の増となった。

②歳出総額は4,981万6,000円で、前年度比124万8,000円、2.6%の増となった。

③後期高齢者医療の対象者について、④総医療費について、それぞれ指摘事項とさせていただきます。

⑤後期高齢者医療保険料の収入未済額は9万5,600円となっている。

(4) 公共下水道事業特別会計

①歳出総額は1億9,546万6,000円で、光熱水費などの減により前年度比368万1,000円、1.8%の減となっている。

②は年度末における水洗化率の状況について指摘事項とさせていただきます。

③下水道使用料の収入未済額は133万円で、前年度比4万7,000円、3.7%の増となっている。

徴収については、分納、延納等により、その実情に合わせた方法で徴収されている。今後も引き続き滞納額の解消に努力されたい。

④平成28年度末地方債現在高は13億2,336万9,000円で、前年度末に比べ1億964万7,000円、7.7%の減となっている。

(5) 農業集落排水事業特別会計

①歳出総額は1億2,000万4,000円で、光熱水費などの減により前年度比267万2,000円、2.2%の減となった。

②は水洗化率の状況について。

③は農集排使用料の収入済未済額は21万5,000円で、前年度比11万4,000円、34.7%の減となっている。引き続き滞納の解消に努力されたい。

④平成28年度末地方債現在高は8億5,095万2,000円で、前年度末に比べ6,736万1,000円、7.3%の減となっている。

4 その他

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等、さまざまな分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署間の連携等により未収金回収に努力されている。今後もより積極的な取り組みによってその解消になお一層努力されたい。

次に、平成28年度中川村水道事業会計決算の審査意見について報告を申し上げます。

平成28年度の中川村水道会計決算の審査意見について。

中川村代表監査委員 鈴木信

中川村監査委員 松澤文昭

平成28年度中川村水道事業会計決算の審査意見について

地方公営企業法第30条の規定により審査に付された平成28年度水道事業会計の歳入歳出決算関係帳簿及び証拠書類について審査をしましたので別紙のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成28年度水道事業会計歳入歳出決算

2 審査の期日

平成29年7月31日

3 審査の方法

審査に当たっては、事業管理者から提出された決算書が平成28年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証した。

また、年度内の事業運営全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査した。

4 決算の概要

(1) 業務実績

給水人口は4,894人で、前年度より70人減少し、給水件数は1,783件で、前年度より2件増加している。

年間総配水量は58万3,579m³で、前年度より2万2,283m³、3.8%減少している。

配水量のうち料金収入となった水量は42万8,116m³で、前年度とほぼ同じであり、配水量のうち料金収入となった水量の割合である有収率は73.36%で、前年度より2.70%上昇している。

工事関係では、美里地区の本管751mが更新され、前年度掘削工事を実施した田島第2水源が稼働した。

(2) 経営成績

①事業収入及び事業費、経常収支は税抜、収納状況は税込み、経常収支の状況を見ると、総収益は1億2,442万3,000円で、前年度比130万6,000円、1.1%の増となっている。うち給水収益は7,947万5,000円で、前年度比35万円、0.4%の減であった。

一方、総費用は9,486万5,000円で、当年度純利益は2,958万8,000円となった。

前年度繰越利益剰余金は4億578万6,000円を合わせ未処分利益剰余金として翌年度に繰り越した。

収納状況は、調定額8,583万3,000円に対し収入済額8,482万7,000円で、収納率は98.8%、未収額は100万6,000円であった。

②資本的収入及び支出、税込み、収入は加入金119万9,000円、補助金は321万9,000円及び一般会計繰入金1,522万1,000円となっている。

支出は建設改良費6,731万円で、企業債償還金が267万7,000円で、合わせて6,998万円となり、資本的収支の不足額5,034万8,000円は過年度分損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されている。

第2 審査の結果

1 決算書類及び決算附属書類について

決算報告書及び収益計算書、貸借対照表等の財務諸表並びに決算附属書類については、計数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示していると認めた。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認した。

2 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 平成28年度は2,955万8,000円の純利益となった。

当年度未処分利益剰余金は4億3,534万4,000円となっている。

今後とも健全経営のために経常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 27年度低下した有収率が28年度で改善したが、今後老朽化した配水管等の更新を進め、また、漏水箇所を修繕することで有収率の向上を努力されたい。

水道事業会計については以上であります。

続きまして健全化の審査意見についてご報告を申し上げたいと思います。

平成28年度中川村財政健全化の審査意見について

中川村代表監査委員 鈴木信

中川村監査委員 松澤文昭

平成28年度中川村財政健全化の審査意見について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された財政健全化判断比率及びその基準となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見をしますということで、以下、平成28年度中川村健全化審査意見として、一般会計、それから公共下水道事業会計、中川村農業集落排水事業特別会計、中川村水道事業会計につい

それぞれ書類を添付してございますが、一般会計についてご説明申し上げ、あとについてはお目通しをいただきたいと思っております。

1 審査の概要

この財政健全化審査は、本庁から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

そして、以下、下記の表のとおりであります。

また、(2) 個別意見としましては、①実質赤字比率について、①については算定表記のなしとなっており、早期健全化基準に 15.0%を下回っていると、②連結実質赤字比率についても算定表記なしとなっており、健全化基準の 20.0%を下回っており、③実質公債費比率について、28 年度の公債費比率については 2.8%となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回っております。また、④の将来負担比率については、平成 28 年度将来負担比率は将来負担額が充当可能財源を下回っているため算定表記なしとなっており、早期健全化基準の 350.0%を下回っておりますので、(3) として是正、改善を要する事項として特に指摘すべき事項はありませんでした。

以下、公共下水道事業、農業集落排水事業から中川村水道事業会計についても、それぞれ健全化の審査意見については同様でありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上であります。

○議 長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。お諮りします。

日程第 16 議案第 13 号 平成 29 年度中川村一般会計補正予算（第 2 号）及び

日程第 17 議案第 18 号 平成 29 年度中川村水道事業会計補正予算（第 2 号）

は、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 16 議案第 13 号及び日程第 17 議案第 18 号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第 13 号平成 29 年度中川村一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に 2 億 8,560 万円を追加し、総額を 37 億 4,110 万円とするものです。

第 2 条 債務負担行為の補正は第 2 表 債務負担行為の補正、第 3 条 地方債の補正は第 3 表 地方債の補正によるものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では、本年度の普通交付税の額の決定による追加、民生費国庫負担金過年度分の精算、各種補助事業の採択や補助金の額の内示決定等による国・県補助金の追加、平成 28 年度決算による繰越金の追加、村債の変更などあります。

歳出は、総務費では中川村発足 60 周年記念事業関連予算の追加、特定目的基金への積み立てなど、民生費では各種給付金、負担金等に係る過年度精算金の補正、衛生費では上水道配水管工事負担金の追加、農林水産業費では農地耕作条件改善事業等補助金の増額、商工費では小渋湖温泉施設取得費、望岳荘の空調設備更新工事費の追加、土木費では村道維持修繕工事の増額、教育費では第 4 次男女共同参画計画策定支援業務委託費の追加などあります。

詳細につきましては事項別明細書でご説明をさせていただきます。

5 ページをごらんください。

第 2 表 債務負担行為の補正は、平成 30 年に中川村発足 60 周年を迎えるに当たって記念誌の発刊を計画をしております。この作成業務を本年度から平成 30 年度の 2 年度にわたって実施するため追加するもので、限度額を 400 万円とするものであります。

6 ページをごらんください。

第 3 表 地方債補正は変更と廃止であります。変更は、村道整備事業、北山方飯沼線については辺地対策事業債の起債額の調整により 170 万円が減額となり、農地耕作条件整備事業、西原の揚水ポンプ農道整備の事業でございますが、過疎対策事業債は事業費の増額に伴い限度額 30 万円を追加するものであります。廃止につきましては、過疎対策事業債で計画をしておりました片桐保育園空調設備整備事業が起債対象外となったため起債事業から除外するものであります。変更と廃止、合わせて 700 万円の減額となります。

歳入歳出補正予算の内訳については、7 ページからの事項別明細書をごらんください。

初めに歳入についてご説明をいたします。

9 ページ、11 款 地方特例交付金、住宅借入金特別税額控除による原資補填の交付金でございますが 45 万 2,000 円、今年度交付金額の決定による追加でございます。

10 ページ、12 款 地方交付税 9,852 万 7,000 円は平成 29 年度分の普通交付税算定額の決定による増額であります。これにより今年度普通交付税の総額は 16 億 6,352 万 7,000 円となり、28 年度、前年度と比較すると 5,291 万 6,000 円、3.08%の減でございます。

11 ページ、14 款 分担金及び負担金、農業費負担金 75 万円は、農地耕作条件改善事業、西原農道舗装の地元分担金で、補助金の追加配分により今年度事業費が増加したことによるもので、負担率は事業費の 25%であります。

12 ページ、16 款 国庫支出金のうち民生費国庫負担金 40 万 4,000 円は、児童手当国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金の 28 年度分精算による追加交付であります。

総務費国庫補助金 36 万 9,000 円は、社会保障税番号制度に伴うシステム整備に対する補助金であります。

13 ページ、17 款 県支出金、県補助金であります。児童福祉費補助金の子育て支援総合助成金 20 万 1,000 円は保育所の産休代替職員雇用に対する補助金で、補助率は基準額の 2 分の 1 であります。

農業費補助金 310 万円のうち農地費補助金は農地耕作条件改善事業補助金の追加配分で、補助金を 195 万円追加するものであります。補助率は国費、県費、合わせて 65%であります。

農業経営力向上支援事業は農業経営法人等を支援する事業で、本年 3 月に設立をされました農事組合法人みなかたに対する補助金 40 万円の定額補助であります。

農業人材力強化総合支援事業 75 万円は従来の青年就農給付金で、夫婦で就農した新規就農者 1 組に対する追加の給付金であります。

農業費補助金の野生鳥獣管理対策事業 8 万円はツキノワグマ学習放獣事業に係る補助金で、補助率は 2 分の 1。

森のエネルギー推進事業補助金 10 万円はペレットストーブ設置補助 1 件分でございます。

14 ページの 18 款 財産収入であります。今年度取得を計画している小渋湖温泉施設について、取得後の新たな活用方法及び管理者が決まるまでの間、現所有者で居住している者に施設の維持管理費を含めて貸し付けを行う賃貸料であります。月額 1 万 2,000 円 6 ヶ月分を見込んでおります。

15 ページ、19 款 寄附金、一般寄附金は愛知県の方からいただいた 1 件分 3 万円、総務費寄附金 30 万円は村内の方から高齢者等の交通対策に使っていただきたいとの意向でいただいた寄附金 1 件分でございます。村内巡回バス運行事業に使用させていただきますと思います。

16 ページ、21 款 繰越金 1 億 9,035 万 8,000 円は平成 28 年度決算の額が固まったことによる繰越金でございます。

17 ページ、22 款 諸収入の雑入であります。総合賠償補償保険 6 万 4,000 円は、先ほど報告第 2 号でご報告を申し上げた消防積載車の事故による損賠賠償に係る全国町村会総合賠償補償の保険金であります。

消防団公務災害補償 14 万 7,000 円は消防団員の消防活動中の負傷等に対する保険金であります。

コミュニティー助成事業 240 万円の減額は今年度申請をした事業のうち 1 件が不採択となったため減額するものであります。

18 ページ、23 款 村債は、先ほど第 3 表 地方債補正でご説明をした 3 事業の地方債の変更、廃止に伴う補正で 700 万円の減額となります。

続いて歳出についてご説明をいたします。

主なもののみご説明をさせていただきます。

各費目にわたって職員人件費にかかわる補正がございますが、これは 7 月 1 日付人事異動に伴う給与費の補正、それから職員手当等の調整が主なものでありますので、説明は省略させていただきます。

19 ページをごらんください。

2 款 総務費、総務管理費は 1 億 8,705 万 8,000 円の追加であります。

一般管理費の給料のうち特別職給料の減額は、6 月議会で承認をされました村長の給料 10%減額に伴うものでございます。

補償、補填及び賠償金 6 万 5,000 円は、消防積載車の事故に係る損害賠償金であります。

庁舎管理費の修繕料 189 万 3,000 円は役場入り口付近の屋外時計が故障し使用できなくなっているため、更新をする費用として 102 万 9,000 円、その他庁舎のひさしの屋根防水修繕、エアコンの修繕費用等であります。

20 ページ、公用車管理費の備品購入費 7 万 8,000 円は多目的バス用のカーナビの購入費。

企画費の村づくり事業であります。旅費の費用弁償 5 万 8,000 円は美しい村づくり学習会等の講師謝礼、普通旅費の 17 万 9,000 円は、今年度新たな取り組みといたしまして村内の生産者や事業者と連携して首都圏の百貨店で開催されている物産展に出展をして中川村の農産物や特産品の販売を行い、美しい村の PR を行う取り組みを行っており、その関係旅費でございます。

需用費の印刷製本費と委託料は中川村発足 60 周年記念事業に係る予算で、印刷製本費 17 万 9,000 円につきましては 60 周年記念フォトコンテストを企画をして今年度から作品募集を行うためのポスター、チラシ等の印刷代、委託料の 150 万円は 60 周年記念誌作成に要する費用で、今年度は記念誌の作成企画及び写真撮影、資料収集等を行う予定でございます。

工事費の 43 万 2,000 円は獣肉加工施設の衛生管理を適切に行うために運び込まれたけものを屋外で洗浄する場所を整備するための工事費でございます。

補助金 240 万円の減額は、先ほど歳入でご説明いたしました本年度不採択となった

コミュニティー助成事業補助金の減額であります。

21 ページ、地方創生推進事業、補助金 700 万円でございますが、3 世代同居等住宅
新增改築等支援事業の申請件数が増える見込みであるため追加補正をするものであり
ます。当初 3～4 件程度の 200 万円を計上してございましたが、現在申請があったも
の、これから予定されているものを合わせて 13 件程度の見込みでございますので増額
補正をするものでございます。

自治振興費、補助金 23 万円は地区の要望により桑原会館周辺整備に係るもので、事
業費が増えたことで追加をするものであります。

高度情報化基金、積立金は、今年度 C A T V の伝送路設備高度化事業のため 1 億
4,400 万円を取り崩しをいたしますが、今後の情報通信設備の更新や庁舎、公共施設
等の情報通信機器等の更新に備えるために 3,000 万円を追加で積み立てるものであり
ます。

22 ページ、公共施設整備基金積立金 1 億 5,000 万円につきましては、公共施設管理
計画に基づきまして今後想定される公共施設等の更新あるいは改修等に備えて積み立
てを行うものであります。昨年度 1 億円を積み立てておりますので今年度末で 2 億
5,000 万円程度の基金残高を見込んでおります。

23 ページ、3 款 民生費、社会福祉費 184 万 2,000 円でございますが、社会福祉総務
費及び障害者支援事業の償還金利子割引料につきましては、各給付金、事務費等に係
る国庫負担金、補助金の前年度精算分であります。

以降、児童福祉費にも同様に出てまいります、前年度の精算分でございますので
よろしく願いいたします。

福祉医療費給付金、扶助費の 150 万円でございますが、これは先ほど議案第 3 号でご
承認いただきました乳幼児等福祉医療費の現物給付化に伴い村が負担する費用の追加
で、10 月以降の 6 ヶ月分でございます。

24 ページ、児童福祉費、保育所費の備品購入費 24 万 6,000 円は、みなかた保育園
の冷蔵庫、それから両保育園に備える防犯器具の購入費でございます。

25 ページ、4 款 衛生費、保健衛生費 1,058 万 8,000 円でございますが、精神保健福
祉事業委託料の 18 万 3,000 円につきましては、平成 27 年度から実施しておりますヘル
スカウンセラーの費用で、相談件数の増に伴って追加するものであります。

水道事業費、負担金 1,000 万円でございますが、現在計画的に進めています老朽化し
ている上水道の配水管布設がえ工事の進捗を図るために村単工事にかかる負担金を追
加するものであります。

26 ページ、6 款の農林水産業費、農業費 478 万 1,000 円でございますが、農業総務費
の普通旅費 15 万円は、先ほど総務費で説明した首都圏での物産展と都市部での就農相
談に参加するための旅費でございます。

農業振興事業の 40 万円は、ことし 3 月に設立をされました農事組合法人みなかたの
法人設立に必要な経費に対する補助金として県補助金の定額補助で補助するものであ
ります。

鳥獣被害防止対策事業、野生鳥獣総合管理事業補助金 16 万円は、ことし村内でツキ
ノワグマの目撃情報が相次いだということを受けて捕獲おりを設置をしておりますが、
おり等で捕獲をした熊を学習させて山へ帰すということになっておりまして、捕獲さ
れた場合に学習放獣を専門家に依頼する費用として村の農作物有害鳥獣対策協議会へ
補助するもので、2 件分を追加するものであります。

27 ページ、人・農地問題解決事業交付金 75 万円は、農業次世代人材投資事業で夫
婦で就農した新規就農者 1 組に対する交付金の追加でございます。

農地費、団体営農地事業工事費の 300 万円は、西原地区の農地耕作条件整備事業で
県補助金の追加配分により 2 年間で実施する農道舗装工事の一部を前倒して行うもの
であります。

農業費の林業振興事業、森のエネルギー推進事業補助金はペレットストーブ導入補
助 1 件分でございます。

28 ページ、森林体験施設管理事業、工事請負費 27 万円は、消防法の改正によりま
して 300 m²以上のすべての宿泊施設に自動火災報知機の設置が義務づけられたことに
伴いまして四徳森林体験館とバンガロー等に自動火災報知機を設置するものでありま
す。

商工費の 1,224 万 8,000 円でございますが、商工振興事業、補助金 16 万 7,000 円につ
きましては、28 年中に村内に工場、店舗、その他事業所等を新設または増設した事業
者で中川村事業用施設新增築奨励金交付要綱に該当する事業者に対して 29 年度分の
固定資産税に相当する額を補助するもので、今年度当初例年並みの 28 万円を計上して
ございましたが、今年度該当する件数が多かったということで追加をするものであり
ます。

ちなみに、申請件数は新設が 2 件、増設が 1 件の計 3 件でございます。

観光事業、事業費の印刷製本費 46 万 2,000 円につきましては、28 年度に地方創生
推進交付金で総合パンフレットを新たに作成をいたしました、残数が少なくなった
ため観光パンフレットを増刷するものであります、あわせて新たに簡易版を作成を
いたしまして用途に応じて使い分けをしていく予定で、このための簡易版のデザイン
を作成する委託料として 37 万 8,000 円をあわせて補正をさせていただきたいとい
うことであります。

公有財産購入費 440 万円と役務費、手数料 6 万 6,000 円につきましては、さきの議
会全員協議会でご説明をいたしましたとおり、現所有者が手放すこととなった小渋湖
温泉施設の土地及び建物を村が取得する費用であります。

負担金 8 万 3,000 円につきましては、昨年 12 月に上伊那地域の市町村及び関係団体
により設立をされました中央アルプスジオパーク構想推進協議会の 29 年度分の負担
金でございます。

観光施設管理事業の工事請負費 10 万 5,000 円は、四徳森林体験館と同様に消防法の
改正に伴って桑原キャンプ場バンガロー 4 棟に自動火災報知機を設置をするものでご
ざいます。

30 ページ、ふれあい観光施設管理事業の工事請負費 655 万 6,000 円は、望岳荘の空調設備について老朽化により不具合が生じている食堂、事務室の機器更新とやすらぎ館別館廊下の空調設備を整備をするものでございます。

31 ページ、土木費の道路橋梁費、道路維持管理費 1,000 万円につきましては、地元要望に対応して村道の維持修繕工事を行うために追加をするものでございます。

住宅費、住宅管理費の修繕料 96 万 3,000 円は、牧ヶ原住宅の火災報知機の取りかえ、団地内の道路の整備、その他村営住宅の一般の修繕料であります。

32 ページ、消防費、非常備消防費の災害補償費 14 万 7,000 円につきましては、いずれも消防団員のポンプ操法訓練中の負傷による治療費に係る補償で、対象は 4 件でございます。

33 ページ、教育費、教育総務費の学校給食費であります。130 万 3,000 円の減額であります。7 月 1 日付で正規職員 1 名が異動したことに伴う職員給与費の減額と、これに伴って事務及び給食配送車の運転に係る臨時職員の賃金 127 万 8,000 円を追加するものであります。

小学校費、中学校費の修繕料は、予算書に記載されておる内容でございます。

34 ページ、中学校費、教育振興費、補助金 6 万 3,000 円につきましては、中体連等上部大会への出場の補助で、該当は 3 件、交通費、参加費の 2 分の 1 を補助するものであります。

男女共同参画事業の委託料 200 万円は、今年度進めております第 4 次男女共同参画計画策定に当たりまして計画の基礎となるアンケート調査の集計と分析及び資料作成等を専門業者に委託をして行うため追加するものであります。

36 ページであります。今後の予算の柔軟な対応ができるように予備費に 5,731 万 1,000 円を追加をして収支の調整を行うものであります。

以下、今回の補正予算に係る調書等を添付してございますのでご確認をいただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○建設水道課長 それでは、議案第 18 号 平成 29 年度中川村水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、資本的収支では一般会計からの繰入金を財源とする老朽管の布設がえ工事費を計上するものです。

予算書の本文、第 2 条ですけれども、資本的収入の繰入金に 1,000 万円を追加、資本的支出の建設改良費に 1,000 万円を追加し、収入の総額を 1,690 万円、支出総額を 6,560 万円とするものであります。収支の不足額は 4,870 万円となりますが、勘定留保資金等で補填することとします。

予算書 6 ページをお願いいたします。

予算実施計画明細書ですが、資本的収入の部分です。繰入金につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金の対象外事業のため一般会計補正予算からの繰入金 1,000 万円を計上いたしました。

それから、7 ページ、資本的支出では建設改良費の配水管布設がえ工事費及び測量設計費に 1,000 万円を追加するものであります。今回の工事につきましては、昨年から引き続き行う事業であり、これにより沢入の浄水場から黒牛の第 2 減圧層までの交付金対象外事業区間が完了いたします。現在進めております生活基盤施設耐震化等交付金事業が平成 31 年度に完了すれば、平成 21 年度に実施をしました老朽管更新事業とあわせ中川村の幹線であります沢入浄水場から中組配水池までの布設がえ工事が完了することとなります。水道管の全延長につきましてはおよそ 87km ございまして、うち耐震管の延長が平成 28 年度末で 1 万 8,400m ほど、耐震化率が 21.1% となります。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、29 年度の予定貸借対照表を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6 番

（柳生 仁） 一般会計の今の説明の中で 2257 の 15 の獣肉加工施設の洗浄場のことでございますけれども、完成してもう何年も使ってきて、うまく使ってきたのかなあと思っておりますが、改めて洗浄場をつくるっていうことは、どのような不備が生じたのかお伺いします。

○振興課長

獣肉加工施設につきましては、有害鳥獣で捕獲したけものを有効に利用しまして村の特産品としたいということで進めているものであります。

獣肉につきましては、消費者へ販売していくには安全の確保が必要ということがあります。現在も十分安全には考慮して精肉化をしてきたところではありますが、やはり物理的に区域を分離して作業を行うことが重要ということでございます。今回加工組合の皆さんの役員もかわったという中で、その部分が非常に出されてきたわけでありまして。今回の工事につきましては、けものを施設の中に入れる前に汚れたけものをきれいにするために玄関前に洗浄場をつくるいうものでございます。

また、外で洗浄するわけですが、その水が直接下流に流れないように、水が浄化槽に流れる仕組みもあわせて行いたいというものであります。

安全な獣肉を消費者のほうに提供していきたいということで今回工事をするというものであります。

○6 番

（柳生 仁） 内容はよくわかりますが、そもそも建設当初から必要だったものじゃないかと思うわけです。そういったことを検討もせずに今日まで来たわけでありまして、そこら辺の反省課題は何かありますか。

○振興課長

当初は今の施設のままでできるというような判断のもとで進めたわけなんですけれども、やはり、いろいろなほかの施設を見ながら、また実際に作業をする中で、やはり安全性の確保ということで改良をしたいということで、今回補正のほうを上げさせていただいたものでございます。

○議長 ほかにも質疑ありませんか。

○9番 (村田 豊) 2点お願いしたいと思います。

18ページの保育園の事業が起債変更ということで今回減りましたけれども、その部分は今年度中に違う起債でできるのか、あるいは来年度になるのかというのが1点。

それから、21ページ、21ページのコミュニティー事業の関係についてですけれども、2件あったけど1件は不採択になったということのようですが、具体的にこの地区から要望があったことだと思いますけれども、来年度になる、繰り越しというか、来年度の申請になるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 それでは、まず保育園のことについてお答えをいたします。

過疎債の減額という部分の話ではありますが、これは片桐保育園の3歳以上児室のエアコンの設置事業に係る部分でございます。既に事業は行っておりまして、結論から申しますと単費で実施をしたということになります。

適用にならなかった経過であります。起債の申請をしていく中で、工事の内容が、いわゆるほとんど物品の購入に近いものであるということで判断をされまして、いわゆる保育園の中の工事にかかわる部分の比率が非常に少ないということで過疎債の対象とはならなかったということでもあります。

先ほど申しましたが、既に本年度工事をして設置済みでありますので、その部分については村単独事業という扱いになったかというふうに理解をしております。

○総務課長 村づくり事業のコミュニティー助成であります。これは、補助金のほうは、いわゆる宝くじの収益金の還元事業ということでありまして、毎年地区から要望があり、優先順位で申請をしているということですが、このところ宝くじの売上金が減少しているという中で補助金が減少しているということでありまして、そのために2件上げた申請が1件のみの採択ということでもあります。

それで、不採択になった地区につきましては翌年度に改めて申請をしていくという予定でありますので、お願いいたします。

○議長 ほかにも質疑ありませんか。

○4番 (鈴木 絹子) 20ページの村づくり事業の発足60周年記念誌作成の委託料が150万円計上されていますけれども、委託先はもう決まっているんでしょうかが1つと、もう1点は、33ページですけれども、学校給食センターの職員の配置で正規の方から臨時の方に今なっているかと思うんですが、募集によってまた正規の復活は可能と考えていただけるかの2点、お願いします。

○総務課長 60周年記念事業の記念誌の委託であります。本日補正予算をお認めいただきましたら直ちに業者選定に移りたいと思っておりますので、まだ業者はこれからでございます。そういった中で、さかのぼりますと50周年のときにも記念誌を作成しておりますけれども、そのときにも業者選定をして2年間で進めていたという経過がございますので、それに倣ってやっていきたいというふうに考えております。

○教育長 給食センターの職員の件でございますけれども、来年度に向けて要望していきたいと思っております。

○議長 ほかにも質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第13号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第18 議案第14号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

及び

日程第19 議案第15号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第18 議案第14号及び日程第19 議案第15号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、保健福祉課に係る特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

いずれも28年度の決算及び28年度分の国庫、県等の負担金等の確定によるものが主な内容でございます。

まず、議案第14号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、予算の総額を5億6,400万円とするものです。

事項別明細書により説明をいたします。

5ページ、歳入をお願いいたします。

国保税ですが、今回は予算額の調整のために合計で47万円を減額いたします。

6 ページの国庫支出金は、平成 28 年度の負担金が確定して追加交付となり合計で 172 万 3,000 円を増額いたします。

7 ページの療養給付費交付金も前年度分の額が確定して追加交付となりますので 23 万 7,000 円を増額いたします。

8 ページの繰越金ですが、平成 28 年度決算額の確定によりまして繰越金の予算総額は 2,014 万 5,000 円となります。補正前の予算額に 1,051 万円を増額いたします。

平成 29 年度においては、国、県及び支払基金に返納すべき負担金、交付金はございませんので、全額が純繰り越しとなります。

続いて歳出であります。

9 ページの後期高齢者支援金等の 664 万 2,000 円の増、10 ページの前期高齢者納付金等の 18 万 7,000 円の増、11 ページの介護納付金の 484 万 8,000 円の増は、いずれも額の決定によるものであります。

12 ページの諸支出金では過年度分の国保税の還付が多く見込まれるようになりましたので 33 万円を増額いたします。

13 ページの予備費で調整し、歳入額と収支を合わせました。

次に議案第 15 号 平成 29 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 1,600 万円を追加し、予算の総額を 6 億 4,400 万円とするものです。

事項別明細書により説明いたします。5 ページをごらんください。

国庫支出金は、平成 28 年度分の介護給付費負担金と地域支援事業補助金が確定して追加交付となりますので合わせて 241 万円を増額いたします。

6 ページの支払基金交付金の合計 743 万 8,000 円の増も前年度分の額の確定による追加交付であります。

7 ページの県支出金も前年度分の額の確定によるものですが、こちらは合計で 184 万 3,000 円の減となります。

8 ページの繰越金ですが、平成 28 年度決算額の確定によりまして繰越金の予算総額は 1,798 万円となります。補正前の予算額に 801 万 6,000 円を増額いたします。

9 ページの雑入で補正額の調整を行いました。

続いて歳出、10 ページをお願いいたします。

10 ページの総務費と 11 ページの保険給付費は、歳入の補正に伴う財源の組み替えでありまして、事業費の増減はございません。

12 ページの地域支援事業は、地域包括支援センターに相談支援システム用のパソコンを増設、更新するもので、事業内の調整によりまして予算の増減はございません。

13 ページの諸支出金は、平成 28 年度分の国、県、支払基金の負担金、交付金の償還、計 1,367 万 4,000 円を計上したものであります。

12 ページの予備費で調整をいたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず議案第 14 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 15 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第 20 議案第 16 号 平成 29 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

及び

日程第 21 議案第 17 号 平成 29 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 20 議案第 16 号及び日程第 21 議案第 17 号を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第 16 号及び第 17 号について提案説明をいたします。
まず、議案第 16 号 平成 29 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 589 万 6,000 円を追加し、総額を 2 億 189 万 6,000 円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように前年度繰越金の確定による 589 万 6,000 円を追加いたします。

歳出は 6 ページをごらんください。

歳入に伴い予備費を589万6,000円増額して収支調整をしたものであります。
続きまして、議案第17号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ271万4,000円を追加し、総額を1億3,971万4,000円とするものです。

歳入は、1ページにありますように新規の接続にかかわる分担金140万円の増額と前年度繰越金の確定による131万4,000円を追加します。

歳出は7ページをごらんください。

事業コード7910 農業集落排水維持管理事業は、公共ます設置工事費140万円を計上し、9ページ、予備費を131万4,000円増額して収支を調整したものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第16号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午後0時00分 休憩]

[午後1時10分 再開]

○議長 会議を再開します。

日程第22 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 松澤文昭議員。

○3番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書によりふるさと納税を活用した中川村の産業振興、農業振興について村の考えをお聞きします。

2016年度の全国ふるさと納税制度の寄附総額が前年度比1.7倍の2,844億円となり、4年連続で過去最多を更新し、自治体別では宮崎県都市市の73億3,300万円が最も多く、続いて伊那市72億500万円、静岡県焼津市51億2,100万円が寄附額の多い市町村としてランキングされております。一方、豪華な品物で寄附を集める返礼品競争が過熱し、本来の趣旨を逸脱する面も見られることから、総務省は資産性の高い家電などを返礼品から外し、寄附額に対する返礼品の調達額を3割以下とする目安を示しており、豪華な返礼品を見直す自治体は9割の自治体に達しております。

しかし、ふるさと納税制度の本来の趣旨は都市部に比べて税収が少ない地方を応援するのが本来の趣旨であり、ふるさと納税制度を活用することは中川村の産業振興、自主財源の確保のためにも早急に取り組むべき政策だというふうに考えております。

そこで、ふるさと納税制度を活用した中川村の産業振興、農業振興について村の方針をお聞きします。

全国の日本世論調査協会が昨年12月17日18日に行った全国世論調査によると、ふるさと納税制度について「評価する」あるいは「どちらかといえば評価する」が計70%となっており、評価した理由を一つだけ聞くと「返礼品の生産や開発を通じて地域が活性化する」が28%、「都市と地方の税収格差是正につながる」が26%、「出身地などゆかりの地に恩返しができる」が24%と、これらが上位の回答となっております。返礼品を充実させた自治体の寄附額が急増する実態がありますけれども、アンケート調査結果では理由を一つだけ聞いておることがあろうかと思えますけれども、「返礼品がもらえる」というふうな回答は4%にとどまっているわけでありまして。一方、「評価しない」「どちらかといえば評価しない」は計27%となっており、理由を一つだけ聞くと「返礼品で寄附先を決めている」が35%、「返礼品にお金かかり寄附が施策に十分生かされていない」が16%、「自治体間の競争が過熱になる」が11%となっており、「評価しない」と答えた人の27%の方は豪華な返礼品が自治体の応援という本来の趣旨から外れているとの懸念があらわれているというふうに考えております。

この全国世論調査結果及びふるさと納税制度に関する村長の所感をお聞きしたいというふうに思います。

○村長 松澤議員さんから、まずふるさと納税のアンケート結果に関してどのように考えるかということでご質問をいただきました。

全国世論調査、ちょっと私、その当時の新聞をもう一遍ちょっと開いておりませんが、まことに申しわけないんですけど、これは、納税経験のある国民の方が対象なのか、つまりふるさと納税ですけど、それとも一般的にアンケートをとった結果なのか、ちょっと私にはわからないということでございまして、それから、これは恐らく、そのアンケート結果は総務省による自治体を対象としたアンケートではないだろうというふうに思うわけです。そういう自治体を対象とした調査であるならば、実施市町村の近くの70%が納税額とか件数等で非常に満足をしているっていうのは理解できるんですけど、恐らく先ほどの説明だと納税する側の納税者の側の方のお答えかなあというふうに思ったんですけど、ちょっと一般的に思いますのは、納税

経験のある方が70%が満足しているということであるならば、やはり納税額以上です、返礼品として特産品が得られたということに対する満足ではないかなあというふうに思うわけです。今ちょっとおっしゃったのは、返礼品が満足をしているということのお答えは数%だというふうなおっしゃり方だったかと思うんですけども、私は、ちょっとそんなふうに思っておるということなんです。ですから、納税額以上の返礼品というのを第一に、やはり満足しておるのではないかなあというふうに思っておるわけです。

ちょっと私が見ておるのは、インターネットを開いてきますと、「ふるさとチョイス」という、そのサイトが出てまいります。その中で幾つかふるさと納税の満足度についてちょっと見たんですけど、その中では、「ふるさとチョイス」、ふるさと納税に関する意識調査の結果というのが出ておりました。回答者のやっぱり多いのは、東京、神奈川、大阪、こういったところの皆さんが圧倒的に多いわけですけど、その中で、やはりふるさと納税の魅力についてに関してはですね、一番は、やはりお礼の品がもらえるというのが多いわけです。圧倒的に多くて、次が税金の控除があると。税金の控除があるっていうのは、所得税等、当然、所得税は当年度の所得税額の申告から控除されますから、これに所得控除があるということで答えている方が次に多い、また住民税、こういったものも控除されますので、こういったことも順番に入っているかと思えます。今のところで。それと、その次の3番目に地域を応援できるというのが、やっとはいいませんが出てくるということでもありますので、やはり税、このふるさと納税の本来の趣旨は、例えば、田舎という言い方はないんですが、地方で生まれて地方で育って、そういう人がいろんな事情があって東京とか都会で学び、そして、その場で生活の糧を得るように働いて、その人たちが、やはり自分を育ててくれたふるさと、こういったものに対して少しでも恩返しをしたいというような気持ち、それから、自分がいろいろやっていく中で、非常にその地方自治体には特色があって、自分が思うような、こうすべきだと、こうあればいいと思うようなことに非常にサインをあらわしてですね、それで、その自治体に寄附をしてくださると、こういうのが本来の趣旨だったかと思うわけでありまして、そういうことから申しますればですね、何ていいますか、ふるさと納税を行う人たちの気持ちっていうのは非常に実現できるんじゃないかというふうに思うわけでありまして。応援する側も自治体も、ともに満足する制度だということは確かに言えるかと思えますが、しかし、先ほど松澤議員おっしゃったように、ことしの5月にですね、総務省のほうで出されました通達、200くらいの自治体に対して、返礼品について一定の割合で上限を設けたり、あるいは耐久消費財、あるいは換金性の高いもの、こういったものについては自粛するようというような通達をした背景というのがございますし、この中では、約9割の自治体ですね、総務省の回答に沿って返礼品を見直すということはあったようでもありますけれども、これがそもそも出てきた背景っていうのは、やはり豪華な、あるいはお得な、返礼品を並べてですね、納税を誘導する自治体間の競争になっているということは、やはり言えるんじゃないかと、この伸びがですね、やはり1.7倍で、前年から見て1.7

倍になっておる、2,800億円になったということは、結果的に見ると、そのことが大きく反映しているんじゃないかというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) この調査は、前段に申しましたように日本世論調査協会がやった調査でありますので、総務省がやったとか、そういう調査ではありませんので、お間違えないようにしてもらいたいと思うわけでありましてけれども、今アンケートの部分での調査結果による村長の所感がありましたけれども、ふるさと納税制度自体に対する村長の所感についてちょっとお聞きをしたいと思っております。

○村 長 ふるさと納税制度自体は、先ほど申しました発想からいいますと、決して否定しているものではないと、制度として運用すると非常にいいものではないかなあということは思います。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。制度自体は否定をしていないということでもありますので、これからいろんな面で、これから議論をしていきたいと思うわけでありましてけれども、引き続き2つ目の質問に移りたいと思っておりますけれども、過熱するふるさと納税制度の返礼品競争によるふるさと納税制度の功罪が先ほども話をしましたように議論をされております。返礼品競争が過熱する中、総務省は、寄附額に対する返礼品の調達額を3割以下とする目安を示し、資産性の高い家電などを返礼品から外すように求めています。これらの総務省の指示を受け、新聞報道では、伊那市の白鳥市長は「もう一回知恵比べ。返礼品額が寄附額の3割以下と決まっております、その範囲で魅力を発信する。知恵を絞って作戦を立てて実行する。おもしろい結果が出ると思う。」答えております。

話は変わりますが、先日ラジオを聞いておりましたら、伊那市の返礼品のリストの中に伊那市の社協で考えた手作業で行う墓地見回りサービスがあり、墓地の管理ができない方にかかわって障害者就労者支援施設のメンバーや就業訓練者3名がすべてを手作業でごみ清掃、墓石の水ふき作業、生け花のお供え等を行い、清掃後の写真を送付して作業報告をするというような返礼品のプランが取り上げられておりました。まさに知恵を出したプランであり、マスコミにも取り上げられて、伊那市のPRにもなっているというふうに思うわけでありまして。そのほか、珍しいプランでは、伊那市の観光協会が考えた農家での収穫体験と農家民泊をセットにしたプランや、まきストーブのまきを送るプラン等、知恵を絞り出したプランが掲載をされております。

先ほど申しましたように、ふるさと納税制度の返礼品競争にも一定のルールが総務省より示されました。ふるさと納税制度の本来の趣旨は地方への富の再配分をする制度であり、地方の格差是正に役立っていると考えております。地方の活性化は知恵の出し合いによる競争だと私は考えております。

中川村もふるさと納税制度の取り組みを行い、知恵を絞り出し、中川村の産業振興、農業振興、特産物、農産物のPR等に活用すべきと考えます。村長の考えをお聞きします。

○村 長 伊那市の返礼品というか、ふるさと納税をしていただいて、その見返りではありませんが、こういうことを私どもは行いたいというプランが今お話しになりましたけど、

それ、よくお聞きすると、とっても、その伊那市のネームバリューといいますか、上げるような取り組みかなあというふうに思います。といいますのは、やはり都会にいて、なかなか、例えばですね、地方に帰ってこられない、先祖のお墓の供養、年に一遍くらいはやればいいのと思うんですが、なかなかそれもままならないというような場合にですね、今言われたような、伊那市の皆さんが、いろんな施設に入居をしている皆さんにも一緒に参加してもらって、そういった願いに応えていくというのはとてもいいプランではないかと思えます。そういう意味でいったら、やはり私たちも、特に美しい村っていうところに入っておるわけでありまして、農山村ではありますけれども、風景もそれなりのものを持っているし、農産物も、すべてのものが一級品かどうかわかりませんが、そいったところで農産物を産出していくところでありまして、そういった点から中川村の魅力を発信をして、それに、何ていいますか、賛同していただける全国の皆さんに応援をもらうという考え方は非常によろしいのではないかと、それが、ひいていうと産業の振興につながればなお結構なことだというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、私は地方の活性化っていうのは知恵の出し合いだと思っておりますので、伊那市がやっているように、中川村も知恵を出し合って地方の活性化だとか中川村の活性化につなげる必要があると思っておりますので、今若干前向きな答弁をいただきましたので、次の議論も含めて徐々に議論を深めていきたいと思うわけでありまして、3番目に移りますけれども、ふるさと納税を活用することは財源確保の観点からも重要なあというふうに思っておるわけでありまして、そういう意味で、2016年度の中川村のふるさと納税制度による中川村への寄附額及び中川村の住民税における控除額、住民税の控除額ですね、この部分について幾らほどになっているかお聞きをしたいというふうに思います。

○住民税務課長 ふるさと納税による寄附金額と住民税の控除額について私のほうからお答えさせていただきます。

まず集計期間なんです、寄附額は1月から12月までの暦年で、控除額につきましては4月から翌年3月までの年度で行っておりますので、よろしくお願いたします。

ふるさと納税制度による寄附額につきましては、平成28年は11件で77万円ございました。

ふるさと納税制度による住民税の控除額につきましては、平成29年度が24件で47万9,000円となっております。

参考までに、寄附額の平成23年からの6年間の総額ですが、52件で548万1,000円、それから住民税の控除額は平成24年度からの6年間の合計額が63件で130万3,000円となっております。

よろしくお願いたします。

○3 番 (松澤 文昭) ふるさと納税が大ブームになった原因はワンストップ特例制度ということが始まって、年間の5件以下の寄附であれば確定申告が不要になったということと、2,000円の自己負担を除いて寄附額が全額、減税で戻ってくるという限度額が

2倍に増えたことだというふうに私は思っているわけでありまして、今話がありましたように、ワンストップ特例を利用した場合、減税額は全額寄附をした住民を抱える自治体の負担になってしまっていて住民税が減ってしまうということになってしまっているわけでありまして、このまま中川村がふるさと納税制度による返礼品の取り組みをしなければ、将来、ふるさと納税の寄附額より住民税の控除額が多くなることも考えられるわけでありまして、したがって、必然的に住民税が減ってしまうということにつながってしまうということで、逆転現象が起こる場合もあるというふうに考えておるわけでありまして、したがって、ふるさと納税制度による返礼品の仕組みづくりを早急に考える必要があるというふうに考えるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 ワンストップ制度ができて、平成27年の4月1日から所得税額については確定申告が不要になったということは聞いておりますし、税制改正がありまして、それまでの所得税額の控除が2倍近くに引き上げられているということも、インターネットでの知識ですけど、それで聞いております。今、何ていいますか、松澤議員さん、ふるさと納税をされた方、中川からした方がですね、控除額があつて住民税が入らなくなると、控除されてしまうというふうにおっしゃいましたけど、住民税が控除された場合にはですね、地方交付税の交付団体については75%まではどうか、25%分は補填があります。

問題になっているのは、東京都のような地方交付税の不交付団体でのふるさと納税なんです。例えば世田谷区では、ことしの段階ですね、ことしの春先だったと思っておりますけれども、2016年の所得から見たことしの確定申告をしたあたりでの都民税っていうんですか、区民税ですか、これが30億円近いものが減収になるということをおっしゃっておるわけでありまして、これはですね、交付税の措置が全くないんです。東京都っていうのは。そうしますと、その分が入ってこないのは全く補填されないと。私も前にちょっといろんなところで申した経過があるんですけど、世田谷区自体は人口がどんどん増えているわけですね。その中で待機児童が非常に増えていると。政府は待機児童は減らしますということをおっしゃってきただけですけど、これがいまだに実現できていないわけですね。待機児童をやっぴり解消するには、やっぴり区の職員である保育士を確保しなければいけないし、新たに園を、園を、何ていうんですかね、園庭を持った保育園っていいですか、こういったものをつくるとすると、30億円もあれば4つやそこらはできるということで確力説をされておったということをお聞きしておりますし、東京都の区長会の皆さんも、やはりそのことを非常に危惧しておるわけでありまして、ふるさと納税自体の今のあり方に対して意見を申していくというようなことをお聞きしております。ですから、そういう意味からいくと、やはり、何ていいますか、一方ではですね、やはり抑えなきゃいけないのは、一方では、やはり、何といいますか、税が減って、極端に減ってしまつて、入るべき税が入らない、ほかのところでは確かに知恵を絞って、あるいは知恵を絞って魅力のある施策を出したところは寄附行為という寄附金が集まるという、こういう構図はどうしても否めないものですから、このことがいかにどう

かっていうことは、やはり考える必要があるなということは思っております。そういう前提で申しますと、ちょっと言い忘れましたが、やはりこれがすべていいとは申せないってことであります。ただし、先ほどおっしゃったようにっていうか、私も言いましたとおり、税制そのものは、やっぱり否定するものではないし、中川村のやっぱり魅力をもう少し発信しながら、応援してくださる方たちに広く応援してもらえるものは応援していってもらって、村づくりに役立てるっていうことが必要ではないかと、こういうことであります。

○3 番 (松澤 文昭) 私も、今言ったように一番問題になっているのは都市部だと思っておるわけでありまして、ただ、私が聞きたかったことは、先ほど申しましたように、ずっと過去のふるさと納税の寄附額を私も調べてみたり、控除額も全部調べてみたんですが、ずっと追っていくと中川村のふるさと納税の寄附額は年々減少傾向になっているんですよ。傾向的には、傾向的にはね。そして、寄附額は横ばいか、ちょっと増えたり、変動があるんですけども、そういうことをトータル的にこのままやっっていけば、プラスにはならなくてマイナスになることがあるんじゃないかということも踏まえて、75%の交付税はくれることあるんですけども、それらを踏まえても三角になる場合があるんじゃないかということで、そのことを聞きたかったんですけども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 ええとですね、マイナスになるっておっしゃるのは、例えば中川村の村民の方が外に(松澤議員「そうです。そうそう、そういうこと。’)寄附をされた場合だと思うんです。私、実は、ちょっとしばらく前に担当の係長に聞いたんですけど、やはりマイナスっていうか、住民税が出ている分もあります。確かに。これを放置を——放置っていうか、黙っておると、全く、何ていうんですか、外へ出ていってしまうということとは否めません。それは認めます。

ただ、今までの経過の中でもふるさと納税っていうふうにはずっとひとくくりでおっしゃっていますけど、いろいろ調べてまいりますとですね、中川村に対しての寄附、こういったものも含めてふるさとに対する寄附という形でくださっているんです。ですから、ちょっといろいろ言いますとですね、中川の人以外自治体に対してふるさと納税をするっていう場合と、外の例えば中川村にゆかりのある、出身地であるとか、そういう方も含めて、村に寄附してくれるっていう、そういう額は、確かに変動はしていますけど、必ず収束して減っていっているとは限らないということかと思えます。

○3 番 (松澤 文昭) 私が言いたいことは、ふるさと納税自体の収支を考えていかないと、ほかの寄附の部分と合体しちゃうと差し引き収支の部分の話が違ってまいりますので、私が言いたいのは、あくまでもふるさと納税の部分の収支で物事を考えていかないと、それ以外の寄附ってというのはふるさと納税とは別にくれるものですから、それは、発想をごっちゃにしちゃうと、ちょっと考え方が違うんじゃないでしょうか。

○村 長 わかりました。

それですと、今おっしゃるように、例えば、言い方変なんですけど、世田谷区の場合には、返礼品という形ではなくて、区民の方に呼びかけとしてですけども、例

えば世田谷区ではこんなような将来子どもを育てていく施設を充実したい、あるいは自然を残したい、障害のある皆さんの施設ですとか、そういったものの改善に使いたいという幾つかのプランを出してですね、これを基金として区民の皆さんに呼びかけているようです。あるいは、その中で、先ほどおっしゃったように、とはちょっと違うかと思いますが、施設の、知的障害のある皆さんが施設に入居をされていますよね、あるいは共同作業所みたいなところでいろんな品物をつくっています。こういった品物を返礼品として、額の云々は別ですけど、寄附してくれる区民の方に、もちろん外の方にも、そういうことですけど、呼びかけて、基金として寄附してくださいというように呼びかけをしていますので、こういう対策が、もちろん例ですけど、できれば、もちろんいいかなと思いますので、そういう意味でいったら、村としても今ある呼びかけだけではなくてですね、住民の皆さんにわかるようにですね、基金というのも変ですけど、そういう形で寄附してくださいよというような形での、出さないという言い方は変ですけども、呼びかけの方法も考える必要はあるかなとは思っています。

○3 番 (松澤 文昭) 実は、昨年9月、前村長のときに、このことについて、ちょっと一般質問で質問をしたんですが、前村長の答弁ではこういうふうには答えているわけですね。ふるさと納税の寄附額と住民税の控除額について「過去5年間のトータルが黒字となっており、お尻に火がついているという状況ではないというふうには考えている。」というふうには前村長は答えておるわけでありまして。私は、先ほど申しましたように、寄附額の、中川村への寄附額の状況、あるいは住民税の控除額の状況をずっと調べてみると、昨年度の状況からいくと徐々にお尻に火がついてきた状態になっているんじゃないかなというふうには考えておるわけでありまして、村長の認識だけはちょっとお聞きをしたいというふうには思っています。

○村 長 ふるさと納税による寄附金額と控除額の件でありますけれども、先ほどのお話、住民税務課長がお答えしたとおり、納税による寄附金額は28年は11件で77万円寄附がありました。控除額は29年度は47万9,000円ですけども、その前はですね、27年は納税による寄附は162万円あって28年度の控除は37万4,000円、その前が、寄附が26年は7件で45万2,000円で、27年が6件で22万2,000円と、それはですね、25年は寄附が8件で238万9,000円あって、25年の控除額が3件で2万9,000円っていうことですから、控除額は確かに増えてはきております。けども、寄附額も多い年もあり少ない年もありますから、一概には言えないんじゃないかなあと思えます。

○3 番 (松澤 文昭) 私は昨年のことと比較して今物事を言っているんですが、前村長は5年間のことのトータルで物を申したんですが、昨年たまたま77万円ってような寄附額になったわけですね。そうすると、寄附額、大分減っちゃったわけですね。そうすると、認識として、前村長が言った認識と違ってきたのかなと、お尻に火がついてきたような状況になっているのかなと私は認識しておりますけど、このことを議論しておってもいけませんので、ちょっと次に続いて徐々に議論を深めていきたいと思うわけでありまして、これも新聞報道によりますと、伊那市の借金の規模を示す将来負担比率は、ふるさと納税の寄附金が財政を好転させたため前年度の

29.7%からマイナス4.7%に改善をしたと、マイナスとなったのは初めて、2016年度のふるさと納税の寄附金額が72億500万円のうち返礼調達品の額などを除いた利益分が約37億円になったということであります。そのために借金返済の重さを示す2016年度の実質公債費比率は9.9%で、前年度比1.2ポイントが改善されたというふうに報道されております。中川村の一般会計の予算額よりかき大きい額が伊那市のふるさと納税による差し引き分の利益分ということで寄附をされておるとというのが現況かと思っております。

先ほどの会計室からの報告、あるいは監査委員からの指摘もあったように、国の財政難によって、将来、国、県からの地方への市町村への交付金の減少が懸念をされております。今後、中川村では、義務的経費だとか、あるいは特別会計への繰入金が増えつつあって、投資的経費、あるいは自分で何とかしようというような経費の減少が少なくなってくるということ、あるいは窮屈になってくるということが予想されます。国、県からの依存財源頼みの中川村にとって、ふるさと納税制度を活用することは、自主財源を確保するという、そういう観点からも重要な施策と考えるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 これから国からの、何ていうんですか、地方交付税、これがちょっと非常に厳しいんじゃないかっていうことは過去から言われてきておりますし、確かに今、国の財政は膨らむ一方だけれども、一方で大きな借金を抱え、なおかついろんなところで社会保障費は増えるという、言い方は変ですけど、防衛費っていいですか、そういったものも増えるしというような財政構造にあるということは、よくわかっております。ただし、この地方に対してですね、まず財源を配分するときに、これは、何ていいますか、平等の原則というわけじゃありませんけど、税を一旦国が吸い上げておいて、それをやはり国民がひとしく最低の行政サービスが受けられるように地方に還元をすると、こういう制度がやっぱり地方交付税ですから、国とすれば、やはりこれを第一にやるべきな話であって、それ、全体がしぼんでいくんで非常に厳しいということはいくわかりますけど、これは第一にやってもらわないと、これは困るということで考えております。

確かに、じゃあ、地方自治体がいっぱい施策をやる時にですね、いわゆる依存財源って、地方交付税もそれに入るわけですけど、それとか借金を行う起債、村債ですね、こういったものですか、事業を行うときに一部必要になります国の補助金、国県の補助金も依存財源ですから、事業を行うときには、確かにそういった点ではがんにがらめというか、交付税は一般財源として使えますので、特に目的に使わなければいけないということではありませんが、トータルで見た場合に、確かに中川の場合には、自主財源は非常に少ないということは認めますので、じゃあ、その分ではかに税源をしっかり確保しろって言うていくと、なかなか、使用料ですとかね、分担金ですとか、そういったものについても、村民の皆さんからいただいて、あるいは何か村の施設を使ったときにそういったお金をいただいて、それを財源にするっていうことになりまして、これは大きく引き上げるっていうのは難しい、だとすると、寄附金つ

ていうようなものも非常に魅力的なことは認めますし、こちら辺のところでも多くの方が寄附をしてくださることが、いろんな事業をやっていく上で原資になるっていうことは非常にありがたいし、そうあれば一番いいかなとは思っています。

○3番 (松澤 文昭) 国からの交付税を地方へ分配するっていうことは、今村長の言われたとおりでと思うんですけども、ふるさと納税制度っていうのは、前段でも申しましたように、都市から地方への私は税収の移転、同じことを自主財源として確保できるというふうに私は思っているんですけども、そういう点で、なぜ活用しないのかなと、これほど中川村で、今はまだいいんですけども、将来的には公共施設から始まってすごく投資をしにゃならんときがくるということ踏まえる中では、都市から、ふるさと納税によって都市から税収が地方へ来るんですけども、それが自主財源として入ってくるんですけども、なぜ中川村として利用しないのか、そこんところがよくわからないんですけども、村長の考えはいかがでしょうか。

○村長 これについては、中川村はですね、応援して下さるという意味で、どこかで中川村を見つけて、あるいは出身の方もそうかと思えますけど、そういう方々に訴えて、あるいは中川村のやろうとしていることに非常に共感を覚えるという方に寄附をしていただくというものであろうかと思っておりますので、必ず都市とは申しませんが、都市の方がやはり多いかなあと、大都市圏に住む方が納税して下さる確率は非常に高いだろうなと思っておりますが、税源として都市からこっちへ持ってくるというのは、私は違うというふうに思います。

○3番 (松澤 文昭) ちょっと見解の相違はありますけれども、ちょっと重要なことが、まだ質問がありますので、ちょっと進めていきたいと思っておりますけれども、村長は売れる農業で村内と村民に収益を循環させるとの農業振興方針を示しております。新商品開発や新しい市場開拓の研究を進めていくと具体的な政策を掲げておられるわけでありまして、村長は売れる農業というふうに言っておりますけれども、私は、農業振興っていうのはもうかる農業を目指すべきだというふうに考えておられるわけでありまして、そのためには、中川村の農産物、特産物の新たな販売ルートとしてふるさと納税制度を利用すれば、後ほど詳しくいいんですけども、買い取り販売も可能となってもうかる農業につながるというふうに考えております。もうかる農業の確立ができれば、生産意欲の向上、あるいは後継者対策、遊休荒廃地対策にもなり、中川村の基幹産業である農業の振興が図れるというふうに考えておられるわけでありまして、村長の考えをお聞きします。

○村長 もうかる農業、大いに結構だと思いますし、特色があつて、そういう農業ができる、あるいは展開している人がいるということで、中川村の、今、農家の後継者の皆さん、それから新たに都会やなんかで農業に参入したいという皆さんが中川村でまた一花咲かせたり、そこで大いに、こう、何ていいますか、農業振興が図られることはありがたいというふうに考えております。

○3番 (松澤 文昭) これも新聞報道ですけども、豊丘村ではふるさと納税制度による農産物の発送量が年々増えておるということで、リピーターが次の年も寄附し、新規

分の寄附が増え続けているというような新聞報道がありました。その中で、2015年からJA南信州と連携を行い、それまで村が中心に行ってきた買い取りや発送をJAが一括して担っておるということで、「買い取り価格は相場より15%~20%ほど高く設定し、農家所得の向上につながっている。返礼品を含め発送する箱にはJAが使う商品パンフレットを同封。これまでに200件以上の新規顧客を獲得した。下平村長は「ふるさと納税制度はさまざまな問題も指摘されているが、豊丘村では制度の趣旨に沿って運営されている。地域全体の営農意欲の向上につながり、大変うれしい。」と話した。」というふうに報道されております。ふるさと納税制度を活用することは、地域経済の活性化、営農意欲の向上にもつながるわけで、農業振興としても重要な政策だというふうに考えておるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 返礼品としてという言い方を、じゃあ、あえてしないで、納税をしてくださった方に特産品として優良な農産物を豊丘村のということでお渡しをするということは非常にいいことだと思うんですが、私も、それはそれで考える筋はあろうかと思っております。ただですね、言い方は変なんですけど、南信州農協に一括発注した場合にどういう形になるのかなということを考えるわけです。これは、15%高く買っているからいいじゃないかと今おっしゃいましたが、私が考えるとすれば、やはり中川の農家の振興でなければならぬと思うわけです。だとすると、JAに発注をする意味って一体何だろうなということに常に思うわけですし、恐らく質の均一化、あるいは手間といいますか、こういったことの削除といいますか、流通の中でこれがどうしても必要だということでの発想だと思うんですけど、私がもし考えるとしたら、筋としたら豊丘村の生産者の中川のいいもの、これをいうことで筋としては考えたい。

○3番 (松澤 文昭) これは、前回の9月の曾我村長のときにも話をしたんですが、前村長にも話をしたんですが、実は、JAに発注しても豊丘村の品物を発送するっていう仕組みがもうできているんですよね。その市町村の考え方によって南部の選果場から発送する、あるいは豊丘村のものを発送する、若干費用はかかりますけれども、発送するっていうこともできるように今システムとしてでき上がっているんですよね。ですから、JAに発注しても豊丘村の農産物をふるさと納税の返礼品の品物として送るっていうシステムがもうできているんですよね。そのことを踏まえて発送していかないと、ちょっと違った勘違いをされているかなあというふうに私は思っております。

それで、ちょっと買い取り販売のことで、今15%~20%の話がありましたのでちょっとお話しをしておきますけれども、先ほど申しましたように、農産物は、基本的には販売価格が決められないわけですよね。ふるさと納税制度をすれば、先ほどの新聞紙上でもあったように買い取り販売ですよね。買い取り販売っていうことは、もう価格を提示してあるんですよね。その価格で買いますよっていうことなんですよ。ですから、その部分は丸々15%~20%が農家のもうけになるっていうことなんですよ。はっきり言って。手数料だとか、そういうものの抜きにして買い取っちゃうっていう意味ですから、そのことだけは勘違いをしないようにしてもらって、ですから、

15~20%、ふるさと納税の返礼品を使うっていうことは、15%~20%、農家はもうもうけられる体制の販売ができるっていうことなんですよ。したがって、先ほど申しましたように、やはりもうかる農業になれば、農業の生産意欲にもつながりますし、そして、そのことができれば後継者もできるし遊休荒廃地対策になるよということにつながってくると思うわけです。ですから、どうしても、この豊丘村の中でふるさと納税の返礼品のルートをつくるっていうことは、地域の活性化、農業生産の活性化、農業意欲の向上ということにつながってくると思うわけでありましてけれども、そこら辺の村長の考えと、村長は、公約といいますか、一番最初の公約の中で、とにかく農産物、農業の振興っていうことを掲げてあるわけですよね。そのためには、新しい販売ルートを活用するっていうことは非常に重要なことだと思いますので、その点を含めて村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 ええとですね、まずですね、私が中川の、ルートは豊丘村のものが出せますよということをおっしゃいましたが、本当にそうなのかっていうことを、やはりまず、行政がやるにはですね、平等の原則っていうのがありますから、まず農家に対してですね、生産量がどのぐらい余力があるのかしっかり見極める必要があると思っています。といいますのは、私も農政の係をずっとやってきまして、リンゴやなんかの、何ていいますか、オーナー制度とかですね、こういったものにかかわってきました。例えば、お話しをさせてもらって、平成の7年8年くらいに豊丘村でもリンゴの農家の皆さんに呼びかけてですね、最初、前沢洞の皆さんだったんですけど、オーナー制度をやらなないかということで、直接取引ができて、小っちゃいっていうか余り一級品じゃないやつもトータルでちゃんと買ってくれると、1本幾らっていう格好で、これは非常にいいからということで、それで始まったんですけど、それで、途中でですね、外に平成14年15年ですか、呼びかけたら400本近いことにもなりました。その後、ピークがそこら辺で、あと、今現在を聞いたら130本くらいの契約の本数に変わっておるということですけど、一つはですね、農家が直接、リンゴ農家がオーナーの皆さんと直接園での取引に変わっておるということと、リンゴやなんかを例にとりますと、御存じだと思うんですが、新しい化っていう栽培方式が非常に盛んになっていまして、こちらにシフトしたりしておるということで、何が言いたいかといいますと、既にお客様もいろいろ直接取引の中であって、豊丘村のものがそれだけ余力があるかどうかっていうことを、リンゴに限らずですよ。私もブドウもつくったりしていますから、よくわかっているんです。梨もそうです。そういったものをですね、一旦調査をしないと、基本的には、その夢のような話にはなるかどうかっていうことをまず申し上げたい。というのは、私の認識としては、下伊那のですね、豊丘村と豊丘村の例えば果樹の総体の量を見ると、やはりものすごい、何ていいますか、生産力といいますか、全体のものとはかなり開きがあるというふうに思うんです。もちろん、これ、農産物、リンゴ、果樹だけのお話をさせてもらったんですけど、ですから、まずそれを調べた上でないと何とも申し上げられないと思います。

○3番 (松澤 文昭) 今のことは、9月の前村長のときに私が全部調べて全部報告をして

ありますので、一般質問の答弁書を見てください。ね。そうすると、今どんなくらいの量があってっていうことが中川村の中に、では、選果場へ出た部分ですよ。贈答品じゃないですよ。選果場へ出た部分の数量を全部報告をしてあります。前回の答弁の中で。それは見てもらえばわかると思うんです。そのときも話をしたんですが、手段、手法を考えれば幾らでもできるんですよ。何も全部リスト載せなくても、量の多いものだけをリストに載せて、そして返礼品として取り扱えばいいし、それから、例えば、その中で、先ほども話をしたように、上伊那全体の中で例えば中川村のものではなくて上伊那のものが行きますよっていうような注意書きもしてリストをつくることもできますし、手段、手法を考えれば幾らでも私は対応できると思うんですよ。先ほども申しましたように、そうすれば農家はもうかるんですよ。もうかれば農業振興ができるんですよ。それは村長の公約になると思うんですけども、どうですか。

○村 長 リンゴのことを、ちょっと失礼なことになるかと思いますが、選果場へ、例えば南部にも選果場じゃない、広域の飯島の選果場、あそこに少なくとも出てくるリンゴっていうのが、中川村の皆さんは本当に、言い方は変ですけど、リンゴ農家が、一級品という言い方、失礼かと思いますが、そういったものを本当に皆さん出しているかどうか、出している方もいらっしゃると思います。ただ、私が聞いている中では、そうばっかじゃない、つまり、贈答品やなんかをですね、まず第一にいいものをおいて次のものと言う、こういう方が多いんじゃないかということですから、そういう意味で、量はわかるんですけど、私は、改めて本当にそれなりのいいものが出せる余力、どのぐらいあるのかっていうことを改めて調査をしたいなという気は持っておるということと、一つ、これを、確かにじゃあ全部ルートができておるで楽じゃないかっていうことになればあれですけど、ちょっとそこら辺の中から調べた上でないというふうな思いであります。

○3 番 (松澤 文昭) 飯島、駒ヶ根、宮田でも、もうやって、そのルートがもうできているんですよ。とにかく、出荷しておるものは、村長が言われるとおりの中川村では贈答をつかっておって、悪いものしか出しておらんとするけども、いいものも出している人たちがおるんですよ。出すものは、特秀だとか秀だとか、その部分のクラスしかふるさと納税の返礼としては扱っていないんですよ。そこら踏まえて考えていくと、私は、とにかく農家をもうけさせないと絶対に農業振興できませんので、その点で村長の考えは端的にどう思いますか。

○村 長 もうけさせないっていうか、もうかると、やはり農業振興につながるっていうことなのかな。

それと、今果樹のお話でちょっとやりとりをさせてもらったんですけど、そこばっかじゃなくて、米だとか、いろいろあるかと思いますが。ただですね、こういう例があって、阿南町で会社をつかってお米を特産として、もちろん産業として応援しようという話になっているんですけど、あれ、実は、今、相当な額、集まっているんですけど、応えきれなくてですね、どこのお米が行っているかといえ、それはよそのことですからいいんですけど、聞いたところによると泰阜村ですとか近隣のお米が行っ

ておると、こういうこともあるわけです。言い方変なんですけど、今仮にですね、中川にお前はこだわるのかっていう話なんですけど、お米をもしやるとしたら、私は、やっぱり中川村のものにこだわりたいし、そういう話になってくると、例えばJA一辺倒——一辺倒はいいんですよ。そういう集め方でやっているんで何も文句言いませんけど、サイロが、もう、はっきり言って中川村のものに分けられていないというふうに認識していますし、もしできるならば、私は、そのことプラス、今の試行である、例えばですね、減農薬ですとか、化学肥料を使わないとか、そういうことである程度ロットを一生懸命つくっていこうという農家がもしあれば、そういう方は直接応援したなというような、そのために取り組みたいという、こういう思いはあるわけですし、仮に、ちょっと今またお米の話で反論するような形になってしまいましたが、ロットでも何でもそうですけれども、上伊那米みたいな格好になっちゃうものについては、私はちょっとどうかなという思いがありますので、そこんところは中川村のものということでこだわって、ぜひそういう観点から調査をしたいという、そういう思いであります。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと私も安易な答えはできませんけれども、私が考えるに、そういう要請を中川村ですれば、例えば一サイロ中川村にするっていうことは、可能性としてはあるんですよ。私がやってきた経験の中では、ある。それはできます。なぜかっていうと、やり方は私も知っていますので、やろうと思えばできるんですよ。一サイロ中川村のものだけにするっていうことについてはできますので、それらも含めて、だもんで、そういう細かい議論をするんじゃなくて、全体的な考え方として、ふるさと納税を利用して農産物を新しいルートとして買い取り価格で買うっていう、このことについて村長の考えを私は聞いているわけです。

それで、今の議論は前村長と全く同じ議論をしているなあと改めて、思うんですけども、前村長はこうやって答えているんですよ。「ふるさと納税制度により村の特産品を返礼品とした場合、一時的には生産額は増えるかもしれないが、生産者が返礼品の需要に応えるために長年信頼を築いてきた得意先に対する品不足、品質低下による信頼関係を崩しかねない。」というふうに答弁しておるんですよ。全く同じようなことを言っているんですけど、どうもね、その認識が、先ほど申しましたように手段、手法を考えれば新たな販売ルートとして活用できるものを、なぜ活用しないのかなあというところの認識が私にはわからないんですよ。村長の。

○村 長 農家のいいものをつくらうという生産意欲をそいだりとか、そんなことは全然思っていないし、こだわりたいのは、私が言うのは、農家を応援するなら中川村の農家を応援する。そういうときには、やはり中川の農家の皆さんも、もちろん、そういう立場でもっていいものを責任を持って出していただくという形でのふるさと納税としての返礼品でなければ意味がないということですから、曾我村長の思いとは、考えていることとはちょっと違うと思いますけど。

○3 番 (松澤 文昭) ですから、私も言っているとおり、中川村の農産物をふるさと納税、税を使っているのは、中川村の農産物をふるさと納税の返礼品として扱えるルートは

ありますよってということ、だから、手段、手法を考えれば幾らでもそのことはできますよってという提案をしているんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○村 長 手段は次でして、まず生産量を調べた上でですね、余力って言い方はないんですけど、それから始まるのが私は大事だと思います。でないと、例えば豊丘やなんか、ほかのところのありますけど、何千幾つくらいだったら、もう打ちどめって言い方はないんですけど、予約を打ち切りますっていうふうなのがたくさん出ているかと思うんで、やはり、応援して下さるっていう都会の皆さんが見たときにですね、やはり中川村が特徴づけて、それで探して行って「ああ、中川の農産物のほうがいいな。」と言って選んでくださるのはありがたいんですけど、やはり、そのところでの量なりがしっかり確保できていないという、そういう思いもございまして、私は、まずそこからやりたいということでありまして。調べるとして、そこから調べて次に進むんだしたら進むということと考えております。

○3 番 (松澤 文昭) もう時間がなくなってきましたので、企業版のふるさと納税のことも聞きたかったんですけども、前段申しましたように、私、基本的には財政、中川村の自主財源確保だとか、あるいは、先ほど申しましたように、特に農産物の新しい販売ルートとしてこのふるさと納税を使うっていうことは、村長公約にもありますように、中川村の農業振興、あるいは生産意欲の向上だとか、それから担い手不足の解消、遊休荒廃地の対策にもつながってくると私は考えております。したがって、そういう意味で、中川村として、農業だけではなくて、特産品だとか、あるいは工芸品、あるいは産業振興、そしてお金が入ってくれば地域の振興にもつながると、地域の活性化にもつながるといふふうに思っておるわけでありまして、ぜひとも、ちょっと考えてもらって、このことによって、前段申しましたように、地方創生は魅力あるアイデアを出す、出し合うことが私は必要だといふふうに思っておりますので、中川村もこのことを使って活性化につなげるような方策をぜひやってもらうことを要望としまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に5番 中塚礼次郎議員。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました3問について質問をいたします。

最初の質問はふるさと納税についてであります。

平成20年に創設されたふるさと納税制度は、返礼品合戦などさまざまな問題が指摘され、総務省からの返礼品調達額3割以下という指導もあり、本来の制度としての見直し対応する自治体も増えてきております。

村としては、積極的な取り組みはしてきませんでした。ふるさと納税制度そのものに対する村長の考えをお聞きしたかったわけでありまして、3番議員の質問に対する答弁がありました。補足の点があれば伺いますが。

○村 長 すみません。先ほど松澤議員さんのほうにお答えしたことをもう一遍つらつら言うことになるかと思いますが、あるいは、このものに対しては、納税者の方がですね、出身地など自分とゆかりがあるといふか関係がある自治体、それから政策として自分

が思っていることで賛同できるような自治体というのも変かと思いますが、こういったところに寄附をしてくれると、寄附という形で応援したいと、こういう思いに応える制度だといふ、これがやっぱり大原則だと思います。

自治体とすればですね、いただいた寄附を寄附者の思いの実現のために、もちろん、こういう目的でということと並べておりますので、使えるという制度で、押しなべて出発点は非常にいい——出発点という言い方は変ですけど、いい制度だなといふふうに思うわけです。

一方、寄附に対してお礼をするということで、今ちょっと議論もいろいろあったわけですけど、産業の振興になったり、いわゆる自主財源の確保につながるのぜひやるべきだといふ、そういうお考えもあろうかと思っております。我が村の特産品をもってですね、そのお礼にお答えをしたいといふふうに考えるのは自然の考え方でありまして、これを否定するものではありません。ただし、お礼の品に関してですね、お金の余裕のある人やそれを目当てとして寄附をする、その結果、入るべきところに住民税等が入らない、これは、最初からずっと申しておるとおり、このことを、ずっと現象として今起きていますので、それで、総務省がああいう格好で制限を加えよう、加えてきたといふ言い方はないんですけど、過熱する返礼品の競争に一定の歯どめをかけたいということやってきたということですから、これはもう国も認めておるような状態かと思っております。ですから、これは、やっぱり全体から見ると、このふるさと納税といふふうな制度自体は、税を納めるべきところに納めて、それが一旦国を通じて入ってきて、地方自治体に地方交付税という格好で還元されたり、あるいはいろんなところで国の施策として利用される、こういったやり方から見るとちょっと歪んでいる、歪んでいる制度だといふふうなことは、基本的には思っています。

○5 番 (中塚礼次郎) 丁寧なご返答でありましたので、もう少し短くてもよかったかと思っておりますが、ふるさと納税の積極的な活用を求める声は多くの場に出され、さきの村長選の中でも取り上げられてきました。ふるさと納税寄附金の確保により事業の促進を図るべきだ、ふるさと納税で農業振興を、緊迫した財政の中もらえる寄附は積極的に受けるべきだなど、さまざまな主張がされております。問題も多く、いつまで継続されるのか保証のない制度に村の重要施策と財源依存をすることは、私は問題があるといふふうに考えますが、その点についての村長の考えを聞きます。

○村 長 重要な財源の確保のところではふるさと納税をということですけど、額が確かに大きく入ってくると、ちょっと、やはり隣のといふか、何だ、先ほどお話が出ました下伊那郡の豊丘村、ああいったところの自治体の規模、私どもよりちょっと大きいんですけど、それから見ると、大きな額が入ってくるんだなあという、そういう思いは確かに思っています。だけど、今のところですね、村税を、いろんなところでは村税を充て、なおかつ有利な補助金ですとか交付金を探して、また、そのために、将来のために基金を積んでおまして、こういったものを取り崩すなどして政策を実施していくわけですので、税源の柱の大きなウエイトとは申しませんが、その中にふるさと納税による寄附をかなりの部分で充て込むといふか、そういったことはちょっと考

○5 番 えておりません。
(中塚礼次郎) 村長はふるさと納税に反対だからというような声を耳にしますが、村長選の中で村長は、反対はしていないこと、これまでどおり寄附は感謝していただくようにすると、ただし、全国で今批判の強くなっている返礼競争には参加しないということで、寄附依存にならないように自立した財源でしっかりと行政運営をしていきたいと、こういった考えを明確にできていますが、再度ふるさと納税への村長の考えと意思をお聞きいたします。

○村 長 先ほどは申しわけありませんでした。指示を待たずに返答してしまいました。おわびします。

何度も最初からも言っておりますとおり、基本は、やはり充てにしないようにしていきたいということですが、ふるさと納税を使ってですね、例えば中川村を何かPRする、制度を使って、PRをするのにたまたまふるさと納税を使うという言い方もないんですけど、それをしたり、中川村っていうところに目を向けてもらって、こない、例えば美しいところがあると、また、とてもこう、何ていいますか、素直な人たちとは言えませんが、いい人たちがいて、そういう中で農業が盛んに行われ、いい農産物も生まれている、生み出されているんだなあということがもしわかるとして、そういったものを寄附してくれる、くださるところにの皆さんにですね、お礼として、中川村を知ってもらうということも含めて返礼品としていく、これが最終的には意欲のある農業振興につながっていくということも全く否定しませんし、そうなればいいかなと思いますが、ただ、そこに主眼は、ちょっと置けるのかどうか、何度も申しておりますけれども、実態として、やはり、やらないとは申しませんが、私の場合には、まず調べてみたいという、そういうところから取りかかりたいということでございます。

○5 番 (中塚礼次郎) 本来は頑張っているふるさと、自治体を応援する趣旨で始まった制度であります、豪華な返礼品の争奪合戦へと変貌して多くの弊害を生んでおことは事実であります。

個人の支払う税金を地方同士で奪い合う、長野県下では昨年度返礼品を設けなかった11の自治体が赤字となっており、どこかで税収減が発生してしまう仕組みのものであります。大都市が本格参入すれば、地方は税収を失い、赤字が拡大するおそれが生まれ、都市部に偏る税収の格差を是正する制度の根幹は崩れることになるということであり、「税収格差を是正するには、」先ほど来も出ておりますが、「国税を一定割合で自治体に配分する地方交付税の役割で格差が大きいのなら地方への交付税を増やすのが筋ではないか。国と地方の対等な関係のためにも地方への財源移譲を進めて制度は廃止すべきだ。」という、こういった社説が3月の20日、信濃毎日新聞の社説で述べられております。私は、この社説をもっともというふうに考えますが、この点について村長の考えを聞きます。

○村 長 今おっしゃったとおりだというふうに思っております。
地方交付税については、税を一定の割合と地方法人税の全額で地方公共団体間の財

源の不均衡を調整をして、どの地域でも一定の行政サービスが受けられると、こういうために約束をされた、大げさに言いますと憲法で保障されたものが地方交付税という形だと思っております。それで地方に再配分するものですので、地方が自立して生きていくために約束をされた地方の固有の財源ということだ、こうあるべきだというふうに考えております。社会保障費が増加したり、先ほども申しましたが、防衛費が増えたりとか、いろいろ大変な時期かと思っております。こういう中で、国も地方交付税の捻出にですね、非常に苦勞をしておるということは私も職員のときからよくわかっているつもりですけど、まず第一に、やっぱりこれは確保していただくこと、これをぜひ国にはお願いをしたいというふうに思っておりますし、地方に財源移譲を進めるということ、これについては賛成なことでありますので、ただし、それを、その財源を移譲してもらう、どういうものをどういうふうにするかっていうことになりまして、こちらでもそれを受け取る側として正しく受け取ってどういうふうにしていくかという、そういう点では責任が多くなりますので、それを受け取るために、お金を受け取ると人が増えるっていうのも変ですけど、それなりのリスクも——リスクという言い方はありませんが、そういうこともあろうかと思えますけれども、原則として、これはやっぱりあるべきだなというふうに思っております。

寄附金集めのために返礼品を取りそろえたりですね、寄附者の求めに応じて返していくような今の制度、これも大分是正をされてはきておることはよくわかっておりますけれども、今のふるさと納税の制度については、やっぱり根本のところではどうなのかなというふうに思うところは常にあります。

○5 番 (中塚礼次郎) 4月3日の農業新聞では、「返礼品競争は「百害あって一利なし」。ふるさと納税で恩恵を受けるのは高所得者であり、実態として居住する自治体の負担によって住民税を減額して富裕層に返礼品をプレゼントする制度になっていること、それから、還元率を争う返礼品競争に農産物が巻き込まれれば、寄附者は農産物の産地の品質よりも幾ら得するかという間違った判断で農産物を手にするようになり、弊害は大きい。農産物の産地や品質は問われなくなる。」ということを農業新聞の中で報道しておりました。

ふるさと納税に積極的に取り組み、返礼品を特産のリンゴとした場合に、消費者との間に長年にわたり信頼関係で築き上げてきた贈答リンゴ販売から返礼品対応に切りかえられる生産者がどのくらい確保できるのか、贈答品対応以外、広域の選果場に集められるリンゴは中川特産を限定ができず、特産品としての自信の持てるものではないとも言われ、昨年は良品不足により今までのような贈答対応に大変な苦勞をされた話も聞きました。返礼品のあり方について、先ほどもちょっと3番議員の中でも触れられておりますが、村長の考えをお聞きします。

○村 長 税金を、住民税を減額してということのようですが、住民税は、結果的には、減額に結果的になると、納税地に、本来納税すべきところに納税をしないわけですから、住民税は、その自治体は明らかに減額になるということかと思えます。

富裕層に返礼品をプレゼントする制度になっているというのは、言ってみれば、見

方を変えるとそのとおりだというふうに思います。といいますのは、今ふるさとチョイスという、言い方は変ですけど、こういったうまい仕組みもあってですね、また、5件まで、いわゆる、何ていいますか、ワンストップサービスの税の制度をうまく使うとですね、特に申告が必要でないと、省けるというようなうまみもありまして大いに盛っておようなわけかと思えますけれども、ただ、農産物の産地や品質幾ら得するかということに確かにもし目が行くとなると、これはやっぱり、お金のいる人が農産物をあれしておいて、近所の人なり、わかっている人と交換したりとか、そういうこともあるのかなとかですね、あるいは最後にどこかに換金しちゃうのかなとか、いろんなことを思ったりするわけですけど、少なくともそういうふうな制度にならんようにはしたい、もしやるにしてもですね、という思いから、先ほどからしつこく松澤さん、松澤議員さんのお話の中でも、そういうところでぜひ考えていきたいという意味で申し上げたつもりですし、リンゴに関して言うと、確かに昨年は、ここでは、個々の農家にお聞きしますと、霜っていうか、凍霜害——凍霜害じゃない、凍害っていうんですかね、やなんかで、どうも余りいいものが——いいものが出ていうか、増等の顧客の皆さんにまず確保するのが精いっぱいだったという話を聞いておりますので、そういう意味からもですね、まず、できる範囲がどこにあるのかということを中心に調査をした上で、責任を持って中川村を代表するようなもの、こういったものがどのぐらい出せるのかということ、あくまでそういう観点でもの考えていきたいという思いはあります。

○5 番 (中塚礼次郎) 平成27年度の決算で4,000万円を超える寄附金を得ていた所沢市は、終わりのなき寄附金の獲得競争から降りる決断をいたしました。お礼の品でなく、所沢の自然、文化をスポーツを、そして事業を応援したいという人々の思いに期待して所沢市ふるさと応援基金の新たなステージに挑んでおるわけでありませう。

6月の定例会の冒頭あいさつの中で村長は「美しい村中川の自然、象徴的資源を良好な状態で継承していくために、全国の皆さんに呼びかけ中川応援基金をつくり、これを原資にして維持することができないか、まずは検討することから始めたい。」との考えを示しました。私は、ぜひ前に進めていってもらいたいというふうに考えるわけですが、ふるさと納税と基金創設との関連、今後の取り組みについて村長の考えを聞きます。

○村 長 今お話があったとおり、美しい村中川村を、やはりまず知っていただいて、そこで進めている中川村に対して応援をしていただく、こういったことをまず第一に考えたいということが一つ。

それから、もちろん美しい村中川村でとれるおいしくてそれなりと言うとまた農家の皆さんに怒られるんですけど、ちゃんとした農産物をですね、ぜひ知っていただいて、それを寄附をしてくださった方々に、どの程度かということとは別ですけど、お礼として渡す、あるいは、中川村を知っていただくために、例えばですね、今、寄附をしてくださった方にぜひ中川村のお越しいたごいて、今農家民宿等がだんだん盛んになってきていますし、村でも、ぜひそういう皆さんに大きくなっていてもらい

たい、また、先ほど農業体験もというような、セットとしてですね、松澤議員さんもおっしゃいましたが、そういったものをメニューにしながら、それを返礼品としていく、あるいは美しい村中川村を象徴するような特産品でもってお礼をしていくというような、トータルで中川村というものをぜひ売り出したり、あるいは目にさせていただいた方が村に来ていただいたりというようなことをする工夫をですね、ぜひ考えていきたいというふうに思っておりますし、ぜひアイデアをですね、お聞きをしたいなと思っております。そういう前提でおりますので、例えば今あります美里にカヤぶきの民家、これは民家、個人の所有になっておるわけですが、それから渡場のイチヨウ並木、これも、イチヨウ並木をずっと、イチヨウを育ててやってきた、守っていらっしゃる渡場の地域の皆さんもいらっしゃるわけですし、ただ、これは環境をやはり今以上に維持しながら保全をしていく、あるいは手を加えていかないと、もちろんカヤぶき屋根も屋根のふきかえ、これをとめてしますともう朽ち果ててしまうという問題があるようですので、こういったものをですね、資源として残すために原資となるような応援基金というか、そういったものを広く外に向けて発信をしたい。これもですね、原資を集める方法としては、例えばこれをメニューの一つにして、ふるさと納税で協力いただけないかという呼びかけも考えられるかと思いますが、とにかく今ちょっとまだ整理がついていなくて申しわけないんですが、こういったものを広く呼びかけながらですね、中川をぜひ知ってもらい、呼びかけ、世に出していきたいという思いはあります。

○5 番 (中塚礼次郎) ふるさと納税について3番議員と重複の面もあったわけですが、急な変更ができませんので通告に従ってさせていただきました。

納税に対する反対の考えではないわけで、中川応援基金の創設について研究して進める中で本来の納税制度につながった形で取り組んでいければというように思います。

続いて2番目の質問になりますが、これは、ちょっと今の言葉に何となく懐かしく聞こえるかもしれませんが、住宅リフォームの助成制度についての質問であります。

住宅リフォーム制度、住宅リフォームの助成制度についてであります。政府が掲げる経済対策の地方への波及は、効果は遠く厳しい経済状況が続いております。地域を元気にする中小業者支援、仕事おこし事業として住宅の増改築、リフォームの際の経費の一部を助成する住宅リフォームの助成制度が多く自治体で創設されてきました。2011年の段階であります。長野県内39の市町村で実施がされてきました。

私も一般質問で3回にわたり取り上げ、質問をしてきました。

制度創設を求める陳情や、議会でも早期の制度創設を求める意見書を村長宛てに出してきた経過もあります。

さきの議会と建設業の皆さんとの懇談会からも仕事をいかに見つけるかが大変な状況だということが訴えられております。

制度を継続している自治体も減少しているものとは思いますが、地域経済を活性化して相乗効果も大きいこの制度の創設が必要ではないかというふうに私は考えるわけですが、村長の考えをお聞きします。

○村 長 住宅を改築し、維持し、そこにずっと住んでいくという、そういう目的での制度であり、当初は、やはりそれに携わる大工さんですとか左官屋さんですとか、いろんな業者さん、それから資材、資材屋さんといいますか、そういった方々が全部関係してくるので、経済がうまく、波及効果が大きいという、こういう話だったと思いますけど、今です、村としましてはですね、地方創生事業の中で子育て世帯の住宅取得支援事業、それから3世代同居のための住宅の新・増築・改築事業を新たに制度新設をいたしました。それで、それです、きょう今年度の補正予算にもお認めをいただきましたが、この制度の中で、当初3、4件の予算を持っておったところですけど、非常にやっぱり需要が大きくて、新築、増改築、3世代の世帯、同居ですか、こういったところで13件くらいのどうも要望があるようですので、大きく補正をさせていただいた所でございます。

それと、村の既存の事業ではですね、高齢者ですとか障害者に優しい住宅改良事業、高齢者世帯の住環境整備の補助事業を事業メニューとしても持っておりますし、予算も確保しております。こういったものにつきましては、その都度、どうしても必要だという状態が変わったりする方がいらっしゃると思いますので、その都度、必要の要望が出れば補正をし、議会でお認めいただいて、今までつくってきております。

それから、空き家の活用を促進するためにですね、台所ですとか風呂及びトイレの改修、下水道のつなぎ込みの経費を間接的に補助する制度もございます。

さらに、木造住宅の耐震化工事の補助金をですね、今までの60万円から、今年度、4月1日からでありますけれども、100万円に引き上げて耐震化工事を促しております。

これらのこと、今、今はですね、これらの住宅の新改築の制度、今申し上げた既存の制度、こういったものの中から目的にかなったものを利用いただいて活用していくと、これを第一に考えたいということで思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 住宅リフォーム助成制度でなくて、既存の制度を十分に活用してという今の村長の答弁であります、今村長の答弁のほうでちょっと触れましたが、南海トラフの巨大地震の内閣府の試算によりますと、これは8月の29日の中日新聞の報道ですけれども、南海トラフの巨大地震、マグニチュード9.0では、11年の東日本大震災の20倍に当たる最大239万棟が全壊消失し、最大250万個の仮設住宅が必要となるというふうに試算がされております。巨大地震に備える対策として、村長が説明いたしました、住宅の耐震化を進めておるわけであり、中川村の平成25年度の耐震化率は73.26%で、耐震化が必要となる家は460戸、そのうち空き家住宅を考慮すると300~400戸が対象となるのではないかと、耐震化がなかなか進まない理由として、高齢世帯であること、後継者が戻ってこないなど、さまざまな要因が考えられますが、最も大きな理由は負担となる工事にかかる費用の問題であります。住宅の耐震化には補助制度があり、先ほど村長から説明ありましたが、上伊那8市町村は今年度、県と連携して耐震改修工事の補助額を最大100万円に引き上げており、耐震不足住宅の地震に対する危険性、それから補助の拡充の周知を図っておるところであります。旧の

耐震基準で建てられた木造住宅のうち約7割は大地震で倒壊するおそれがあると警告もしております。

私は、急がれる耐震化を進める後押しとして住宅リフォーム助成制度が活用できればというふうに考えたわけであり、その点について村長の考えをお聞きします。

○村 長 まず耐震化の工事を施すことと、住宅リフォームの工事をして生活がうまく、利便性っていうか、高齢になられてもずっと住み続けるためについていうのは、ちょっと意味が違うと思っております。といいますのは、耐震化は、あくまでも、大きな地震が来てもですね、潰れない、大抵自分の住まいの中では安全が確保されるような耐震基準を満たすための工事、補強をするという意味合いがございまして、今回のところでは、まず、先ほど地震のお話が出ましたけれども、もしこういう地震が起きると、ここはやはりマグニチュード6弱だったと思いますが、の連動した地震が来るだろうというふうに言われておるところですから、私が申し上げるのは、まず100万円に引き上げた耐震化工事をきちんと進めていく、それでも、ことしまだ申請がないんですけど、それでもまだ高くてですね、できないということであれば、一つはですね、言い方は変なんですけど、大きなおうちにずっと、農家住宅に住まなくても、やはり高齢化になられた世帯が少なくなれば、新たにそれを、言い方が変ですけど、取り壊してでも、少し小さくしてもですね、十分生活できるような、これも対象になるようでもありますので、そういうことを考えるですとかいうこととして進めて、なおかつまだ進まないということでしたら、やはり、これは割と大きなうちを持っているがゆえの悲哀というか、お金がかかるということになるかと思っておりますので、少なくとも自分の住んだ、要するに寝泊りしたり、台所とか、そういう必要なところは補強する、それでもまだやっぱりお金がかかって無理だということであれば、それは次の段階で、やはり耐震化のために、促進するために、できるだけ早いというか、よく考えた上でですね、村の分の補助を引き上げるということも、それは考えなければならぬことかと思っておりますけれども、まずは、ちょっとリフォームと、何ていうんですかね、耐震化をうまく組み合わせるっていうことは、ちょっと今考えておりませんので、よろしくお願ひします。

○5 番 (中塚礼次郎) 私の考え、ちょっと理解がうまくされておらんと思うんで、ちょっと説明すると、耐震化工事は耐震のためのうちの強化だけだと思うんですね。だけど、耐震の強化だけでなく、それと一緒に、ついでにこういうところはちょっと直したら生活しやすいというふうなことが、その耐震化をするための後押しになるんじゃないかというふうに私は考えたわけで、その点をちょっと何とかうまく結びつかんかなという、村長に考えを伺います。

○村 長 ええとですね、組み合わせだと思えます。今、先ほど最初にご質問にあったとおり、今ある制度、既存の制度をうまく目的別に使い分けていただく、これでもって、これからのもの、あるいは改築には、ぜひ、それに対する補助の中で耐震化も図っていただきたい。もちろん新築は耐震の設計でないと無理ですので、それはそれでいいかと思っておりますけれども、今耐震不足の昭和56年以前の木造建物、私もそうですけど、

これを耐震化も、私もしたいなどは思っていますが、そのときに、ついでに生活がうまいくよようにということでのリフォームをとということを組み合わせるといことは、ちょっと今のところ、予算のこともございますし、考えにないということでございます。

○5 番 (中塚礼次郎) 今のところ考えられないということでお聞きして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、村内巡回バスの路線検討についてということで質問をさせていただきます。

高齢が進むとともに巡回バスも利用できなくなり、デイサービスを利用、バスの利用者も減り、見直しによる路線廃止がされてきました。

ある集落でのいきいきサロンの場にお邪魔し、皆さんの話を聞く機会がありました。今、高齢者による自動車運転事故が大きな問題となっています。車の運転に自信が持てなくなったとき免許証の返納を考えなければならないが、バス路線が廃止されており、そのときのことを考えると本当に不安になる。こんな意見が参加されている皆さんから多く出されました。今は利用が少ないことで廃止路線となっている路線も、再度の路線復活も検討していく必要があるというふうに私は考えますが、村の考えについてお聞きします。

○総務課長 ちょっとさかのぼった話になりますが、村の、中川村の公共交通体系の見直しが大きくされたのは平成16年でございますが、それからの経過を若干申し上げてお答えにしたいと思いますけれども、平成16年から約10年ほどたった平成25年当時の状況を見ますと、巡回バスという形で大きく制度を変えたわけですが、10年が経過する中では、利用者の低下が目立つようになったということ、あるいは定期券の購入者もそう多くはなかったという状況がありました。そういった中で、国の補助制度も使うという中で、中川村地域公共交通総合計画というものを、総合連携計画というものを策定いたしました。平成26年から3年間の計画であります。その中で見直しがされまして、特に利用者が少なかったということですが、東西線あるいは5号バスというものがあったわけですが、その見直しが行われました。あわせて村全体の公共交通の体系も見直しをしたということがありました。具体的に幾つか申し上げますと、5号バスの廃止ですとか、復活というお話のあった東西線の縮小、それから、特に東西線は高校生等も乗るわけですが、日中は2路線に機能を集約していくというようなこともやっております。それから、縮小された東西線沿いの地区の皆さんに対しては、NPOタクシーへの移管ということを積極的にやってはどうかという話になっております。そういった見直しをする中で、それは中川村の地域公共交通会議ですとか中川村有償運送協議会という組織をつくっての検討でありましたけれども、そういった中で協議をして、承認を得て実行してきたという経過がございます。それで、そういった変更をしたわけですが、そういった変更については、いきいきサロンですとか地区の説明会等にも出向きまして、そういった縮小をしたけれども、それにかわってNPOタクシーをぜひ利用してほしいといったような説明もしてきたという経過がございま

す。

それで、その平成26年に策定をいたしました総合連携計画ですが、28年度に3年間の期間が終わったということで、昨年、それに続く計画ということで中川村地域公共交通網形成計画という新たな計画を策定をいたしまして、この計画は5年間でございますけれども、今年度からその運用を始めているということでございます。

そうした中で、平成26年からですが、軽微な計画変更というのはその都度行っておりまして、

また、計画、今の計画の中でも、具体的な路線までは言っておりませんが、利用者のニーズ等を踏まえながら、利便性の高い運行ルートですとかダイヤの検討ということはするというふうにしております。

そういうことでありますので、より利便性の高い路線の検討ですとかNPOタクシーの充実というものは引き続き行っていく中で、費用対効果、あるいはさまざまな検討というものは引き続いて行っていくと、そういった中で現在のようになっておりますので、そこら辺はご理解をいただきたいということでございます。

○5 番 (中塚礼次郎) 状況において路線の復活もあり得るというふうな解釈でいいですかね。

○総務課長 今経過を申し上げましたように、全く否定するものではなくて、より利便性の高い交通公共体系、交通網の体系はどういうふうにしたらいいかということは、その都度検討をしていくと、その中で東西線、過去廃止になったことについても当然検討はしていくということでもあります。

ただ、そのことがまた復活につながるということとはまた別でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 微妙な返答で、ご意見を伺った方たちにどうのご返事をしたらいいかちょっと迷うところではありますが、できるだけそういった方たちの要望に応えられるようなふうに前向きに検討していただきたいと思っております。

高齢者の移動手段としてさまざまな意見があります。ダイヤモンドタクシーを利用すればいい、こんな意見もありますが、活力ある元気な村には、元気な子どもたちが増えること、高齢者がいつまでも元気であることであります。動けるうちは動き、いろんな人に会い話をする、診療所へも行き、買い物にも行って好きなものを買って、レジでの精算でお金も数えると、日ごろの生活の中で当たり前のことをできるだけいつまでも続けていってもらうことではないかというふうに私は考えるわけですが、その点からも村の巡回バスは大変大きな役割を果たしているというふうに私は考えるわけですが、費用対効果や利便性、ただ交通手段ということではなくて、年寄りがいつまでも普通の生活を送れるためにも、どうしても大きな役割があるというふうに私は考えるんですが、その点についてはいかがですか。

○総務課長 高齢者の方が生き生きと暮らしていけるために巡回バスは非常に大事だということはおっしゃるとおりで、そのとおりだと思います。

ただ、先ほどのお答えをしたとおりでございますが、なかなか村全体に路線を張り

めぐらすということがなかなかできないという実情もございますので、そういったことはご理解していただきながら、特にNPOタクシーについては、それを導入するに当たりまして国の交通空白地有償運送という制度を使つての補助事業になっておりますので、そういった制度を有効に利用していきたいと思っております。それで、巡回バスが通らない地域の皆さんの足を確保すると、補完をするということで運行をしていきたいと思っておりますので、そういった経過、それから現状についてはご理解をいただきたいと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 高齢者の足、それから世間ではいろいろ問題になっておる買い物難民という問題もありますので、そういったことも含めて、できるだけそういった方たちの意見を取り入れる中で十分に検討していただいて、いいバスの運行計画、路線計画等を今後立てていってもらいたいということを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後3時とします。
[午後2時51分 休憩]
[午後3時00分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
2番 飯島寛議員。

○2 番 (飯島 寛) 一般質問に入ります前に、私は6月28日から30日まで山形県飯豊町で開催されました日本で最も美しい村連合総会、フェスティバル2017 in 飯豊に宮下村長ほか役場職員5名及び村民2名の計8名で参加させていただきました。今回の総会及びフェスティバルへの参加を通じまして感じた事項を日本で最も美しい村連合対応についてとふるさと納税についてとして質問とさせていただきます。

また、質問事項については、何分経験と知識不足のため、既に実施されている事項等についても質問が及ぶことがあるかもしれませんが、あしからずご容赦願います。

それでは質問事項に入ります。

質問事項1、日本で最も美しい村連合対応について。

質問事項(1)日本で最も美しい村連合に対する住民の認識は景観の美化だけと捉えられていると思われる。村長は、連合の定款にうたわれている目的を広く村民に周知させていく考えはないか、この件について質問いたします。

まず、村長は連合の定款にうたわれている目的を広く村民に周知させていく考えはないかお尋ねします。

○村 長 私も飯島議員さんとともに連合のフェスティバル、それから総会に参加をさせていただきました。実は、総務課長のときにもその機会があったんですけど、一度も行ったことがなくてですね、初めての参加だったということでございます。

それではお答えをさせていただきます。

まず、美しい村連合の定款というのがございます。その中で、改めて見たんです

けど、第3条の目的というのがあるんですけど、その中にはこのように書かれております。「失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境、文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けることで観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与するとともに、自然環境の保護に寄与することを目的とする。」というふうにあります。つまり、景観の見た目だけの美しさではないという、ことを目指しているのではないよっていうことは、もうここではっきり言っているわけでありまして、ええとですね、2015年の活動報告、これ、前年、前前年のものなんですけど、これをちょっとインターネットで見ましたら、3つばかりありまして、その中に活動の柱でこういうことをやってきたという中にですね、生活の営みでつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済のやはり発展に寄与すると、目的を具体的にこのように書いてあるわけがあります。したがって、美しい村連合には加入、加盟をして以来9年にことしになります。その中で、最初に曾我前村長がですね、加盟をしたいということで住民の皆さんに説明をして歩いたわけですけども、その中ではどういうことをしてきたかっていいますと、住民懇談会を行い、なおかつ美しい村づくり協議会で講演をしていただいたり、広報などでその都度美しい村連合の目的、何を狙っているのかっていうことを機会を捉えて説明をしてきたところでもあります。また、何だ、連合のマークでありますこのカヤぶき風の民家の中に田園を、日本の田園を思わせるようなロゴマークなんですけど、このロゴマークを村の商品のPRに活用していただくということで、経済的にもそういうことに利用しながら、自分たちもぜひいい商品を出しているってこういうようなことも進めてもらうようにやってきたわけでありまして。そこからいいますと、今議員さんおっしゃったとおり、まだ、連合のですね、目的が住民の皆さんにまだ十分に理解されていないって異様な部分も確かにあろうかと思っております。先ほどから申しておりますとおり、観光的な付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与していくんだと、そういう中で、やっぱり誇りを持って自分たちの村が将来ともずっと続いていく、こういう、そのところを目指そうっていうことですので、改めて、こういう連合の目指すところをやっぱり常に思い描きつつ、住民の皆さんにやっぱりこれからもPRといたしますか、説明を加えていかなきゃいけないかなあというふうなことは思っておるところであります。

○2 番 (飯島 寛) 質問事項2番3番まで及ぶお答えをいただきましてありがとうございます。

続きまして質問事項の2、(2)に入ります。美しい村づくりを景観に関することばかりが先行している現状に鑑み、今の取り組みをどのように改善していくかお聞きしたいという項目に入ります。

私は、これまで日本で最も美しい村について、幾ら美しい村と言っても、美しい景観こそあれ、売られている冊子の表紙を見る、飾る、大鹿歌舞伎のような人々との心を打つ文化は中川には余りない、何をもちて中川村が美しいと言えるのかと非常に疑問を持っていました。

先ほど村長が申されたように、参加に際して定款を見せてもらって、第3条におっしゃったことが書いてあります。

ただ、景観の美化に努めても、本来目的である観光的目的価値を高め、経済資源の保護と地域経済の発展に寄与するための何らかのアクションを起こさない限り、無駄な時間と費用を費やすだけに終わってしまうことが懸念されるわけでありまして、総務の企画広報で出されている信州なかがわ美しい村だよりの23号を見る限り、美しい村づくりを景観から考えるといった景観に関することばかりが記載されていると、そういった取り組みをどういうふうに具体的に改善していくのかということについてお聞きしたいと思えます。

○村 長 美しい村づくりの、じゃあ手始めに何をしようかということで今までやってまいりました。それは、まず住民の皆さんができるだけ参加ができる方法として、見た目の美しさ、違和感のある構造物のあり方をちょっと直していこう、看板もそういうふう統一したらというようなことで確かに今やってきました。行政も主導でもやりましたし、美しい村づくり中心になっていただいでですね、白いガードパイプっていうのがあるんですけど、よく、ガードレールの色も白から余り景観に違和感のないように、かといって余り目立たないようにということでこげ茶色を選択をして塗り直し、ガードレールはそういったものもできるだけ工事の中で設置してもらうように村道については進めてまいりましたし、国県にもできるものは要請をしてまいりました。ガードパイプは色塗りなどをしてまいったところでありまして。

今お話のありましたとおり、今年度はですね、日本で最も美しい村づくりを進めようという推進計画に当たるものをつくることを目的としております。ことしの目標としております。ですから、中川村の文化資源の保全ですとか、大きな視点ではですね、経済的にも将来にわたってうまく持続するような、そういったアクションが起きるような第一歩としての村を、推進計画をまずつくっていききたい、そういうふうなことを取り入れながら原案を考えていきたいということでもありますけれども、これは今作成途中だということをございます。よろしくお願ひします。

○2 番 (飯島 寛) ということは、取り組みは開始されていると理解してよろしいってことですね。

続きまして質問事項の(3)に入ります。私は、日本で最も美しい村連合の2017年度総会に参加しました。総会における澁澤寿一氏の「住民自治から美しい村づくりを考える」との基調講演で、税収、地方交付税を収入の柱とし行政を運営する貨幣経済とは異なり、内部循環経済で経済的価値を創生し、不足が生ずれば税収や民間資金、助成金、補助金で補填するという地域経営を提唱されました。中川村が日本で最も美しい村連合に加盟している限り、総会での基調講演を無視することは考えられない。村長は、公約で農業振興等々を挙げているが、公約をこの内部循環経済の構築とリンクさせて取り組むべきだと思うが、村長はどう考えるか、この件について質問いたします。

村長も私と一緒にこの講演を聞いているので、詳細は省きます。

講演では、地域の成り立ちは、非経済的価値、すなわち幸せの経済、生産、分配と経済的価値からなり、経済的価値は外部経済から、いわゆるもうけの経済と、内部循環経済、いわゆる地域づくりからなっていると話され、内部循環経済の構築、すなわち住民自治には地域経済という視点が必要なんだよと、お金を稼ぐだけでは地域は豊かにならない、地域内でお金を循環させる仕組みづくりが不可欠と話されました。私は、この講演を聞いて、美しい村をつくるためには単に自然環境の美化にとどまらず、私が長年育んできた地域経済の活性化を内部循環経済構築に転化し、利益追求、注視せず、どうしたら地域を豊かにすることができるのかを模索していかねばならないと感じました。

と先ほどの信州なかがわ美しい村だよりの24号に報告させていただいております。

中川村は、日本で最も美しい村連合に加盟して間もなく10年を迎えると聞きます。この間に費やした時間と経費は何らかの形で成果として記録に残していかなければなりません。そうでなければ税金の無駄遣いとなるからです。

加えて、将来を見据えたとき、後援で澁澤先生が示されたように、金融資本の巨大化により経済が社会に果たすべき本来の意味が失われている現在、地域内循環経済は住民の自治を取り戻すツールとして活用していくことが肝要かと思われまます。

質問に記載しました税収、地方交付税を収入の柱として行政を運営する貨幣経済とは異なり、内部循環経済で経済的価値を創生し、不足が生ずれば税収や民間資金、助成金、補助金で補填するという地域経営を村長が公約で農業振興等々を挙げており、公約実現のために、この内部循環経済とリンクさせて取り組むべきだと思われまます。このことが質問で1でも十分申し上げた定款に記載された本来の特に地域資源の保護と地域経済の発展に寄与するということになりまして、日本で最も美しい村連合の実効性の確保につながるものと思われまます。当然ながら、この遠大な体制の構築には膨大な時間や準備が必要となります。

しかし、税収や地方交付税を惜しみ惜しみ使い、公約実現に向け市政を行っていても先細っていくだけで、先ほど来、地方交付税が減少するっていうような話も出ております。将来にわたる美しい村や地域づくりを守って、観光的目的を高め、地域経済の保護と地域経済の発展に寄与することはかないません。

村長は、公約をこの内部循環経済とリンクさせて取り組むための行動を起こすべきだと私は考えまます、どうお考えになっているかお聞きしたい。

○村 長 講演の中で澁澤寿一氏でした、ですね、先生がおっしゃったのは私もお聞きをしまして、その後で講演の大まかな内容をもう一遍振り返って見たところでありまますけれども、例えをもってお話をされたという面もありました。玄米生産が、玄米を生産をして、それが例えば1合37円だったと、これが地域で精米をして75円、1合75円になって、それに地域の皆さんが食べるおにぎりに加工して地域の人たちが食べる、そうすると1合200円になるよと、これを地域の中で回せば立派な経済転換になるんじゃないかっていうのが一つ、こういうことを例の一つはされたかと思ひます。こういう例をもって6次産業化についての地域内循環経済の拡大につながるような6次産

業化っていうのは必要だよということをおっしゃったんだというふうに思います。

私も農業振興については、今度お金についていいますと、都会の皆さんの喜ぶものをつくって、求めるものをつくって、そちらのところから私どもが提供して、加工品、例えば加工品とか特産品ですけど、それでもって外貨を獲得してくる方法、こういったことを一つは言ったわけですけども、ただ、この中でできれば、それに携わる雇用が生み出されれば、中でですね、非常にいいかなあというふうなことを一つ申し上げたところでもあります。

また、果樹農業の技術継承についても、若者がですね、すぐ研修後就農をしてですね、それで生産ができるような、こういう仕組みも考えたいと、売るものは、やはり都会に向けて発信するものでありますので、これは外からやっぱりお金をとってくるというか、いただくというものを生産することになるわけですけども、こういうことも申し上げました。

それから、地域を維持してですね、将来に農村地域がつながっていくような集落営農法人の育成ですとか、必要な支援は十分考えていきますよということも述べさせていただきました。

それともう一つ、細かいことですけど、今実際に研究が始まっておりますと考えておるのは、エネルギーの地産地消ということでありまして、これについてはぜひ実現したいという前提で今研究を進めていただいております。これがうまくいけば、少なくともですね、外に大変なっていうか、どのぐらいになるかわかりませんが、外国から、いわゆる石油を買ってきて、それを向こうに売り渡して、私どもが享受するエネルギーを、こういう仕組みが少しでもなくなる中で、もう材木でもって、それで回していける仕組みになり、なおかつ、いわゆる環境にもよくなるというようなことで、そういうことも考えておりますし、できるだけそういう視点でですね、地域循環型経済を実現していくという、結果的にはそういうことも常に考えていきたいということは思っております。

○2 番 (飯島 寛) いい回答をいただきました。これから市政を講じていくに当たって、常に地域循環型経済、あるいは美しい村連合の本来あるべき姿っていうものをチェック機能として使っていただいて市政やっていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

続きまして質問2に入ります。

これも先ほどの日本で最も美しい村連合に参加した感じた事項から引っ張り出したこととございますので、さきの3番と5番の議員さんの質問と重複いたしますけれども、切り口は経済的かつという形の切り口でございますので、それを念頭に置いていただいて、ご回答のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、質問事項(1)村長は選挙公約でふるさと納税の返礼品はやらないとしています。一方で、近隣市町村は実施しており、どうして中川村はやらないのかと声があると認識しているかお聞きします。この件についてお尋ねします。

村長は、さきの選挙戦でふるさと納税の返礼品等対応はやらないと公約されました。

しかし、村内では「近隣市町村がやっているのに、どうして中川村はやらないの。」といった声が聞かれますが、この実態をどの程度把握しているかお尋ねします。

○村 長 特に中川村の特徴である農産物というものを使ってですね——使ってという言い方はないんですけど、返礼品に掲げてふるさと納税に積極的に取り組むべきではないかということをお尋ねするに、農業委員会の——農業委員会の皆さんっていう言い方はないんですが、農業委員会と議会の皆さんと、過日というか、最近お話があったようでもありますけれども、その中でもいろいろ意見が出たということも聞いておりますし、方々の地域の中からもすごく湧き上がるようになってきていると、そのことを第一になぜやらないんだっていうようなことを大きな声として上がっているかっていうと、そこまではちょっと認識はしておりません。ただし、一部——一部という言い方はありませんが、声としてかなりのものがあることは聞いてはおります。

○2 番 (飯島 寛) 私自身も、なぜ中川村がふるさと納税の返礼品をやらなくしたのか、その経過を承知していませんし、当時の理事者の納税という言葉に過剰反応したとか、ふるさと納税返礼品を地元の農産物にした場合、需給バランスが崩れるとかいったような不確定な情報しか有しておりません。

一方で、今村長からの話もありましたように、昨年も実施された農業委員会と議会との懇談会では、ふるさと納税制度を活用した農業振興が懇談項目として記録されておまして、ことしも話題になりました。

先行する取り組みの市町村では、例えば伊那市では、先ほど松澤議員もおっしゃいましたけれども、まず、ふるさと返礼品に新たに市内観光旅行を追加したというふうな情報、報道もありますし、加えてふるさと納税寄附効果で地方税残高、地方納税残高などを合わせた将来負担比率がゼロとなって、実質公債費比率も減少したなどと報道されています。財政の健全化と並行して市内観光旅行も今後どんどん進化していくと思われ、ますます置いてきぼりにされる感が否めません。

特に観光については、先ほどの日本で最も美しい村連合定款に「観光目的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与する」とあり、連合目的とぴったり符合します。

さらに、ふるさと納税額を上回らない、いわゆる30%枠を入手した納税返礼品を用意することは、質問事項、先ほどの2番の税収以外での収入増加と、財務的な、要するに、国民総生産ではないんですが、村内総生産を高めるということになるろうし、この返礼品増加は売り上げ増加となって経済の発展にも寄与するというふうに考えられます。これは、すなわち内部循環経済の一端を担うということにもなるわけで、連合目的そのものとなる認識があるかお尋ねしたいと思います。

○村 長 例えば観光の振興という言い方で連合も言っておりますが、私が思うのは、美しい村中川村を目指すといえますか、特に、言い方は変ですけど、有名な観光地がもちろんあるわけじゃありませんが、来ていただくと、やはりいい所あるわけですね。陣馬形、今とりあえずお金は、どこかで取る仕組み、あるいはいただく仕組みはありませんが、それとか、それへ寄っていただいた方が、例えば始めて行って、ネットで見る

とわかるんですが、驚いているわけですね。こんな所があったんだと。このあり方はともかくとして、これからどうすればいいかっていうのはまた考えなきゃいけません、それから続いて下りてくると、登っていく途中でもいいんですけど、美里にちょっと小さいけれどもしゃれたというか、独特の雰囲気のある休憩をするカフェというかもあるし、その近辺には、春には美しい花が咲く、桜が村内にもありますし、郷愁を誘うというか、ほうふつをさせるようなのかなといえますか、古民家もある。ちょっと変わっているけどアンフォルメル美術館もある。あそこから見る景色はすばらしいものがあるし、また下りていって、養命酒という、近代的にはなりませんが、あそこから見る景色も最高ですよ。そういった資源もある。もうちょっと向こうのほうへ行くと、今度は渡場のイチョウ並木もあるし、とにかく中川村は景色に富んでいますから、真っ平らなところじゃないんで、そういう景観的なものを行くと、特にこういう有名な寺社とか、こういう建造物があるとか、そういうことではないんですけども、それなりの資源はあるかと思えます。ただ、そいつをどういうふうに使っていくかっていうことはこれからの問題だと思いますし、美しい村として来てくださる方が観光ルートとして、いわゆる観光地、名所旧跡めぐりの観光地では、もう多分飽き足りないだろうから、中川を目指して来てくださる皆さんは、こういったものを有機的に結びつけて、そこで満足していただいて、そこでお金を落としていただく。もちろん農家民宿みたいなところに泊まってもらって、中を歩いてもらって、体験してもらったりっていうメニューはですね、先ほどから出ていますけど、ぜひ、こういったものをふるさと納税とは言いませんが、こういうことでやっているんですよっていうことでもってPRをしてですね、来ていただき、知っていただき、寄附をいただいて、まず体験をこちらへ来ていただいて、ああ、いい、なるほどなと思っただけのような仕組みは、やっぱり一つ考えていきたいと思えますので、ぜひアイデアをお出しをいただければと思いますし、そういう面で中川村を知っていただいて寄附をいただく、よく頑張っているなということで、内部循環のエネルギーも、この村はなるほどこういうことをやっているんだということに対しての寄附をいただくっていう目的でもいいかと思えますし、とにかくいろんなところでもって外の方々に応援をいただいて、私たちの村が経済的にも自立をしていく一つの柱に——柱とは言いませんが、櫃との手助けになるように大いに売り込むことは、うまくこういった美しい村の中にですね、外に向けて発信をし、PRをしていく、ひいては村の人たちもそれで元気が出てですね、将来にわたってひとつこのことではちょっと地域づくりもしていこうっていうことになることがあるとしたら、やはり、これは考えていくべきことかなあとは思っています。

○2 番 (飯島 寛) 若干私の質問とは違ったお答えになりましたけど、観光的価値というのは、返礼品の一部として使うということになってきますので、要するにふるさと納税の返礼品はあると、マルチ的にありとあらゆるものをマクロして、それでもって経済効果を高めるというところに本来目的があるという認識していただければ大変ありがたいというふうに思っています。

続きましては質問3番に入ります。村長はふるさと納税やってほしいとの村民の声に耳を傾け、税収以外の収益を確保するためにふるさと納税を実施する考えはないかお聞きしたいという項目について質問します。

村長は、さきの2点で質問したとおり、ふるさと納税は、日本で最も美しい村連合定款に準拠し、税収以外の収益を確保するといった幾つものメリットがあることを理解し、ふるさと納税をやってほしいとの村民の声にも耳を傾け、村政にももっと経済的観念を引き込むため、ふるさと納税をする考えはないか、最終的にはご判断をお聞きします。

○村 長 3番・5番議員にもお答えをしたとおり、ふるさと納税をやらないということではございませんし、現にやっておりますし、また、中川の農産物を返礼品という格好になることは、そのとおりになるかと思いますが、として考えていくということとは否定するものではございませんが、やり方によってはですね、ちょっと先ほど3番議員のお話の中で、JA上伊那に委託をしてもですね、そういうチョイス——チョイスというか、中川の農産物なりを選ぶシステムができ上がっているということは、ちょっと私も認識不足でありましたけれども、これが全体で大きく取り組んでいこうっていうことになると、それは、いきなりは無理でしょうから、だんだん名前が知れていってという暁なんでしょうけども、専門の係を置いてですね、手間をかけてですね、取り組むっていうのは、ちょっと今んところは難しいかなと思っておりますが、何度もお答えしているとおり、まず、農産物という産業の一つの柱になっております農産物を返礼品として扱い、それが活性化の——活性化っていうか、村に最終的にお金が落ちるようになっていくことになるとしたらですね、やはり、その中川産っていうものにこだわりたいし、あくまでもそういった前提で進めたいということでございます。

○2 番 (飯島 寛) 私がお尋ねしているのは、方法論にこだわってほしくないということと、それから、メリット、デメリットをきっちり使い分けて、やるか、やらないかということについては、明確な答えはきょうは避けるということですか、返礼品に対しては、まだ検討中ということですか。

○村 長 農産物に関しては、まず調査をもう一遍させていただきたい。それから考えます。

○2 番 (飯島 寛) 農産物についてはある程度方向性がわかりました。それ以外のことについては、これからも検討していくということよろしいですか。

○村 長 美しい村中川村、私みたいな村長でいいかどうかは別にして、こういうところでこういう皆さんが、中川の皆さんがこういう政策をやって、子どもたちが元気にやって、農家も頑張りっていうところを応援してくださるところを発信して、それに同意をしてくださることについては、やぶさかではないし、それについては、しっかり発信をしながら応援をしてもらうこと、方法は、ふるさと納税ばかりじゃなくて、やっぱり考えたいし、その一つだと思っておりますから、それはそれで、ふるさと納税は今の形を発展するような格好での取り組み、それは研究をしていきます。

○2 番 (飯島 寛) 方法論にはこだわってほしくないということだけお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。
次に、6番 柳生仁議員。
なお、柳生議員から関係資料の議場内への持ち込みをしたいとの申し出がありましたので許可してあります。

○6番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2問、観光資源の掘り起こしについてと火災、災害についての質問をしております。
初めに、大草地区には幾つもの滝があります。観光資源にできないかということですが、村のマップに滝を記した箇所がありますけれども、めぐる地図ができないかということでもあります。
大草地区には、特に桑原・四徳方面に大変すばらしい滝があります。四徳では、キャンプ場付近から約40分くらいで、剣滝といえますか、滝があります。ここは、36歳ころまでは歩道があって、地元の方が出向いて信仰もしておったようでもありますけれども、高さも約20m近くありますか、実に圧巻であります。少し歩道整備ができれば、ここに行ける道筋があるかと思っております。また、県道沿いには桑原の3段の滝があり、ここは既に遊歩道が整備されておりますし、村の名刺の写真にもなっております。ほかにもたくさんの滝や、松川インター大鹿線の滝やら、また、桑原の観滝庵というお堂があるわけですが、これは桑原の集会所からワインさんのほうへ降りていく道があるんですけど、途中にありますけれども、ここから秋の落葉のときに見ると、山の中から一筋の糸のように降りる滝があるようでもあります。

○振興課長 滝については、癒しの効果もあり、滝をめぐる方もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。自然を感じる魅力的な観光資源というふうを考えております。
平成28年度の作成した村の道しるべには桑原の滝と四徳の剣滝の2つが記載をされております。
また、村誌の自然編には桑原の滝以外にも井戸入沢の滝、田島沢の滝、手取沢の滝が記載されています。
また、名前のないような滝についてもよいような滝があるというふうには聞いております。
しかし、これらの滝の中には道の整備のされていないと思われるような場所もあります。また、交通量の多い県道沿いにもありまして、安全ではないというふうに思われる場所もあります。場所によっては落石や滑落のちょっと心配もあるというふうに思いまして、広くPRするには安全性の確保も必要というふうを考えております。
桑原の滝につきましては、平成19年だったと思いますが、地域発元気づくり支援金を活用しまして滝までの遊歩道のほうを整備して訪れやすくしております。ここにつきましては、滝までの順路などについて確認をいたしまして、安全なところについては村の観光資源としてパンフレットにも記載をしながらPRを進めたいというふうを考えております。
また、滝めぐりマップなど、トレッキングで散策など実際に歩いていくようなものにつきましては、遊歩道の整備とあわせてまして検討をしていきたいというふうを考え

ております。

○6番 (柳生 仁) 今、ただいまマップに記載しながら、また遊歩道を整備していきたいというふうに言っていたわけですが、そもそもトレッキングする方々たちは、危険は十分覚悟しながら歩いております。そして、やっぱり、こういった滝めぐり、また登山もそうですが、落石、滑落等あるのを考慮しながら登山家たちも登っております。そういった面でもっていきますと、村の観光のマップに載せていただくわけですが、村の地図にちょこんと載せても、本当に地図がわかるのか、これは恐らく村民の方もわからないと思うんです。自分も剣滝の位置を村の地図で見ても、これでは剣滝へ行けないなあと思っております。桑原の滝は県道の脇なんで簡単にわかりますけれども、例えば滝沢の滝のほうですが、専門マップ、私はそんなに費用はかかるものじゃないと思うわけですが、非常に、ぜひともつくってもらいたいと思っております。
ちょっと話がそれますが、マップのことですが、役場から今錦に向かって陣馬形へ回っていく3差路があるわけですが、あそこには小さな看板あるんですが、多くのお客さんが真っすぐ飯沼まで行っちゃうそうです。っていうのは、看板が見にくい、地図が見にくいってあるようでもあります。陣馬形のお客さんから「おい。あの3差路にもうちょっと大きい看板ができないか。」と、こんな話も聞いております。
ちょっと話それましたから、そのことは言うておきますけれども、そうした中で、陣馬形山には年間1万1,000、2,000とも言われるお客さんがいらっしゃるし、四徳の体験館のほうも1万人くらいのお客さんが来るということで、本当に膨大なお客さんが中川村を訪れていただいておりますけれども、そうした隠れた観光資源が埋もれているのが非常に残念なのかなあと思っております。そんなことでもって、こうしたトレッキングツアー、またマップができれば新たな観光資源と思えますけれども、その点はいかがですか、もう一回確認します。

○振興課長 公民館で滝沢のほうへトレッキングに行ったというお話を聞きまして、確認をしたところ、装備等は整えながら行って来たというふうなお話を聞きました。確かに、そういうことを十分注意喚起をしながら行っていただくということも大切かと思えますけれども、やはりちょっと、私も剣滝のほうには行ったことがあるんですけど、やはり途中でちょっと道がわからなくなったりとかっていうこともありまして、やはり少し調査をして、多少なりとも整備というところも含めながら、訪れていただくようなマップのほうの作成と同時にちょっと考えていきたいなあというふうを考えております。
もう一つ、陣馬形への看板につきましては、いろいろなところからご意見をいただいておりますので、また検討のほうを進めていきたいというふうを考えております。

○6番 (柳生 仁) ぜひ、滝のほうは前向きに考えていただきまして、事故も当然心配されますし、正式の道となると、その管理責任者も問われるかもしれませんけれども、登山なんかで事故に遭っても管理責任者は問われていないのかなあ、落ちる方はその方の責任で落ちているっていう部分もあるのかなあって思っております。表現は悪い

かもしれませんが、やっぱり自己責任でもって登山をする、トレッキングをするってことでありますので、ぜひとも対応をお願いいたします。

次に、広域林道のあずまやについて質問しますが、初めにちょっと写真を見ていただきますけども、(写真掲示)ここに写真がありますけども、ここにあずまやがあるんですけど、あずまやが見えません。木の陰で。そして、ここから見る景色が、この木の陰で非常にいい景色が見えません。これが広域林道の現実でありまして、開通当時は大変ロケーションもよくてよかったのかなあとお思いますけども、それ以降、整備されておられませんので、ちょっと残念かと思っております。ちょっと議員の皆さん方に見てもらいますけども、こういった景観があります。(写真回覧)ってということで質問してまいりますけども、広域林道は景観のよいところにあずまやがありまして、周辺整備ができないかっていうことでございます。

村の広域林道は、舗装が完成しまして、春の芽吹き、秋の紅葉と都会の方たちには大変魅力があります。現在は全体的に木が茂り見通しが悪くなってきましたが、木陰から見る景色はまた格別であります。今写真をごらんにいれたように、北のほうに、景観のいいところにあずまやがありまして、周辺整備をして景観スポットにしてはどうかということをお質問してまいります。

この広域林道は、昭和48年に着工しまして、平成2年11月16日、開通記念式典が行われました。そして今、舗装が完成し、何人かの愛好者がこのあずまやから景観を、また、林道のドライブ等を楽しんでおります。

振興課長の話ですと、開通当時は近くの川からパイプで水を引き、手洗いがあつたと聞いております。この水は、夏は冷たくて大変すばらしい水であります。周辺の木々を整理して、せっかくつくったあずまやを生かして村の観光資源にしてはどうかということをお伺います。

○振興課長

今ご質問のありましたあずまやのある場所につきましては、広域林道陣馬形線の沢入橋から北へ2kmほど進んだ通称もみじ橋というところの北にあります中央アルプスや天竜川等が望める小さな展望公園であります。

平成3年度に県の補助事業を活用しまして広域林道の開設の土捨て場の場所にあずまや、ベンチ、木柵等を整備をしました。当時は水飲み、手洗い場というところも整備をしてきたところであります。それによりまして林道の通行人の憩いの場所として開設をされてきました。

また、平成23年度にも補助事業のほうを活用しまして木柵の更新とテーブルの設置を行っております。

設置当時は中央アルプスや天竜川の展望が開けていましたが、現在、写真のとおり雑木が大きくなってきて展望は悪くなっている状況であります。

今後につきましては、展望を確保するために林道の管理の一つとして雑木林の伐採や公園内の草刈りを行いたいというふうにお考えしております。

また、陣馬形の頂上とは違って、少し低い位置から見る、また展望も魅力でありますので、今後作成する観光パンフレット等には村の展望スポットの一つとしてPRを

○6 番

していきたいというふうにお考えしております。

(柳生 仁) ただいま大変前向きに答弁いただきまして、ありがとうございます。

村では、こういった道路を開設した後に、こういったものを、建物とかつくるわけでありまして、問題は、その後の管理がなかなか適切に行われていかないっていうのが現実だと思っております。黒牛折草峠線の途中にもあずまやがあつて、あれは今ボランティアが管理しておりますけども、やはり、そういった管理できる仕組みをもうちょっとつくってもらえると、常に村の貴重な財産が生きてくるのかなあとお思います。私は、何でも村費を投入しろと申し上げているんじゃないかと、そういった仕組みがあれば住民の方々も喜んで管理するんじゃないかと、こんなふうにお考えしております。

また、以前あつたと言われる手洗い場所でございますけども、非常に水が冷たくて、私どもならその水に手を入れて飲んでもきれいだなと思えるようなすばらしい水でありますので、手洗いもついでにつくってもらいたいわけでありまして、その辺は、今後の管理とあわせて、その手洗いのもう一度つくり直しはいかがでしょうか。

○振興課長

ご提案いただきました手洗い場につきましては、財源のこともありますので、また検討をさせていただきたいというふうにお考えしております。

黒牛折草峠線のあずまやにつきましても、少し木が大きくなったというような話も聞いておりますが、ちょっと所有者等も調べて検討をしたいというふうにお思います。

○6 番

(柳生 仁) 恐らく今のあずまやの場所も所有は村の山だと思っておりますし、黒牛折草峠線のあずまやのところも山は村の山だと思っておりますので、ぜひとも切

ることは大丈夫かなあとお考えしております。

それでは次の質問に入ります。
火災及び災害についてでございますけども、初めに訂正をお願いいたしますけども、12月28日、糸魚川の火災の発生を書いておりますが、22日の誤りでございましたので訂正をお願いいたします。すみませんでした。

それでは質問に入ります。

糸魚川の大火から学ぶ村内の火災対応のあり方はっていうことでございますが、私は、ちょっと前段になりますけども、6月26日に村の災害ボランティアの方たちと中部電力上越火力発電所を視察、ここで長野県の電気がすべてこの上越火力発電所から電気を起こして全県に送っていることがわかりました。この発電所は、LNG、液化天然ガスをコンバインド方式でCO₂を最小限に抑える仕組みをとっております。子もコンバインド方式は熱を2回使えるということでもって大変効率がよいようであります。その後に糸魚川へ移動しまして、昨年の火災現場を消防署員さんの説明を聞きながら視察してまいりました。昨年末12月22日10時20分ころ出火、鎮火が23日16時39分、約30時間くらいかかっております。全焼が120棟、半焼5棟、部分焼22棟の大火でありました。避難命令は2時間ほど後の12時22分ころ、363世帯744人が避難しました。出動消防車数は235台、活動消防人員が1,880人と大変な大火でありました。このときは広域の消防から県を超えてまでも応援に来ております。また自

衛隊も参加しております。糸魚川の火災は、折からの強風にあおられて瞬く間に多くの家屋を焼失したわけであります。現地を視察して説明を聞く中で、すすまるけになりながら耐火づくりの住宅が火災の中にあってもかかわらず建物は残っておりまして、この建物は現在リフォームしながらきれいになってきておりました。住宅が密集していても防火対策があれば火災の被害が最小限に食い止められると感じたわけであります。ちょっと写真を見ていただきますけども、(写真掲示) この写真の自分の左手の部分にある住宅が火災の本当に真ん中であつたんですけども、やはり耐火づくりというものは非常にいいようであります。この住宅は建設業者さんの社長のうちかなあ。その後を今リフォームして白くなっておりますけども、当時はすすで真っ黒だつたそうであります。ですので、やっぱり火災っていうのは、やっぱり耐火づくりをしっかりしていくと、これからの対応に生きていくのかなあと思っております。すみません。議員の皆さんで見ていただければ結構でありますけども、これが耐火づくりのうちで、火災の真ん中であつたけども燃えなかったというものであります。(写真回覧)

それから、(写真掲示) 残骸が建っておりますけども、燃えてしまった後で、非常に残念だなあと思っております。大変な、120棟ですかね、全焼してしまったということで、貴重な財産がなくなつたのかなあと思っておりますけど、古い住宅だつたんで燃えたのかなあと思っておりますけども、よろしく願います。(写真回覧)

そういったことで、火災現場を尋ねてみて、中川村でも「対岸の火事」でなく、身近な火災と感じてまいりました。

大草、片桐と住宅が密集しているところがあるわけでありますが、あつてはならないわけでありまして、このようなところの火災が万が一つという場合の研究が必要だと思っておりますが、村ではどのように考えているかお伺いします。

○村長 糸魚川市の大規模な火災については、テレビ等で見て大変な惨事だなあというふうに思ったところでありまして、住宅密集地に加えて、雁木っていう、何ていうんですかねえ、道路に張り出した雪よけの木製の屋根っていうんですか、ああいったものもあること、つまり、燃えやすい木造家屋が連なつていたということに加えて、今お話があつたとおり、海に向かって吹く、姫川下ろしというような言い方もされておるようでありまして、そういう強風が吹く場所だつたということで、大規模な火災につながつたというふうに言われておるようであります。

糸魚川市の市街地とですね、中川村の住宅密集地というものは、立地的にも、立地から見てもですね、ちょっとかなり規模が違うわけでありまして、なので比較ってちょっと難しいのかなと思っておりますけども、乾燥したりですね、強風が吹くといった条件がもし重なればですね、中川の村内でも大きな延焼を及ぼすというような比較的住宅がまとまつた地域というのは、ご承知のとおりある、ありますので、防火の意識啓発はこれからも行っていくということがあります。ただしですね、糸魚川の例を参考にしてですね、じゃあこの地域が特に危ないんじゃないかという、こういう具体的な話にはまだ至っておりません。一般的な話として例にしながら、やっぱり防火意識を、やっぱり高揚させていくというのがまず第一かなあというふうに思っております。

す。

ただ、私どもの村でも、ことしの1月から5月、ちょうど実は私5月13日就任だつたわけですけど、前日の12日の日にはですね、1軒全焼というような火災が起きました。1月から5月まで6件の火災が発生しております。今申し上げた住宅を全焼した火災では、持ち主の方がですね、煙を吸い込んで救急搬送されたと、幸いすぐ退院をされたようでありまして、そういう事故が起きております。

出火率にすると、中川村の場合にはですね、1万人に対しては12件という格好に、要するに、単位を大体1万人で見ているようでありまして、12件ということがあるようでありまして非常に高いというふうに言われております。人命にかかわつた火災はありませんけれども、非常に高い出火率でございますので、消防団で警戒、広報等を随時行ってきております。こうだと思いますが、5月12日以降はですね、注意が、今皆さん注意していただいております。これについては、休日、平日休日も変わらずですね、毎回60人以上の消防団員の皆さんに出動していただいて広報を呼びかける、消防自動車でも広報し、流す、こういうような取り組みをずっとやってきていただいております。ですから、こういったことを参考にしながら、引き続き、警戒といいますか、広報に当たっていければというふうにも思っております。もしああいうふうな火災になつた場合なんですけど、糸魚川の場合には、今広域の応援体制、県外からも、長野県からも応援に出かけて消火活動に当たるといったことが行われたようであります。ただ、一端に集まつたために、ちょっとなかなか水の確保が大変だつたということもあるようでありまして、そこでですね、規模は違うんですが、上伊那広域連合では、そのときに活躍をしていただいた生コンクリート業界の皆さん、生コンミキサーって、あれ結構大きくて、10tとか、小さいものは2tとか3tとかあるみたいですが、あれをきれいに洗って、中、皆さんいつも使うところをきれいに洗浄して、それで次の出動にというか、備えるような体制があるようでして、そこで、そのポンプ車でですね、糸魚川の場合には水を供給したという例があるようです。広域連合としましても、生コンの業界の皆さんの呼びかけで、これにぜひ協力をいただければということで、村もそうでありまして、それぞれの連合に、広域連合参加の8市町村、応援協定を結ばせていただいております。また、村ではですね、そういったことも協力をいただきながら、なおかつ地元としての備えとしては、ちょっとお金はかかりますが、随時地下の埋設の貯水タンク、これについても随時整備を進めております。ことしは中組に1基、柏原に1基という形で、これはちょっとお金がかかるものなんですけど、地元で決断をいただくのも大変なことかと思っておりますが、そういう格好で防火体制については進めてまいりたいというふうにも考えております。注意を喚起しながら、体制、できることは少しずつ整えていきたいと、こういうのが村の考え方でございます。

○6番 (柳生 仁) 丁寧に答えていただきましてありがとうございます。っていうのは、やっぱり上伊那広域が中心になつてお互いの村を守らなければなかなか守れないかと

思っていますし、上伊那広域に限らず、大きな火災のときには下伊那からも応援が来るかと思っています。

そうした中で、糸魚川大火は今村長が言われたように特殊な事例かもしれませんが、20cmほどの板の破片が舞ってきて、火を消しておる後ろからまた燃えてきたそうです。もう自分たちが逃げるに必死だったという話を聞きました。中川村だけがそんな心配ないってということじゃなくて、私は、もしかしたらあるんじゃないかと、そういったシミュレーションも研究する必要があるかと思っています。

また、水においては、今、生コン会社も応援しましたけども、川がありまして、そこにいつでも消火できる簡単な仕組みですか、板を落として、そこから無限に水を放出して消火活動に当たったということで、自然の水利も利用しておるということで、大変感心してまいりました。ぜひとも今後の参考にさせていただきたいわけですが、この糸魚川では、関連でございまして、被災者に、大勢被災したわけがありますけども、アパートを提供して被災者が路頭に迷わないように無料で提供しておると、現在も無料と聞いておりました。新たなまちづくりを計画しておりますけども、年齢などでもってものところへ帰れないという方もおるように聞いております。こんな火災が起きないことが一番でありますけども、村でも現在1戸の火災なんかにおいては村のアパートを用意しておるわけですが、万が一、複数の民家が重なった場合の住宅対応はどのように考えているか伺います。

○村 長 そういった場合にはですね、今、常にあけておるわけではありませんが、村営住宅等であいているところが現実にはありますので、そういったところに優先的に避難っていうか、一時しのぎをしていただくなり、そういうことで、住宅に困らないようなことは第一にこれからも考えてまいります。

○6 番 (柳生 仁) 昔は火災を出すとき非常に厳しい地域の決まりがあったようですが、現在は行政がしっかりしておりますので、ぜひとも温かい対応をお願いいたします。

次に2番目の地震などの避難情報はどのように流すかっていうことでありますけども、先ほど5番議員も言っておりましたけども、新聞に「南海トラフ対策」という記事がありまして、心配しますけども、中川村にも大きい地震が来るんじゃないかと言われまして相当年数がたっております。いつ発生するかわからない大地震、いざというときに備えるために防災・減災対策をいかに高めるかが大きな鍵であります。

1978年に制定された大地震法は地震予知ができることを前提としておりますけども、現在の検知では地震予知は困難とされております。予知に頼れないとするならば日ごろの備えが一番重要となってまいります。地震が来なくても、ときには住民に事前避難をしてもらう仕組みが必要かと思えます。なかなかこれは難しいことではありますが、また、南向、片桐と地震の被害が違うのではないかと、っていうのは、横前のほうには、その昔、大昔でありますけども、大地震でもって地層がずれたというような事例があるようであります。また、中山間では落石、倒木などが心配されます。

情報の流し方をどのように考えているか、また、空振りであっても責任持って情報

を流す勇気があるかということを知りたいと思っております。かつての東北で起きた、7年前でありますけども、釜石の奇跡と言われた事例がありますけども、あそこでは「100回逃げて空振りであっても101回目も逃げろ」というような合い言葉があったようでありますが、村長の考えを伺います。

○総務課長 まず前段であります、地震の被害規模、村内であっても片桐と南向では違うことがあるということでありまして、当然地形、地質等が異なりますので場所によって違うということは想定できますけれども、公的な発表で中川村の震度幾つとかが出る場合には、役場にある地震計がもとになっておりますので、それを基準に対応するしかないということをご理解をいただきたいと思えます。

それから、情報の発信の仕方ではありますが、軽微な地震とかの場合、なかなか全損に情報を流すということはしませんけれども、例えば住民の皆さんからの情報で倒木があったりとか落石があったりということが役場に入れば、すぐに対応はしてきているということでございます。

それから、実際に大きな地震が起きた場合等の対応であります、5月にも地震が木曾のほうであったわけですが、そのときに中川村は、向こうでは震度5強でしたけれども、中川村は震度3でありました。それで、中川村の地域防災計画には、村内に震度3または4の地震が発生した場合には、あるいは東海地震に関する観測情報が発表されたときについては、警戒維持体制ということで人員配備を行うように定められております。ですので、そういった震度3・4の地震が起きが段階で体制に入るということになります。それで、状況がさらに進みますと、警戒2次体制でありますとか非常体制及び緊急体制というふうにだんだん規模が大きくなっていきます。そのときには村の災害対策本部というものを設置をするようになります。あるいは、その前段として警戒本部の設置ということも必要に応じて行うようになります。ですので、実際に大きな地震が起きた場合には、3、4の段階では、住民に対する情報の提供というものは、そういった災害対策本部あるいは災害警戒本部のほうから情報伝達をするということになります。

それから、情報伝達の手段としましては、防災行政無線はもちろんですけれども、告知放送でありますとか登録制のメールやエリアメール、あるいは消防団による広報、誘導、避難誘導の放送、あるいは村の広報車による情報伝達ということも上げられるかと思えます。

○6 番 (柳生 仁) 現在も震度4・5くらいまでは住民は余り緊張しないんじゃないかと思うわけです。本音が。さきの東日本のときにも震度4があったけど「おお、大きい揺れだねえ。」っていうくらいで、皆さんちょっと控室へ来て、会議の途中でしたがテレビ見た経過があったわけですが、なかなか住民の緊張感っていうのは難しいかなあと思っております。これをいかに周知するかが非常に課題であるわけがありますけども、それは私ども住民にも大きな責任がありますけども、村として思い切って情報発信をし、一旦避難してくださいと言うだけの勇気を持って発信してもらえるかどうか、再度確認します。

○村 長 これは、今申し上げたとおり、第1次、第2次、それから手順を踏んでということ
でありますので、まず、警戒本部と申しますか、初動の震度は今申し上げたとおりで、
それから集まった段階で、もちろん一発目がそれですから、言い方、最近のそれが本
心ではないというようなことも十分ありますので、それは警戒を怠らずに、場合によっ
ては流していく、あるいは地区により、調べた上で、それがですね、近くで土砂崩れ
とか、そういう道路が寸断されるようなことがあれば、2次の大きな本震が来るかも
しれませんし、それを判断した上で呼びかけるということはこれからの考えられるこ
とかと思えます。そういうこともシミュレーションとして私たちもしっかり身につけ
ていきたいなと思っております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、常々、やっぱり、ときには机上訓練ではあっても繰り返し
繰り返しやっておくことも大事かなと思っておりますし、村民への呼びかけも怠らな
いようお願いいたします。

似たようなものでございますが、次に集中豪雨、3番目の大雪など、避難情報はど
のような段階で放送するかでございますが、ことしも北九州初め全国で今までに経験
したことのないような集中豪雨がありました。きょうの村長の冒頭のあいさつでもあ
りましたけども、通常では想定できない大雨が降り、多くの方がお亡くなりになっ
たり、今もって行方不明者もおるわけであります。このことは、中川村においては三六
災とか振り返ると大変心配となってまいります。また、過去には大雪で孤立集落もあ
ったかと思っておりますが、避難所の出し方、それがまた前段と重複しますけども、空
振りであっても住民に避難することが重要と考えますけども、昨年も大雨で避難所を
出されましたけども、避難者のほうは基幹集落センターにはほとんど来なかったと、
美里地区でも放送はあったんですが、私どもは自分の判断の天気予報でもって避難し
なかったということになってしまっておりまして、大変よくなかったなあとと思ってお
ります。そうしたことで、避難情報を出すタイミング、昨年の情報は流れたけど、雨
も降っていないし、大して降っていないしという部分もあったのかと思ってお
りますが、その流し方を、また再度どう考えているか伺います。

○総務課長 避難情報ということで申しますと、その中にはいろんな段階がありまして、避難の
仕方も変わってきます。

それで、村が単独で避難勧告とかというものを出すことは、まずありません。まず
基本になるのは長野地方気象台から発表される大雨警報あるいは大雪警報、そういう
警報が出された場合、発表された場合に初めて村のほうで動くということになります。
最初の段階は、大雨警報が出た場合には避難準備情報というものを出す段階になりま
す。たまたま昨年、福島県の岩泉町の災害の教訓がありまして、言い方も避難準備情
報プラス高齢者等避難開始という言い方になりますけれども、そういった情報を出す
ようになります。また、さらに進んで実際に土砂災害が発生するおそれがあるという
段階になりますと、土砂災害警戒情報というのが気象台から出されます。それを受け
て避難勧告というふうになります。それで、対象となる箇所付近で前兆現象が確認
されたり実際に土砂災害が発生したという場合には避難指示ということになります。

いずれも気象台からのそういった発表を受けての動きということになりますけれども、
当然災害本部が立ち上がっておりますので、その情報は災害本部あるいは警戒本部か
ら出されるということになります。

それから、昨年の話が出ましたので昨年の状況を申し上げますと、やはり気象台の
ほうからそういった発表がありまして避難準備情報を出しました。ただ、十数年ぶり
ということでしたので、中川村にとっては、非常にどういう形でやるかということも
検討したわけですが、気象台のほうでは、今5キロメッシュで地域指定をして、ここ
と、ここと、この地区は危ないよということで警報が出ます。ですので、その地区
を絞りながら、そこの総代さんとも相談をして、こういう形で進めましょうというこ
とを確認した上で、村長の判断で情報を流したという経過がございます。

それで、昨年は9月20日でしたけれど、気象台の土砂災害警戒情報というものの発
表に伴いまして避難準備情報というものを飯沼と美里と桑原、その3地区に発表、発
令をいたしました。それで、避難所は、お話のように集落センターに設置をしたとい
うことと、3地区の集会所を緊急避難場所として指定しまして、総代さんに鍵の開け
閉めもお願いをしたということでございましたけれども、結果的には、夜であったと
いうこととか、雨も小降りになったということでしたので、避難者はなかったとい
うことでございますけれども、警報の解除がない限り勝手に村のほうでそれを終わりに
するということはできませんので、解除されるまでその状態を続けたという経過がご
ざいます。

また、あわせて言いますと、天竜川のほうもかなり増水しておりましたので、沢渡
に観測所がありますけど、そこの観測水位がかなり上がったということで、消防団に
も出ていただきまして河川巡視や詰所への待機もあわせて行ったという経過がござ
います。

○6 番 (柳生 仁) いよいよ、ことし新しいロケットが上がって行って、気象観測がもっ
と詳しくなるってどっかで報道があったと思いますけども、これからはますます基盤
の目のようにきちんと集中豪雨の場所がわかるかなあと思っております。ぜひとも住
民がより安全で避難できるような対策をしっかりしていただきたいわけでありませ
ども、この25日から村長の住民懇談会が始まりますけども、そういったところでも、
こういったことは小まめに説明していただきまして、住民が理解し、村の発信に対
して行動できるように村のほうも取り組んでいただきたいわけでありませ
ども、これから始まる住民懇談会でも、村長、こういったことをきちんと住民に訴えていただけませ
か。

○村 長 最近の北部、九州の北部の事例がありますし、ちょうどそれを契機にしてですね、
今総務課長が申し上げたとおり、気象庁のホームページを見ますと、5キロメッシュ
で非常に危険な地域、それが色分けになってきます。それから、河川が、本流の天竜
川がまだそれほど増水していなくても、支流がどうも危ないというところについては、
もうアメダスがありますので、それで情報が既に赤くなったりして出る仕組みがあ
りますので、これらの仕組みについてのやり方も見方もですね、説明しながら、基本的

には、原則、自主防災組織には、きちんとこの問題についてはお願いをしまいたいと思っております。

○6 番 (柳生 仁) 本当に力強い今の答弁だと思いますけども、ぜひ住民が安心してそういう情報を聞けるように対応していただきたいと思っております。

4番目の防災無線は隅々まで聞こえるかっていうことを質問してまいりますけども、住民の皆さんは、防災無線の聞こえが悪い、聞こえないなどの話を聞きます。ことしの地区の防災訓練、私ども美里でありますけども、聞こえた方、聞こえない方、事前に6時に無線を流しますと、それを聞いたら出てきてくださいということをお願いしました。来た中で、全戸出動し、全戸以上に人がおったわけでありまして、その中で総代のほうから「無線の聞こえなかった方、手を挙げて。」っていうときに、十数人おりましたかね、やっぱり防止無線が隅から隅まで行き届かないっていうことと、その無線の音響が、住宅の中にあるエコシティーさんのスピーカーですか、あれどうまくつながってればどっちかが聞けるのかなあっていう部分もあるかなあと思っております。地区で流す防災無線は、家の中の放送のシステムには余りつながっていないような気がしますけども、この防災無線でございますけども、ずっと前から聞こえが悪いところはあったかと思っておりますが、村は調査をされているかどうか、そういったことを伺います。

○村 長 ええとですね、毎回点検をしております、そのときに聞こえが悪いという箇所、これは総代さんから、この間もお集まりいただきましたが、総代会のときにご意見もいただきましたので、そういった箇所については特に点検をして、機会の故障がないかどうかは見ております。

それから、直すとしたらですね、せいぜいスピーカーの向きかなというふうな思っておるわけでありまして、どうしてもですね、こういう地形のところは、私も前に係でおりましたので、担当課長だったんで検討したんですけども、すべてのところをカバーするっていうのは、どうも難しいんです。

それから、外で流れる行政無線と、室内にはエコシティーの告知放送、これは常に連動しているはずでありますので、連動していないとしたら、スピーカーの音を小さくしているか、もしくは線がうまく、不具合があるのかと思っておりますが、恐らくそれはないかと思っておりますので、できるだけスピーカーの音は最大にさせていただいて、常に耳を傾けていただくようなことはお伝えしなきゃあならんかとおもいます。

一方でですね、すべてのところに聞けるようにするとなりますと、実は、どうもアンプ——アンプっていうか、増幅する装置がそれぞれのところについておるようでありまして、スピーカー4つに1個くらいの能力で対応しているようですから、もう1個その柱のところスピーカーを違う方向をつけてっていうのはちょっと難しいよということと、言い方は変ですけども、じゃあ小さいところ、じゃあ谷間のどこかに立てたらどうかっていうふうな話になると、恐らく中川の場合だと、あそこも、ここもっていうことが出てまいりまして、ちょっとこれをやるっていうことが非常に今は財政的にもちょっと難しいのかなという気がしておりますので、まずは、告知放

送も、屋内のものも使っていただくようなことをして、よく聞こえるように、そういったものもきちんと最大にしてもらおうとか、そういう注意喚起はしっかり働かせていきたいというふうな考えておるところでございます。

要するに、情報伝達については、いざ何かあった場合には、さまざまな広報媒体を使って知っていただくと、今回はたまたまそれを合図にということでさせていただきましたが、実際の災害の現場になったときには、大雨が降って、もしですね、おるときには、窓を閉め切っていて、とても、北部九州のような場合はものすごい音で恐らく聞こえないかと思っております。しかも夜間になればなおさらだと思いますし、こういったことも考えますと、屋外だけに頼らないで、いろんな媒体を耳に常に注意をさせていただくということをお願いをしたいわけでありまして、今申し上げた告知放送、それから、登録制ではありますけれどもメールの配信サービス、オクレンジャーっていうのを進めておりますので、今多くの方が、大体お年寄りも、一家に誰か携帯を持っている時代ですから、こういったようなものを使って情報を得ていただくと、こういうことを徹底をしまいたいというふうな考えております。もちろん、消防団ですとか役場の広報車等での広報もですね、有効な手段ですので、いろんな媒体を考えていきたいと思っております。

○6 番 (柳生 仁) 今の屋内のスピーカーに聞こえるはずだというお話でございましたが、どうも地区内の皆さん方は聞こえないなっていう、耳が死んでおったのかもしれない、そんなことであります。地区のスピーカーも村の流すスピーカーも屋内に聞こえるっていうことになれば再確認をしなければと思っております。

そうした中で、小型のスピーカーを谷合いにつけてもらえないかというお話でございますけど、ちょっと、村長、予算の面でなかなか難しいなっていうことでございますけども、防災のことでございますので、すぐには予算がつけられないかもしれませんが、しっかり研究をし、できることなら隅から隅までそういったのが聞こえるような取り組みを検討いただきたいわけでありまして、きょうの場合は検討してもらえるかどうかということをお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○村 長 子機——子機っていうか、それぞれのところから放送ができるようになっていきますので、この間は、同じ美里地区でも、洞といいますか、ここを使い、あそこを使いという格好で放送したかと思っておりますので、一斉にそれが聞こえなかったっていうことは、どこかの洞では聞こえなかったっていうことは十分考えられるかと思っております。

それから、常にこれは調べてもらいたいっていうことは聞いておりますので、調べるとなりましたらですね、もう一遍地区を通じてどうなのかということはやる必要がありますけれども、やります。やりますが、先ほどから言っておりますとおり、やはりいろんな媒体を使ってですね、知っていただくということが大事かと思っておりますので、それもあわせて宣伝をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

○6 番 (柳生 仁) ぜひ調査はお願いしたいと思っております。

次に5番の電気自動車の導入をっていうことで質問してまいりますけども、村では、災害時、停電のときにも数日間は非常用電源で電気が賄えるし、庁舎には太陽光発電

をとりつけてありまして、電源の確保ができるわけでありまして。災害時、ガソリンがなくても行動できる電気自動車の導入したらどうかということでございますけれども、村長も言われている化石燃料の低減につながるわけでありまして。7年前の東北の地震のときにはガソリンの販売の制限があったかと思っております。いつでも、災害時でも燃料の要るのは役場だけでなく住民も要るわけでありまして、行政のほうではこうした電気自動車を導入し、ある程度自由に行動できる車両を確保したらどうかということをおっしゃるわけでありまして。今性能のいい電気自動車は4回の充電で400kmが走るというようなこともニュースで聞いておりますけれども、また、ある村の副村長さんと話す機会がありましたら「おい。電気自動車はいいぜ。ガソリンが要らん。」って、「当たり前なんだけど、本当に都合いいぜ。」と、そして「費用も安い。」って言うておりましたけれども、村の考えをお伺いします。

○村 長 今お話がありましたように、家庭用電源100、120Vだっけ、100Vですか、これの商用電源から充電できる電気自動車が出てきておるということは聞いております。災害時にももちろん役に立つだろうということも想像ができます。

村としましては、通常の業務の使用車をですね、災害時に使用するということが原則であります。災害時のために一台とっておくという、そういうではありませんので、公用車の順次転換でものを考えてまいりたいということですが、次に考えておるのは、いきなり電気自動車がいいのか、今考えていますのは、やっぱり、こういう山坂多いし、商用電源をすぐとれるといってもですね、なかなか難しい。

また、ひところ、電気スタンド、村内の望岳荘あるいはチャオのあのあたりについたらというような政府の推進するお話もありました。ありましたが、ちょっとまだ時期尚早ということで、それはやめております。商用電源ですから、家庭での電源でいだろう、そんなの要らないじゃないかっていえばそれまでなんですけれども、考えておりますのは、公用車のですね、ハイブリッド型を順次入れ直していく、そういうことで対応していきたいと思っております。といいますのは、ちょっと電気自動車に対する理解が薄いかもしれませんが、やはり山坂多いですし、仕事としますとですね、公用に使う、ほとんど使っていく、こういう中で災害時に対応するっていうのが原則ですから、こんなことで考えておりますし、これらは燃費もいいもんですから、環境負荷も一気には言いませんが順次減らしていけるということで、次に更新するときにはハイブリッド車を、電気とガソリン、化石燃料というか、ガソリンですかのハイブリッド型を順次入れていくということに対応していきたいなと思っております。

○6 番 (柳生 仁) 電気自動車っていう表現が悪かったかもしれませんが、今エンジン型と両方あるようでもありますけれども、ニュースでは、ヨーロッパのほうでは、ある国では、もう何年後かにはガソリン車廃止しちゃおうなんていう新時代があるようでもありますけれども、それもまた問題があるようでありまして、電気自動車になると発電所が頑張らんとらんってなると、かえってCO₂が多いのかなっていうようなニュースもありました。ぜひ、災害時、ガソリンの要るのは役場だけでなく住民もでするので、役場でも少しでもガソリンを抑えられるような、また、購入する電気自動車を

災害用にとっておくと申し上げておるわけじゃありませんので、そういった新時代を先取りするのも、また、日本で最も美しい村を提唱する村としては、やっぱりCO₂を排出しない村長の考えには重要な課題と思っておりますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

最後になりますけれども、中川村防災計画書の見直しは進んでいるかっていうことでございますけれども、これも村長の公約にあったかと思っておりますが、現在中川村の防災計画書は、表紙見てみますと平成19年20年の改定とあります。以前に私も質問しましたが、ほかの方も質問したときに、このものは約5年に一回つつ見直していくんだよという話がありましたけれども、5年は過ぎて、今10年過ぎようとしておりますけれども、大変重要な防災計画書がなぜ見直せないかっていうことであります。余りにも、私は、役場としては、これ、重要なものを整理しなかったっていうことは怠慢じゃないかと思っておりますけれども、村長の公約で本年度中に見直しと言っておりましたが、現状はどのようになっていますか、伺います。

○総務課長 ご指摘のとおりでございます。現在見直し作業を進めておりまして、今年度中には見直しを終了するという予定であります。

○6 番 (柳生 仁) 大変重要な作業でありますし、時間のかかる作業でありますけれども、ぜひとも今年度中にしっかり見直して、住民が安心できるような、そんな地域防災計画書をつくっていただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。暫時休憩とします。

[午後4時27分 休憩]

[午後4時 分 再開]

○議 長 会議を再開します。

ここで申し上げます。

本日の会議時間は、一般質問の時間調整によってあらかじめ延長いたします。

暫時休憩とします。再開は午後4時35分とします。

[午後4時 分 休憩]

[午後4時35分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 小池厚議員。

○7 番 (小池 厚) 私は、さきに通告した1問、介護保険制度の改正に伴う要支援者に対する取り組みについて以下の質問をし、村の考えをただしたいと思っております。

平成27年、国は「社会保障と税の一体改革による社会保障の充実」と銘打って消費税をこれまでの5%から8%に引き上げをしました。いわく「消費税のアップ分はすべて社会保障の充実と新たに子育ての経費にも充当する。」と言って、平成30年度からは介護保険制度から要支援1・2対象者を新たに始まる市町村の総合事業に移すこ

とにしています。厚生労働省老健局振興課作成の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン概要版によれば「総合事業は、要支援者の多様なニーズに要支援者の能力を最大限に生かしつつ多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加、支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施することにより、住民主体のサービス利用、認定に至らない高齢者の増加、重度化予防の推進によって、結果として費用の効率化が図られる。」と、その趣旨を述べております。

そこで、要支援1・2対象者の介護保険制度からの除外、新たな市町村で取り組む総合事業への組みかえ、さらに市町村で新しく介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みについてどのように考えているか、村長に伺いたいと思います。

○村長 まず、総合事業が始まった経過、くどくならうかと思いますが、と基本的なその考え方、村はどうしていくんだ、この制度に対しての思いもありますし、そうは言いますが、これが始まっておりますので、この基本的なことをまず述べさせていただきたくて、細かくはですね、制度の改正については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、議員さんおっしゃったとおり、背景にはですね、やはり社会保障費が非常に増えていると、年金、それから医療、介護、トータルで32兆円を超える、達するというような状況があると、わかっていたことではあるんだけど、どの国も経験したことの無いような事態になっていると、少子化と超高齢化に日本はなる、入っていく、団塊の世代の全員がですね、8年後には75歳となるということで、ちょうど、失礼ながら議員さんのあたりがそうかな、大変申しわけございませんが、そういう段階に来ておるといふことかと思っております。しかもですね、高齢者は増えればいいんですけど、生産年齢人口自体が、これで、もう減っていますけれども、これでも、これからこれを境にして、8年後を境にして急激に減っていくということもわかっておったわけでありまして、社会保障制度をそのままに維持するのはもう無理だという背景があるかと思っております。しかも、あいさつでも——あいさつというかでも申しましたとおり、国も借金1,000兆円を超えておるといふような中では、2025年以降を想定して社会保障のあり方を考える必要があるというところが出発ということはおは事実かと思っております。

要するに、介護の仕組みについて申し上げればですね、保険料ですとか利用者の負担金、健保組合などからの拠出金、それから税金等で給付費の主要な部分を賄うというのはいもう限界に来ておるといふことは、もうこれはどうしようもない事実かなあというふうに思っています。そこで、地域全体で支え合って、地域の力を利用して、この制度の下で下支えをして、介護保険にできるだけ頼らないで、住みなれた地域で少しでも長く自分らしく生きていけるようになる将来の日本社会をつくっていききたいという大きな構想のもとにこの制度ができていっているのではないかと考えています。これをやるには、市町村の役割としてですね、始めるのが妥当だろうというのが国の言い分かと思っておりますし、そういう中で今年度から総合事業が始まっておるといふふうに認識しております。ですから、これは、全く新しい試みというふうには考えなきやなり

ませんし、要支援1・2の方を切っておるといふ、部分的にはそういう言い方もですね、要するに地方自治体に任せていてちゃんと国の責任を放棄しているんじゃないかという言い方もできないことはないわけでありまして、総体として、やはり介護保険の仕組みから社会保障の仕組みが、もう大きく、もう曲がり角に来ているってことは考えにやなりませんので、これは、もう国がこう提案した以上ですね、問題もあるんですけど、具体的にじゃあ中川村ではどうしていったらいいのかっていうことを当てはめて考えていくしかないだろうというのが私の考え方でございます。ですので、2025年以降の日本社会を見通しての一つの方法というふうには踏ん切りをつけにやあならんのかなあというのが今の気持ちでございます。

制度の改正につきまして、また29年に中川村では具体的にどういふことをやっていくんだってということについては保健福祉課長からちょっとお答えをさせていただきます。

○保健福祉課長 それでは、私のほうから移行をした若干の経過と今後の取り組みということについてお話をさせていただきます。

中川村では平成29年度から総合事業に移行をいたしました。いたしました、先ほど議員がガイドラインについてお話をされましたけれども、その中では幾つかのサービスの類型を述べられていたかというふうに思っています。その中で、中川村では、現行の基準から緩和した基準のもとで主に事業所の職員によって提供されるサービスAという分類がございますけれども、そちらに移行をいたしております。現状、まだ報酬の請求など事務的な面で落ち着いていない部分もございまして、現時点では、利用者、事業者の双方から苦情というレベルのものはいただいております。ただ、いかんせん始まってまだ半年のものでありまして、事業の中身について評価のできる段階にはないというふうには認識をしております。まずは、きちんと一年運用をしてみたら事業所の皆さんのご意見もお聞きして評価をしていきたいというふうには考えております。

今後一番重要になってくるのは、先ほど村長も申しましたが、地域住民が提供主体となるサービスBと言われる部分のものと、それから専門職による短期集中支援のサービスCというものがありますが、そこの立ち上げが喫緊の課題かなあというふうには思っております。具体化までは無理でも目指すサービスの姿とか方向性につきましては年度内に何とか固まってくるように検討を深めてまいりたいというふうには思っております。

総合事業というのは、それまでの保険給付であったものを事業のほうに移行したということではありますが、事業になったということは、単に効率化ということだけではなくて、自由度が増したということでもあります。つまり企画力が問われるということでありまして、この部分の体制強化も課題かなあというふうには思っております。

○7番 (小池 厚) 今村長のほうから、これは国でこういうふうには仕切ったんだから、これには市町村のほうで頑張るしかないんだというふうなお話でした。

私も本心を言いますと、もうどうしようもないなと、実際気に入らないんですけど

ども、そうやっていかなきゃ回っていかないのかなという部分は感じております。

しかし、もう一つの問題はですね、これから先、これから質問しますけれども、地元マンパワーがないんじゃないかと、あるいは行政のほうにもマンパワーがないんじゃないかなという、そこら辺が懸念になるわけでございまして、次の質問に入りますが、昨年補正予算で実施をした担い手養成講座っていうのは、村内の有資格者が講師となって介護事業にかかわっている人に必要な講習を行って、受講者にも好評だったと聞いているんですけども、その内容と成果についてお聞きをしたいと思います。

○保健福祉課長 昨年のちょうどこの9月の定例会に補正予算をお願いをしたものでございます。総合事業の担い手及び将来の住民主体のサービスの中心となれる人材の育成ということを目指してお願いをしたものでございました。具体的には、公的な資格であります介護職員初任者研修を修了していない方を対象と想定をしまして、総合事業の村のサービスに従事するための村独自の要件というふうにしましたので、そのための研修ということで開催をしたものでございます。

社会福祉法人麦の家に委託する形で実施をしまして、講師は松本理事長以下スタッフ3人が当たり、村からも地域包括支援センターの職員が一部を担当して実施しております。

研修の内容は、介護保険ほかの諸制度の概要、介護従事者に求められる知識、技能、職業倫理、利用者、家族、周辺の人々との接し方、心の仕組みの基礎的理解というメニューでありまして、ことしの2月末から3月上旬の短期間でありましたが、5日間で延べ15時間というかなりタフなものとなりました。さらに、希望者には外部指導者による2日連続、延べ11時間のスパービジョンという非常に濃い内容で開催をしたところでもあります。村内の事業所で働いておられる方やその事業所でボランティア活動をしておられる方々37人が受講し、34人が修了をしております。修了後のアンケートでは、日程の厳しさに対するご意見もございましたが、勉強になったというような前向きな回答が多く見られたところでもあります。

事業所の従事者を主なターゲットといたしましたので、専門職としての正しい理解を深めることと新しい気づきを得てもらうということが主眼となりました。このことの成果がサービスにどのように出ているかというのは、総合事業の中身とともに事業所の皆さんと意見交換をして把握したいと思っております。

○7 番 (小池 厚) 非常にいい成果があったように思います。今課長言われるように、サービスのA型ですか、に携わっていけるスタッフが養成されたように思いますけれども、先日ある専門家に聞きますと、これからはやっぱり総合事業が本格的に始まっていく中で、その生活支援コーディネーター等、地域での担い手が重要であり、これについては10年くらいなスパンでですね、計画的にそういったスタッフを養成する講座を開催していくのが重要ではないかというお話をしていたんですが、本年度での開催は考えているか、そこら辺はいかがでしょうか。

○保健福祉課長 昨年度の研修は、先ほど申しましたとおり、今年度スタートさせるために必要だったサービスAのためという意味合いが強いものでございました。まずは一定期間やっ

た上の評価に基づいて今後のことは考えたいと思っておりますので、本年度の開催は今のところ考えておりません。

ただ、村独自の研修を受講すれば、いわゆる無資格者であってもサービスAには従事できるというふうにしておりますので、少なくとも来年度は実施する必要があるというふうに思っております。

ご質問にあられましたとおり、今後必要だとされる担い手につきましては、事業所の従事者以外に地域でさまざまな取り組みを行う人材も含まれております。サービスBやその他の生活支援サービスの担い手あり方としてはボランティアや地域住民同士の助け合いに期待が集まるところでありまして、その育成にも注力をしていく必要がありますが、そのような皆さんに昨年度のようなハードルの高い研修が必要か、受講し切れるか、その辺は考えさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、PDCAサイクルが一回りしていない段階だと思っておりますので、来年度実施の方向で検討いたしたいと思っております。

○7 番 (小池 厚) ただいまの課長の答弁ですと、H29は様子を見たいと、また難しい研修をやってもついてこれないんじゃないかと、また、ちょっとレベルを落とした研修をやったとしても内容についてまだ固まっていないというような、そんなようなお話で、では、H29は補正をもってしても取り組まないという考えっていうふうに捉えてよろしいでしょうか。

○保健福祉課長 今後來年度の事業に向けて内部でも検討してまいります、ご意見もあるところでありますので、もし今年度間に合うものであれば、やることについては何らやぶさかではありませんが、現時点でちょっとそのビジョンが描けていないというふうにご理解いただければと思います。

○7 番 (小池 厚) 昨年ことしからスタートするためにやったっていうことですので、切れ目のない、やっぱりそういった何らかの講座を継続していただくようお願いをしまして、前向きな話もちょっと出ましたので、そこら辺を心にとめて次の質問に移ります。

先ほども言いましたが、これから先ですね、各地区の住民の力で、こうした要支援の方、介護支援をですね、含む包括支援を進めていかななくてはならないと思うんですが、行政としてどのような方策で取り組もうとしているか、方針があれば聞きたいと思っております。

また、ことし4月から取り組んでいる支えチャオの活動や協議体との関連について確認をさせていただきたいと思っております。

○保健福祉課長 地域の住民の力で進めていくための方策でございますが、正直に申し上げますと名案はございません。

もちろん、その先進的事例と呼ばれるものの情報収集や情報提供、あるいは何らかのアイデアがいろんなところから出てくれば地域のほうにも提案をしていくつもりでございますが、それぞれの地域で年齢構成も、あるいは地理的な条件も、それぞれの伝統というものも違いますので、決してお仕着せのものではうまくいかないかなあと

いうふうに思っております。

先ほど村長から情勢についてもお話を申し上げましたが、今後日本は人口減少というかつて誰も経験したことのない時代に全国的に突入をしていくわけであります。つまり、これまで自分たちが生きてきたというか、経験してきた社会とは大きく変わっていくんだという自覚を高齢者も私たちもみんなが持って、何が必要かということと同時に自分や自分たちに何ができるかということを考えていってもらう取り組みしかないのかなあというふうに思います。

災害時の支え合いマップから始まった地域づくり懇談会というのをやっておりますけれども、歳を重ねるごとに災害のときだけではなくて普段の支え合いということに視点がというか、焦点が移ってきております。参加されるのが組長さんが多いということがありまして、全世帯に一巡するまでにはまだ数年かかるかなあというふうに思いますが、地域によって温度差はございますけれども、何かが生まれてくる土壌はできつつあるようにも思います。

また、行政のほうとしましても、これまでさまざまな決まりごとなどや制度をつくってきましたが、そういうことだからということではなくて、もうそもそもそういうふうに制度や決まりをつくってきた前提が変わっていくんだということを我々も認識をする必要があるというふうに思いますし、そのことは地区組織に運営についても同じことが言えるかなあというふうに思います。

現在多様な皆さんにお集まりをいただいて協議体というものの会合を開催をしております。それこそ何の決まりごともない集まりでありまして、私自身、始めるときは正直どうなることかと思っておりましたが、皆さん真剣に毎回議論をしていただいております。この中からこういったことができるという声が上がってくれればいいと思いますし、社協の有償ボランティアについても、やはりかかわっておられる皆さん、それぞれに熱意を持って参加されておりますので、そこから何か具体的な提案がいただければありがたいかなあというふうに思っております。

○7 番 (小池 厚) 私自身、支えチャオという社協のほうで始まった、そういった有償ボランティアっていいですかね、その生活支援の取り組み、また、今課長のほうから言われた協議体ですか、それについても一応立場上活動に参加させていただいているというような状況なんですけれども、以前にもここで質問させていただきましたが、やはり、これからのですね、そういった地域支援、生活支援の場合ですね、センターが、各地域にあるセンターですね、集まれる場所、これがやっぱりポイントになるんではないかっていうふうな気がどうしてもしてならないんです。マンパワーが一定程度育ってきててもですね、じゃあ、それをどこで総括するっていいですか、まとめるかっていう、もちろんリーダー的な人が要る、必要になると思いますし、またそこに集まってこられる、また寄り合い所帯になる、地区の会館がそこになる場合もあるとは思いますが、そういったものをですね、実際に確保していくのはどうしてもやっぱり必要だなというような感じがしております。人ごとではなくて、自分自身もですね、こういった、いつお世話になるかわからない、そういった状況になってきております

ので、支え合いっていいですか、サポートできるときは一生懸命サポートしていきたいなっていう気持ちもありますので、そこら辺ですね、行政のほうと一体になって、こうした総合事業ですか、少しでも前へ出るように取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、行政のほうでも、先ほど課長が言われたようにですね、模索状態ではあると思いますけれども、専門家のほうでもですね、マンパワーですか、少しでも多くの人に、そういった研修を受けてですね、担ってもらえる人を増やせるような状況をつくっていただくよう要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦勞さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時56分 散会]